

令和2年度第1回弘前市地域包括支援
センター運営協議会会議資料

日時：令和2年8月6日（木）午後1時

場所：弘前市民会館1階 大会議室

令和元年度の実績報告について

1. ケアマネジメントの実績

ア 介護予防支援計画の実績

※介護予防支援計画とは…要支援者に対する支援計画のうち、介護予防サービス(通所リハ、訪問看護、福祉用具の貸与等)の利用も計画されているもの。

(単位:件)

地域包括支援センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上期計(のべ件数)	
	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)
第一	120	(39)	21	116	(40)	21	115	(40)	21	113	(39)	21	114	(37)	20	110	(33)	18	688	(228)
第二	122	(19)	14	129	(24)	16	130	(21)	15	130	(25)	13	127	(19)	13	127	(19)	12	765	(127)
第三	162	(36)	19	166	(43)	20	169	(45)	23	173	(49)	24	167	(46)	22	163	(44)	22	1,000	(263)
東部	66	(31)	13	62	(29)	13	67	(33)	15	69	(35)	15	72	(39)	17	75	(39)	18	411	(206)
西部	56	(4)	2	58	(4)	1	57	(5)	1	61	(7)	2	63	(5)	2	65	(5)	2	360	(30)
南部	175	(50)	21	176	(48)	19	183	(55)	21	177	(53)	21	173	(51)	20	174	(50)	18	1,058	(307)
北部	80	(21)	9	83	(24)	11	88	(26)	10	93	(31)	10	84	(25)	10	86	(26)	9	514	(153)
合計	781	(200)		790	(212)		809	(225)		816	(239)		800	(222)		800	(216)		4,796	(1,314)

地域包括支援センター名	10月分			11月分			12月分			1月分			2月分			3月分			令和元年度計(のべ件数)	
	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)
第一	110	(32)	19	109	(33)	18	107	(31)	16	105	(30)	16	103	(31)	17	106	(31)	16	1,328	(416)
第二	122	(20)	13	123	(20)	13	125	(21)	13	123	(22)	11	124	(20)	13	121	(20)	12	1,503	(250)
第三	167	(45)	23	166	(48)	23	165	(48)	23	163	(45)	23	154	(43)	23	153	(42)	21	1,968	(534)
東部	71	(37)	19	71	(37)	18	68	(35)	16	60	(32)	15	63	(33)	16	72	(39)	20	816	(419)
西部	62	(6)	2	58	(5)	2	55	(5)	1	54	(5)	1	50	(5)	1	52	(5)	1	691	(61)
南部	178	(51)	18	178	(52)	20	160	(47)	20	159	(45)	20	162	(48)	20	153	(44)	17	2,048	(594)
北部	82	(22)	8	81	(22)	9	86	(21)	9	80	(20)	9	84	(20)	9	86	(21)	9	1,013	(279)
合計	792	(213)		786	(217)		766	(208)		744	(199)		740	(200)		743	(202)		9,367	(2,553)

イ 介護予防ケアマネジメントの実績

※介護予防ケアマネジメントとは…事業対象者に対する支援計画及び、要支援者に対する支援計画のうち総合事業サービスのみ計画されているもの。

(単位:件)

地域包括支援センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上期計(のべ件数)	
	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)
第一	388	(51)	8	385	(51)	9	383	(51)	9	384	(52)	10	385	(56)	12	384	(58)	14	2,309	(319)
第二	236	(24)	14	235	(23)	14	234	(20)	12	233	(19)	10	236	(19)	12	236	(19)	13	1,410	(124)
第三	486	(57)	21	493	(57)	21	497	(58)	21	499	(57)	21	501	(57)	21	496	(60)	22	2,972	(346)
東部	222	(76)	26	242	(86)	28	240	(85)	28	240	(87)	29	240	(83)	30	236	(82)	29	1,420	(499)
西部	171	(16)	3	170	(14)	3	161	(14)	3	162	(10)	3	158	(13)	5	164	(16)	5	986	(83)
南部	451	(83)	19	459	(77)	18	461	(69)	17	462	(73)	20	458	(74)	20	447	(77)	20	2,738	(453)
北部	260	(32)	11	245	(29)	10	238	(31)	11	240	(28)	10	238	(27)	11	236	(24)	12	1,457	(171)
合計	2,214	(339)		2,229	(337)		2,214	(328)		2,220	(326)		2,216	(329)		2,199	(336)		13,292	(1,995)

(単位:件)

地域包括支援センター名	10月分			11月分			12月分			1月分			2月分			3月分			令和元年度計(のべ件数)	
	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)
第一	368	(57)	13	369	(55)	14	372	(60)	15	368	(57)	15	367	(56)	13	360	(49)	12	4,513	(653)
第二	247	(20)	13	239	(20)	13	233	(19)	13	234	(21)	12	240	(20)	13	233	(19)	14	2,836	(243)
第三	495	(58)	21	494	(65)	25	498	(67)	26	504	(71)	26	512	(76)	28	491	(75)	28	5,966	(758)
東部	233	(80)	28	231	(83)	30	230	(83)	31	262	(102)	31	242	(87)	31	223	(79)	26	2,841	(1,013)
西部	162	(13)	6	160	(14)	6	169	(15)	6	164	(12)	4	169	(12)	4	163	(11)	5	1,973	(160)
南部	448	(75)	19	444	(73)	20	459	(71)	20	440	(69)	20	445	(66)	21	419	(68)	21	5,393	(875)
北部	228	(28)	13	234	(26)	12	257	(28)	12	281	(28)	12	276	(24)	11	259	(20)	12	2,992	(325)
合計	2,181	(331)		2,171	(336)		2,218	(343)		2,253	(360)		2,251	(341)		2,148	(321)		26,514	(4,027)

ウ 包括的支援業務における介護予防ケアマネジメントの実績

※介護予防ケアマネジメントのうち、事業対象者に対する支援計画(三職種による支援計画)

(単位:件)

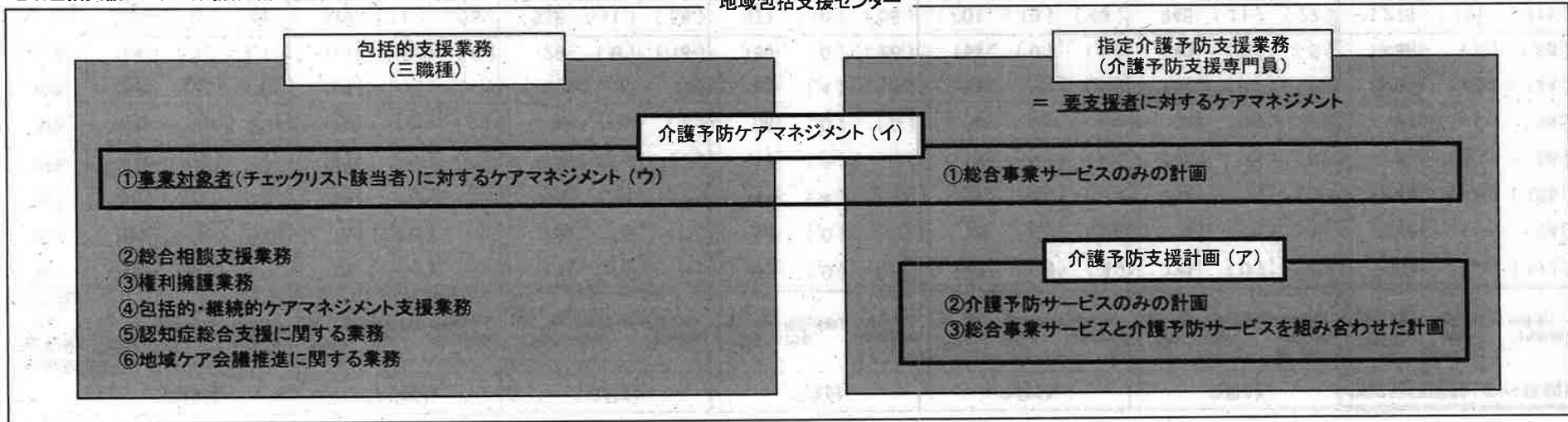
地域包括支援センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上期計(のべ件数)		
	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)
第一	171	(0)	(56)	170	(0)	(7)	168	(0)	(8)	170	(0)	(6)	171	(0)	(5)	174	(0)	(7)	1,024	(0)	(89)
第二	84	(0)	(45)	88	(0)	(5)	94	(0)	(6)	93	(0)	(3)	98	(0)	(3)	98	(0)	(5)	555	(0)	(67)
第三	192	(2)	(45)	196	(3)	(15)	201	(3)	(9)	203	(3)	(7)	205	(3)	(10)	206	(3)	(9)	1,203	(17)	(95)
東部	81	(3)	(14)	96	(5)	(13)	98	(5)	(5)	100	(4)	(1)	109	(3)	(5)	108	(2)	(4)	592	(22)	(42)
西部	61	(0)	(25)	61	(0)	(4)	57	(0)	(3)	55	(0)	(1)	46	(0)	(0)	51	(0)	(3)	331	(0)	(36)
南部	186	(6)	(45)	195	(5)	(17)	189	(4)	(7)	192	(5)	(11)	187	(5)	(5)	176	(4)	(6)	1,125	(29)	(91)
北部	130	(0)	(21)	122	(0)	(6)	113	(0)	(4)	112	(0)	(2)	113	(0)	(0)	112	(0)	(1)	702	(0)	(34)
合計	905	(11)	(251)	928	(13)	(67)	920	(12)	(42)	925	(12)	(31)	929	(11)	(28)	925	(9)	(35)	5,532	(68)	(454)

(単位:件)

地域包括支援センター名	10月分			11月分			12月分			1月分			2月分			3月分			令和元年度計(のべ件数)			三職種1人当たりの担当件数(件/月)
	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	
第一	169	(0)	(5)	170	(0)	(8)	173	(0)	(5)	173	(0)	(8)	173	(0)	(4)	171	(0)	(8)	2,053	(0)	(127)	42.8
第二	104	(0)	(4)	99	(0)	(2)	98	(0)	(3)	91	(0)	(2)	99	(0)	(5)	95	(0)	(1)	1,141	(0)	(84)	23.8
第三	201	(2)	(10)	201	(3)	(6)	206	(3)	(17)	211	(4)	(11)	219	(5)	(13)	207	(5)	(3)	2,448	(39)	(155)	34.0
東部	112	(2)	(3)	111	(2)	(3)	109	(2)	(5)	119	(2)	(8)	115	(2)	(5)	109	(2)	(2)	1,267	(34)	(68)	26.4
西部	54	(0)	(8)	53	(0)	(2)	56	(0)	(2)	58	(0)	(3)	62	(0)	(5)	59	(0)	(3)	673	(0)	(59)	14.0
南部	189	(6)	(10)	184	(6)	(9)	188	(6)	(6)	175	(4)	(4)	181	(3)	(9)	164	(4)	(5)	2,206	(58)	(134)	26.3
北部	104	(0)	(1)	111	(0)	(5)	129	(0)	(18)	150	(0)	(20)	152	(0)	(5)	140	(0)	(5)	1,488	(0)	(88)	31.0
合計	933	(10)	(41)	929	(11)	(35)	959	(11)	(56)	977	(10)	(56)	1,001	(10)	(46)	945	(11)	(27)	11,276	(131)	(715)	28.5

(参考)

地域包括支援センター業務概略図



4

(単位:人)

地域包括支援センター名	人口			高齢者数			高齢化率		
	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1
第一	27,191	27,008	26,631	7,796	7,901	8,044	28.7%	29.3%	30.2%
第二	19,960	19,670	19,314	6,442	6,487	6,575	32.3%	33.0%	34.0%
第三	32,138	31,875	31,103	10,163	10,265	10,323	31.6%	32.2%	33.2%
東部	29,955	29,757	29,100	6,825	6,896	7,013	22.8%	23.2%	24.1%
西部	12,387	12,192	11,968	4,165	4,177	4,203	33.6%	34.3%	35.1%
南部	38,198	37,739	36,863	12,853	12,990	13,047	33.6%	34.4%	35.4%
北部	14,402	14,150	13,704	5,133	5,166	5,138	35.6%	36.5%	37.5%
合計	174,231	172,391	168,683	53,377	53,882	54,343	30.6%	31.3%	32.2%



※ 人口及び高齢者数は、3月末現在。

2. 訪問型サービス(第1号訪問事業)及び通所型サービス(第1号通所事業)の紹介率最高法人に関する実績

上段：紹介率最高法人の件数 / 全件数

中段：紹介率最高法人のケアプラン割合

下段：紹介率最高法人名

地域包括支援センター名 (法人名)	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分	
	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス
第一	42/153 27.5%	91/333 27.3%	35/149 23.5%	91/326 27.9%	34/156 21.8%	86/322 26.7%	30/149 20.1%	84/308 27.3%	23/151 15.2%	85/322 26.4%	18/143 12.6%	89/325 27.4%
(津軽保健生活協同組合)	津軽保健生活協同組合	(株) 日本健康開発	津軽保健生活協同組合	(株) 日本健康開発	津軽保健生活協同組合	(株) 日本健康開発	津軽保健生活協同組合	(株) 日本健康開発	津軽保健生活協同組合	(株) 日本健康開発	(株) ケアラライフ青森	(株) 日本健康開発
第二	15/91 16.5%	44/180 24.4%	16/86 18.6%	27/185 14.6%	15/88 17.0%	42/190 22.1%	14/85 16.5%	43/180 23.9%	14/85 16.5%	41/184 22.3%	16/89 18.0%	45/189 23.8%
(弘前豊徳会)	(株) ケアラライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアラライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアラライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアラライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアラライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアラライフ青森	(株) 日本健康開発
第三	38/260 14.6%	57/386 14.8%	38/258 14.7%	58/391 14.8%	38/266 14.3%	60/394 15.2%	38/265 14.3%	62/399 15.5%	40/268 14.9%	59/401 14.7%	39/269 14.5%	61/393 15.5%
(愛成会)	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会
東部	11/63 17.5%	25/214 11.7%	11/68 16.2%	28/231 12.1%	10/64 15.6%	29/229 12.7%	11/63 17.5%	27/215 12.6%	12/71 16.9%	28/218 12.8%	13/67 19.4%	29/225 12.9%
(一葉会)	(社) 一葉会	(社) 一葉会	(社) 一葉会	(社) 緑風会	(社) 桃仁会	(医) 弘愛会	(社) 桃仁会	(医) 弘愛会	(株) ライフサポート	(医) 弘愛会	(株) ケアサービス弘前	(医) 弘愛会
西部	8/28 28.6%	76/129 58.9%	10/31 32.3%	76/155 49.0%	10/30 33.3%	72/150 48.0%	10/31 32.3%	95/152 62.5%	10/32 31.3%	72/147 49.0%	10/31 32.3%	73/148 49.3%
(嶽陽会)	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会
南部	27/134 20.1%	56/416 13.5%	29/140 20.7%	57/423 13.5%	30/142 21.1%	60/417 14.4%	30/143 21.0%	55/425 12.9%	29/142 20.4%	54/424 12.7%	29/140 20.7%	50/419 11.9%
(博陽会)	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会
北部	7/29 24.1%	62/215 28.8%	6/28 21.4%	64/256 25.0%	6/27 22.2%	63/242 26.0%	7/24 29.2%	64/247 25.9%	6/24 25.0%	65/250 26.0%	5/21 23.8%	67/251 26.7%
(七峰会)	(株) 大与	(社) つがる三和会	(社) 七峰会	(社) つがる三和会	(社) 七峰会	(社) つがる三和会	(社) 七峰会	(社) つがる三和会	(社) 七峰会	(社) つがる三和会	(社) 七峰会	(社) つがる三和会

※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

地域包括支援センター名 (法人名)	10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分	
	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス
第一	18/141 12.8%	82/324 25.3%	17/138 12.3%	82/328 25.0%	20/137 14.6%	83/326 25.5%	21/140 15.0%	76/313 24.3%	23/145 15.9%	76/311 24.4%	22/146 15.1%	76/306 24.8%
(津軽保健生活協同組合)	津軽保健生活協同組合	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発
第二	17/90 18.9%	45/203 22.2%	19/90 21.1%	46/197 23.4%	19/84 22.6%	44/196 22.4%	19/87 21.8%	40/192 20.8%	19/89 21.3%	39/197 19.8%	20/62 32.3%	39/191 20.4%
(弘前豊徳会)	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発
第三	39/265 14.7%	57/396 14.4%	39/265 14.7%	61/397 15.4%	38/265 14.3%	58/404 14.4%	43/266 16.2%	56/400 14.0%	42/267 15.7%	58/411 14.1%	37/262 14.1%	55/411 13.4%
(愛成会)	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(有) ケアサービス弘前	(医) 弘愛会	(有) ケアサービス弘前	(医) 弘愛会	(有) ケアサービス弘前	(医) 弘愛会
東部	13/68 19.1%	26/219 11.9%	13/62 21.0%	26/209 12.4%	14/69 20.3%	27/217 12.4%	27/80 33.8%	28/229 12.2%	14/72 19.4%	27/225 12.0%	14/74 18.9%	28/213 13.1%
(一葉会)	(社) 桃仁会	(医) 弘愛会	(社) 桃仁会	(医) 弘愛会	(社) 桃仁会	(医) 弘愛会	(社) 桃仁会	(医) 弘愛会	(社) 桃仁会	(社) 緑風会	(社) 桃仁会	(社) 緑風会
西部	11/30 36.7%	71/152 46.7%	10/29 34.5%	70/151 46.4%	10/28 35.7%	74/155 47.7%	10/29 34.5%	75/155 48.4%	10/28 35.7%	77/161 47.8%	10/26 38.5%	78/157 49.7%
(嶽陽会)	(医) 仙知会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(医) 仙知会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(医) 仙知会	(社) 嶽陽会	(医) 仙知会	(社) 嶽陽会
南部	30/143 21.0%	51/426 12.0%	28/140 20.0%	54/416 13.0%	27/140 19.3%	55/421 13.1%	26/139 18.7%	56/398 14.1%	23/135 17.0%	56/407 13.8%	23/23 18.5%	52/385 13.5%
(博陽会)	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会
北部	5/21 23.8%	62/242 25.6%	5/20 25.0%	64/240 26.7%	4/20 20.0%	65/268 24.3%	4/19 21.1%	67/281 23.8%	5/21 23.8%	68/282 24.1%	5/21 23.8%	64/269 23.8%
(七峰会)	(社) 七峰会	(社) つがる三和会	(株) 大与	(社) つがる三和会	(株) 大与	(社) つがる三和会	(社) 七峰会	(社) 七峰会	(株) 大与	(社) 七峰会	(社) 七峰会	(社) 七峰会

※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

平成31年度包括的支援事業実績

【相談件数】

()内は独居高齢者数

※単位:人・件

地域包括支援センター	人口 R2.3.31現在	高齢者数 R2.3.31現在	65歳以上 単身世帯数 R2.3.31現在	来所		電話		その他		H31年度合計		H30年度合計	
				実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	26,631	8,044	2,706	123 (23)	165 (28)	328 (70)	397 (97)	9 (2)	10 (2)	460 (95)	572 (127)	483 (91)	581 (120)
第二	19,314	6,575	2,043	58 (15)	63 (17)	264 (88)	282 (98)	14 (4)	17 (6)	336 (107)	362 (121)	364 (109)	422 (136)
第三	31,103	10,323	4,053	123 (41)	133 (46)	498 (206)	521 (215)	45 (20)	47 (22)	666 (267)	701 (283)	710 (279)	789 (323)
東部	29,100	7,013	2,276	76 (17)	85 (20)	346 (121)	438 (158)	8 (1)	9 (2)	430 (139)	532 (180)	423 (126)	538 (171)
西部	11,968	4,203	1,097	67 (8)	80 (9)	128 (26)	165 (44)	16 (6)	17 (6)	211 (40)	262 (59)	217 (30)	290 (54)
南部	36,863	13,047	3,796	82 (19)	96 (22)	488 (171)	519 (181)	30 (11)	31 (12)	600 (201)	646 (215)	668 (228)	725 (253)
北部	13,704	5,138	1,393	65 (5)	77 (9)	255 (32)	271 (36)	18 (2)	18 (2)	338 (39)	366 (47)	395 (34)	417 (39)
合計	168,683	54,343	17,364	594 (128)	699 (151)	2,307 (714)	2,593 (829)	140 (46)	149 (52)	3,041 (888)	3,441 (1,032)	3,260 (897)	3,762 (1,096)
延べ数の構成比 (%)					20.3%		75.4%		4.3%		100%		

【相談者の区分】

()内は独居高齢者数

※単位:件

地域包括支援センター	本人		家族		介護支援専門員		介護サービス事業所職員		関係機関		その他		H31年度合計		H30年度合計	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	53 (11)	69 (18)	174 (30)	213 (34)	65 (13)	77 (15)	31 (1)	32 (1)	122 (35)	154 (52)	15 (5)	27 (7)	460 (95)	572 (127)	483 (91)	581 (120)
第二	29 (11)	31 (13)	114 (23)	122 (27)	55 (20)	59 (24)	27 (9)	27 (9)	103 (38)	113 (40)	8 (6)	10 (8)	336 (107)	362 (121)	364 (109)	422 (136)
第三	89 (48)	91 (49)	227 (54)	246 (64)	66 (26)	69 (27)	51 (31)	52 (32)	225 (105)	235 (108)	8 (3)	8 (3)	666 (267)	701 (283)	710 (279)	789 (323)
東部	56 (29)	78 (41)	154 (30)	197 (42)	28 (8)	40 (13)	33 (13)	36 (15)	141 (49)	162 (58)	18 (10)	19 (11)	430 (139)	532 (180)	423 (126)	538 (171)
西部	22 (4)	30 (6)	83 (10)	99 (15)	16 (4)	28 (8)	18 (4)	18 (4)	65 (15)	80 (23)	7 (3)	7 (3)	211 (40)	262 (59)	217 (30)	290 (54)
南部	56 (23)	58 (24)	257 (56)	289 (64)	40 (13)	42 (13)	33 (11)	33 (11)	201 (93)	211 (98)	13 (5)	13 (5)	600 (201)	646 (215)	668 (228)	725 (253)
北部	34 (7)	40 (12)	131 (10)	143 (10)	41 (3)	42 (3)	18 (1)	18 (1)	90 (16)	97 (17)	24 (2)	26 (4)	338 (39)	366 (47)	395 (34)	417 (39)
合計	339 (133)	397 (163)	1,140 (213)	1,309 (256)	311 (87)	357 (103)	211 (70)	216 (73)	947 (351)	1,052 (396)	93 (34)	110 (41)	3,041 (888)	3,441 (1,032)	3,260 (897)	3,762 (1,096)
延べ数の構成比 (%)		11.5%		38.0%		10.4%		6.3%		30.6%		3.2%		100%		

【相談内容】(延べ数)

()内は独居高齢者数

※単位:件

地域包括支援センター	介護の方法 介護用品 介護機器	介護保険 制度	保健 医療 福祉	認知症 関係	権利擁護					その他	H31年度 合計	H30年度 合計
					高齢者虐待		成年後見 制度		措置支援			
第一	10 (4)	411 (77)	165 (49)	52 (6)	実10人 11 (0)	実7人 9 (2)	0 (0)	10 (6)	1 (1)	8 (4)	677 (149)	607 (128)
第二	6 (0)	258 (81)	59 (23)	34 (6)	実6人 6 (0)	実12人 12 (10)	0 (0)	2 (1)	3 (3)	7 (3)	387 (127)	430 (137)
第三	3 (0)	472 (177)	137 (71)	93 (39)	実11人 14 (0)	実10人 10 (6)	0 (0)	5 (1)	3 (3)	0 (0)	737 (297)	846 (343)
東部	10 (7)	284 (74)	150 (68)	68 (24)	実4人 5 (2)	実7人 17 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	538 (181)	561 (177)
西部	14 (1)	193 (38)	42 (10)	37 (8)	実4人 4 (0)	実2人 2 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	10 (4)	303 (63)	340 (71)
南部	11 (2)	487 (154)	36 (13)	40 (9)	実14人 17 (0)	実10人 10 (8)	0 (0)	3 (3)	2 (2)	45 (25)	651 (216)	739 (265)
北部	6 (0)	245 (25)	75 (15)	23 (3)	実5人 6 (0)	実7人 7 (2)	0 (0)	3 (1)	1 (0)	10 (2)	376 (48)	428 (41)
合計	60 (14)	2,350 (626)	664 (249)	347 (95)	実54人 63 (2)	実55人 67 (33)	0 (0)	24 (12)	10 (9)	84 (41)	3,669 (1,081)	3,951 (1,162)
構成比(%)	1.6%	64.1%	18.1%	9.5%	1.7%		1.8%	0%	0.7%	0.3%	2.3%	100%

【訪問件数】

()内は独居高齢者数

※単位:人・件

地域包括支援センター	人口 R2.3.31現在	高齢者数 R2.3.31現在	実態把握		総合事業の対象者		支援を要する高齢者		H31年度計		H30年度計	
			実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	26,631	8,044	428 (95)	429 (95)	122 (29)	482 (138)	36 (16)	133 (51)	586 (140)	1,044 (284)	648 (156)	982 (244)
第二	19,314	6,575	303 (91)	303 (91)	123 (43)	370 (146)	132 (43)	224 (78)	558 (177)	897 (315)	611 (225)	927 (357)
第三	31,103	10,323	233 (103)	233 (103)	226 (98)	1,487 (649)	221 (88)	1,408 (619)	680 (289)	3,128 (1,371)	636 (269)	2,608 (1,237)
東部	29,100	7,013	135 (38)	135 (38)	106 (29)	256 (69)	157 (50)	341 (131)	398 (117)	732 (238)	381 (128)	688 (273)
西部	11,968	4,203	231 (45)	231 (45)	86 (16)	317 (76)	47 (19)	112 (51)	364 (80)	660 (172)	379 (58)	780 (120)
南部	36,863	13,047	495 (151)	495 (151)	258 (105)	736 (340)	389 (148)	845 (425)	1,142 (404)	2,076 (916)	1,019 (349)	1,708 (704)
北部	13,704	5,138	395 (76)	395 (76)	175 (5)	274 (15)	125 (41)	198 (64)	695 (122)	867 (155)	701 (118)	1,190 (168)
合計	168,683	54,343	2,220 (599)	2,221 (599)	1,096 (325)	3,922 (1,433)	1,107 (405)	3,261 (1,419)	4,423 (1,329)	9,404 (3,451)	4,375 (1,303)	8,883 (3,103)
延べ数の構成比(%)				23.6%		41.7%		34.7%		100%		

【相談件数の平成29～31年度実績比較】

※単位:人・件

	来所						電話						その他						合計					
	29年度		30年度		31年度		29年度		30年度		31年度		29年度		30年度		31年度		29年度		30年度		31年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	74	118	115	149	123	165	327	454	354	417	328	397	11	20	14	15	9	10	412	592	483	581	460	572
第二	55	68	62	70	58	63	271	359	293	336	264	282	7	7	9	16	14	17	333	434	364	422	336	362
第三	115	116	107	131	123	133	469	487	525	576	498	521	9	10	78	82	45	47	593	613	710	789	666	701
東部	55	86	63	79	76	85	387	618	355	454	346	438	2	3	5	5	8	9	444	707	423	538	430	532
西部	59	99	72	88	67	80	115	189	133	188	128	165	18	21	12	14	16	17	192	309	217	290	211	262
南部	72	201	54	65	82	96	433	606	584	625	488	519	64	68	30	35	30	31	569	875	668	725	600	646
北部	49	57	69	70	65	77	242	269	300	319	255	271	62	66	26	28	18	18	353	392	395	417	338	366
合計	479	745	542	652	594	699	2,244	2,982	2,544	2,915	2,307	2,593	173	195	174	195	140	149	2,896	3,922	3,260	3,762	3,041	3,441

【相談者の平成29～31年度実績比較】

※単位:件

	本人						家族						介護支援専門員						介護サービス事業所職員					
	29年度		30年度		31年度		29年度		30年度		31年度		29年度		30年度		31年度		29年度		30年度		31年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	43	67	52	60	53	69	143	216	171	210	174	213	64	93	64	80	65	77	42	49	66	70	31	32
第二	31	46	45	58	29	31	107	148	115	137	114	122	66	78	60	68	55	59	35	43	46	48	27	27
第三	85	86	115	126	89	91	234	243	264	296	227	246	45	47	48	55	66	69	38	38	73	75	51	52
東部	60	97	45	66	56	78	159	252	177	228	154	197	23	38	30	36	28	40	45	69	37	38	33	36
西部	13	36	14	25	22	30	73	127	92	114	83	99	24	32	23	33	16	28	23	31	22	25	18	18
南部	106	166	69	77	56	58	197	330	237	269	257	289	63	69	52	57	40	42	56	120	95	96	33	33
北部	71	75	32	33	34	40	134	155	140	149	131	143	30	34	38	40	41	42	22	22	54	54	18	18
合計	409	573	372	445	339	397	1,047	1,471	1,196	1,403	1,140	1,309	315	391	315	369	311	357	261	372	393	406	211	216

	関係機関						その他						合計					
	29年度		30年度		31年度		29年度		30年度		31年度		29年度		30年度		31年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	110	149	119	148	122	154	10	18	11	13	15	27	412	592	483	581	460	572
第二	85	108	93	106	103	113	9	11	5	5	8	10	333	434	364	422	336	362
第三	156	164	198	225	225	235	35	35	12	12	8	8	593	613	710	789	666	701
東部	144	230	119	155	141	162	13	21	15	15	18	19	444	707	423	538	430	532
西部	56	77	57	82	65	80	3	6	9	11	7	7	192	309	217	290	211	262
南部	133	172	208	219	201	211	14	18	7	7	13	13	569	875	668	725	600	646
北部	82	89	108	116	90	97	14	17	23	25	24	26	353	392	395	417	338	366
合計	766	989	902	1,051	947	1,052	98	126	82	88	93	110	2,896	3,922	3,260	3,762	3,041	3,441

【相談内容(延べ件数)の平成29～31年度実績比較】

※単位:件

	介護の方法 介護用品 介護機器			介護保険制度			保健医療福祉			認知症関係			権利擁護 (再掲)高齢者虐待						その他			合計		
	29年度	30年度	31年度	29年度	30年度	31年度	29年度	30年度	31年度	29年度	30年度	31年度	29年度	30年度	31年度	29年度	30年度	31年度	29年度	30年度	31年度	29年度	30年度	31年度
	第一	20	7	10	468	472	411	64	71	165	44	40	52	22	10	31	5	2	11	5	7	8	623	607
第二	9	4	6	307	300	258	88	86	59	21	15	34	16	23	23	5	5	6	1	2	7	442	430	387
第三	11	12	3	402	556	472	117	140	137	60	96	93	21	29	32	6	13	14	73	13	0	684	846	737
東部	39	35	10	412	312	284	208	101	150	146	90	68	37	17	22	2	9	5	2	6	4	844	561	538
西部	42	27	14	200	195	193	73	56	42	48	32	37	36	23	7	23	8	4	15	7	10	414	340	303
南部	149	18	11	494	556	487	116	43	36	69	34	40	24	41	32	11	21	17	51	47	45	903	739	651
北部	10	5	6	293	316	245	26	44	75	28	28	23	11	9	17	8	5	6	35	26	10	403	428	376
合計	280	108	60	2,576	2,707	2,350	692	541	664	416	335	347	167	152	164	60	63	63	182	108	84	4,313	3,951	3,669

【訪問件数の平成29～31年度実績比較】

※単位:件

	実態把握						総合事業の対象者						支援を要する高齢者						合計					
	29年度		30年度		31年度		29年度		30年度		31年度		29年度		30年度		31年度		29年度		30年度		31年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	299	299	526	526	428	429	40	203	96	392	122	482	53	100	26	64	36	133	392	602	648	982	586	1,044
第二	283	283	360	360	303	303	41	112	99	346	123	370	119	205	152	221	132	224	443	600	611	927	558	897
第三	190	193	224	224	233	233	123	691	213	1,408	226	1,487	194	903	199	976	221	1,408	507	1,787	636	2,608	680	3,128
東部	167	169	132	132	135	135	44	107	88	236	106	256	160	320	161	320	157	341	371	596	381	688	398	732
西部	245	247	256	256	231	231	83	361	78	369	86	317	36	136	45	155	47	112	364	744	379	780	364	660
南部	518	521	533	533	495	495	133	364	203	635	258	736	199	536	283	540	389	845	850	1,421	1,019	1,708	1,142	2,076
北部	325	325	394	394	395	395	37	383	240	698	175	274	85	118	67	98	125	198	447	826	701	1,190	695	867
合計	2,027	2,037	2,425	2,425	2,220	2,221	501	2,221	1,017	4,084	1,096	3,922	846	2,318	933	2,374	1,107	3,261	3,374	6,576	4,375	8,883	4,423	9,404

平成31年度地域包括支援センター収支決算状況

(1) 包括的支援事業

(単位:円)

		弘前市第一 地域包括支援 センター		弘前市第二 地域包括支援 センター		弘前市第三 地域包括支援 センター		弘前市東部 地域包括支援 センター		弘前市西部 地域包括支援 センター		弘前市南部 地域包括支援 センター		弘前市北部 地域包括支援 センター		合計	
収入	市委託料	20,945,000	72.7%	21,385,000	83.5%	28,969,000	75.1%	20,945,000	85.9%	20,945,000	88.9%	38,856,000	85.9%	26,505,000	83.5%	178,550,000	81.9%
	ケアマネジメント収入	7,878,160	27.3%	4,228,800	16.5%	9,619,340	24.9%	3,405,700	14.0%	2,618,740	11.1%	6,373,230	14.1%	5,251,870	16.5%	39,375,840	18.1%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	36,000	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	36,000	0.0%
	収入合計	28,823,160		25,613,800		38,588,340		24,386,700		23,563,740		45,229,230		31,756,870		217,961,840	
支出	人件費	25,021,460	86.8%	21,225,572	82.9%	34,976,102	90.6%	18,156,762	74.5%	18,649,859	79.1%	30,723,058	67.9%	21,425,993	67.5%	170,178,806	78.1%
	事務費	1,419,700	4.9%	1,654,759	6.5%	1,891,366	4.9%	2,709,855	11.1%	1,007,570	4.3%	4,599,199	10.2%	1,763,265	5.6%	15,045,714	6.9%
	管理費	352,000	1.2%	293,469	1.1%	866,612	2.2%	782,469	3.2%	1,906,311	8.1%	1,283,903	2.8%	1,007,612	3.2%	6,492,376	3.0%
	委託料	2,000,000	6.9%	2,440,000	9.5%	886,430	2.3%	2,121,464	8.7%	2,000,000	8.5%	8,623,070	19.1%	7,560,000	23.8%	25,630,964	11.8%
	その他	30,000	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	616,150	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	646,150	0.3%
	支出合計	28,823,160		25,613,800		38,620,510		24,386,700		23,563,740		45,229,230		31,756,870		217,994,010	

(2) 介護予防支援事業

(単位:円)

		弘前市第一 地域包括支援 センター		弘前市第二 地域包括支援 センター		弘前市第三 地域包括支援 センター		弘前市東部 地域包括支援 センター		弘前市西部 地域包括支援 センター		弘前市南部 地域包括支援 センター		弘前市北部 地域包括支援 センター		合計	
収入	ケアマネジメント収入	16,380,420	100.0%	13,819,130	99.7%	23,504,590	99.6%	10,220,210	99.6%	8,738,890	98.8%	24,748,040	99.9%	11,414,452	100.0%	108,825,732	99.7%
	その他	0	0.0%	35,418	0.3%	100,373	0.4%	37,425	0.4%	108,540	1.2%	19,790	0.1%	2,160	0.0%	303,706	0.3%
	収入合計	16,380,420		13,854,548		23,604,963		10,257,635		8,847,430		24,767,830		11,416,612		109,129,438	
支出	人件費	11,372,520	69.4%	10,048,679	72.5%	17,843,253	71.3%	3,979,061	40.7%	5,265,125	76.5%	19,034,900	76.3%	7,843,157	72.4%	75,386,695	70.0%
	事務費	552,880	3.4%	1,323,798	9.6%	1,573,556	6.3%	403,873	4.1%	263,796	3.8%	2,780,722	11.1%	341,646	3.2%	7,240,271	6.7%
	管理費	269,000	1.6%	201,143	1.5%	638,054	2.6%	10,000	0.1%	480,619	7.0%	412,647	1.7%	283,669	2.6%	2,295,132	2.1%
	委託料	4,156,020	25.4%	1,939,149	14.0%	4,966,506	19.8%	5,386,203	55.1%	873,261	12.7%	2,723,740	10.9%	2,365,830	21.8%	22,410,709	20.8%
	その他	30,000	0.2%	341,779	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	371,779	0.3%
	支出合計	16,380,420		13,854,548		25,021,369		9,779,137		6,882,801		24,952,009		10,834,302		107,704,586	

平成31年度 地域包括支援センター事業報告

平成31年度年度の活動方針(地域課題・目標)		平成31年度目標に対する取り組みの評価
第一包括	<p>地域課題</p> <p>1. 精神疾患・認知症状のある方への理解や地域交流の場、交流している住民が少ない。</p> <p>2. 高齢者の1人暮らしの方の交流の場が少ない。閉じこもりの原因となっている。</p> <p>3. 高齢者特に認知症状のある方の見守りが十分でない。</p> <p>4. 医療・介護の説明やエンディングノート、本人の治療や延命についての意向聞き取り体制が不十分</p>	<p>1. 認知症サポーター養成講座は、合計5回開催し、89名の方が受講した。認知症についての相談が依然多く、専門医の紹介・受診支援、家族への対応方法についてなどの相談支援を実施した。虐待ケースの中にも認知症に起因するケースがあり、介入や家族の協力を得ることに苦慮している。</p> <p>2. 住民主体の通いの場(サロンつくし)については、延べ17回、226人参加。3月は、コロナウイルス感染予防対策で中止している。ほか、2か所の居場所にも包括として、支援・協力をしている。参加者同士の交流も生まれ、自主的に運営のお手伝いをされる方や近所の方を誘ってくれる方もいる。</p> <p>3. 総合相談の窓口としては、COOP(商店)が隣になったことで、より場所の説明がしやすくなった。関係機関との連携は、報告・連絡・相談を行いながら、支援していくことができた。地域訪問は、相談者や以前相談あった方(要支援高齢者)への訪問が中心であった。</p> <p>4. 地域ケア推進会議を行い、町会長、民生委員、ほのぼの協力員、在宅介護支援センターなど72名が参加した。高齢者の災害・特に水害時についてというテーマでの学習会と町会などでの取り組みなどをテーマとしてグループワークし、交流をした。</p> <p>5. 今年度虐待の対応が合計11件(実人数10名)あった。(昨年2件)ケース内容から養護者によるものか、支援方法について会議が必要なのか、非虐待者支援方法など「どう支援すればいいのかわからない」と対応に苦慮した。適宜、市役所担当者や相談したが、権利擁護の観点やケア・支援する側のハラスメントなどの支援については、市役所はじめ包括やサービス事業所も含めた対応策の検討が必要と感じた。</p> <p>6. 地域ケア会議からの地域課題として、介護・支援状態ではない方(軽度者)の緊急時の入所(体調不良に伴う)がないため、対応を迫られたケースあり。独居高齢者が増える中で、柔軟に対応していただける施設の確保をすることで、在宅生活を支えていけるのではないかと考え、市へ検討を希望する。</p>
	<p>目標</p> <p>1. 地域住民の認知症の理解をすすめるための認知症サポーター養成講座の開催 認知症カフェの定期的な開催</p> <p>2. 閉じこもり予防のために、居場所の開催やPR。参加者同士の交流</p> <p>3. 包括支援センターの総合相談機関としての周知と関係機関との連携を図る。</p> <p>4. 地域住民や関係機関との学習会・事例検討会の実施</p>	
第二包括	<p>地域課題</p> <p>地域住民の自助、互助を強化し、地域における対応力向上を図る必要がある。</p>	<p>① 民生委員定例会、老人クラブの総会、津軽保健生活協同組合の支部総会、公民館行事等に参加し、地域包括支援センターの活動内容を周知している。地域から要請のあった地域での行事へも参加し、関係作りに努めている。</p> <p>② ①に加えて、町内会長への戸別訪問、地域ケア会議等での多機関の参集、圏域居宅介護支援事業所を対象とした事例検討会、地域住民を対象とした研修会等を行い、連携の強化、情報共有しやすい環境の構築を図っている。</p> <p>③ 認知症サポーター養成講座や地域住民を対象とした介護保険制度及び健康増進や認知症予防に関する研修会を行い普及啓発に努めている。大学学園祭にて認知症サポーター養成講座を行い、知識の普及を図った。</p>
	<p>目標</p> <p>① 地域の集まりに積極的に参加し、地域包括支援センターの活動について周知を図っていく。</p> <p>② 地域住民や多機関との連携強化及び情報共有しやすい環境を作る。</p> <p>③ 認知症や介護保険制度についての知識の普及を図る。</p>	
第三包括	<p>地域課題</p> <p>① 地域包括支援センターの役割が、地域住民に根付いていない。</p> <p>② 社会的孤立、複数分野の課題を抱え、複合的な支援の必要性が高まっている。</p> <p>③ 認知症の理解と家族をサポートする体制が不足している。</p>	<p>① センターの活動について事業横断的な広報を実施。これまで構築したネットワークを活かし、センター及び柱となる事業のチラシ設置。地域住民より出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)や認知症カフェ(事業名:橙燦カフェ)のチラシを見たお問い合わせが増え、広報活動強化の効果が伺えた。</p> <p>② 出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)、介護予防教室(事業名:ちよこつと健康塾)、認知症カフェ(事業名:橙燦カフェ)を地域で展開。早期に専門職と出会う場を設けている。出張相談では、介護保険料滞納や免許返納後の生活、継続的困窮等、今後の生活に備えた相談受付が出来た。介護予防教室については、保健師・看護師が企画実施。予防意識の高い高齢者の参加が見られた。認知症カフェでは、認知症の人、介護者、民生委員が地域住民へ参加を促し一緒に参加している。毎回の参加を楽しみにしているリピーター、口コミでの新規も増え、早期に専門職と出会う場として役割を果たすことが出来た。</p> <p>③ 地域ケア会議での提案を活かし、主旨に賛同する地域関係者(病院MSW・PSW・PT・高校や大学の教員等)が、出張相談や認知症カフェ、研修会の講師等で活躍し、事業の展開や支援者のスキルアップに繋がる研修会を開催することが出来た。</p>
	<p>目標</p> <p>① 高齢者に関する身近な相談窓口として、広報活動を強化する。</p> <p>② 早期に専門的支援が受けられる機会を作り社会的孤立の解消に努める。</p> <p>③ 地域の特性や関係機関のネットワークを活用して出張相談(『高齢者お悩み相談室』)、『認知症カフェ』の運営、ならびに支援者のスキルアップに繋がる研修会等を行う。</p>	
東部包括	<p>地域課題</p> <p>・近隣、地域で気づきがあっても相談窓口につながらない。</p> <p>・地域で見守る目を増やすために、住民に意識付けをする必要がある。</p> <p>・医療職と地域や民生委員とのつながりが乏しいため、急な入院や外来の際に医療職が対応に困ることがある。</p>	<p>事業所を中心に地域包括支援センターの紹介とパンフレットの設置等広報活動を続けてきたが、相談にはつながりにくい地域の実態を把握したため、住民の見守りに対する意識付けと、住民が相談しやすいような医療・福祉職と顔の見える関係作りに向けた体制整備に取り組んだ。東部地域包括支援センターの地域ケア会議に出席して下さっている医療関係者を中心に事業企画。高崎町会で1回、座談会を実施した。高崎町会の住民と医療関係者が当日の話題について事前に打ち合わせ等行ったことも、専門職と住民の顔の見える関係作りと住民の見守りの意識付けにつながった。座談会に参加した住民の理解と協力は、今後支援が必要な人の早期発見・早期対応につながっていくと考える。令和2年度はこの事業に関わる関係者と座談会を実施する町会を増やす等、更に発展させていく。</p>
	<p>目標</p> <p>地域住民の集いに弘前市東部地域包括支援センター職員と他機関が参加して、情報提供や寸劇による事例報告を行う等交流することで住民の見守りに対する意識付けを図る。また、支援が必要な方の早期発見・早期対応につなげる。</p>	
西部包括	<p>地域課題</p> <p>1) 認知症についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。</p> <p>2) 医療、地域への相談窓口の周知不足(連携がスムーズにいくシステムが構築されていない)。</p> <p>3)、4) 地域の見守り方法、支援方法に不安がある。</p> <p>5) 専門職同士のネットワーク構築の場が少なく、連携が弱い。</p> <p>6) 地域の人達がサービス選びが難しい(どんなサービスが地域にあるかわからない)。</p> <p>7) 多問題家族のケースも多くあり、地域で見守りを行う民生委員が相談先の把握をしていく必要がある。</p>	<p>【目標(1)】認知症サポーター養成講座の周知について</p> <p>・地域への周知として包括パンフレット設置依頼の際に広報を行った。銀行や地域老人クラブ、郵便局、健生班会、圏域施設から新人教育での講座依頼あり、実施することが出来た。</p> <p>【目標(2)】包括パンフレットについて</p> <p>・包括パンフレットを刷新し、平成31年度事業開始時、各介護事業所、各医療機関、公共機関等にパンフレットを配付し設置した。相談者が事前に持参して相談に来るケースが増えている。</p> <p>【目標(3)(4)】地域の見守り、支援の検討について</p> <p>地域ケア推進会議で具体策について話し合いを行った。安心カードの配布等を通し見守り強化に繋がった。</p> <p>【目標(5)】専門職同士が交流できる場について</p> <p>・西部ケアマネ会議で、地域の介護支援専門員と市内医療機関ソーシャルワーカーが見交わす場を設けて頂き、医療、介護の連携を強化することが出来た。</p> <p>【目標(6)】社会資源マップの作成について</p> <p>・今年度担当を決めて、地域の情報収集を行ったが、なかなか進まない現状あり、再度、包括職員でなぜ進まないかを検討、パンフレット収集する事などに方向性を変更する。</p> <p>【目標(7)】民生委員対象とした研修会について</p> <p>・圏域障害相談支援事業所 相談支援員を講師に招き、「障がい者支援について」というテーマの研修会を開催した。民生委員25名、事業所から15名、計40名が参加し、顔合わせの機会となり、とてもよかった。来年度も、機会を作り連携に役立てたいと意向が聞かれた。</p>
	<p>目標</p> <p>1) 認知症サポーター養成講座を積極的に周知していく。(学校関係、企業等)</p> <p>2) わかりやすい包括パンフレットの作成をし、医療機関や地域へ配布する。</p> <p>3)、4) 地域ケア会議を通し、地域の見守り、支援について検討していく。</p> <p>5) 西部ケアマネ会議と連携し、専門職同士が交流できる場を設定する。</p> <p>6) 地域の社会資源マップの作成(地域の情報収集)。</p> <p>7) 民生委員対象とした研修会の開催。</p>	

平成31年度年度の活動方針(地域課題・目標)		平成31年度目標に対する取り組みの評価
南部包括	<p>地域課題</p> <p>①年々高齢者虐待の相談が増加。措置ケースの場合、養護老人ホーム弘前温清園に集中している。</p> <p>②認知症の人への地域住民の理解が不足している。</p> <p>③難病患者の受け皿になる情報がケアマネに届いていない。</p>	<p>①職員対象に「弘前市高齢者虐待防止対応マニュアル」について学習会を開催。虐待相談が17件あり。職員2名体制で市と連携し対応。うち3ケースは引き離し必要な状態で、市の担当者とケース会議を開催し対応を協議。いずれも入院やショート利用を経て、施設入所となった。</p> <p>②地域ケア個別会議(定例)は年間計画に沿って7回開催。他に随時で6回開催。他の専門機関から助言を受けることでケアマネが抱える個別課題解決とネットワークを図ることが出来た。</p> <p>認知症サポーター養成講座2回開催、受講者のべ49名。下半期の開催がなく、目標の回数をこなすことが出来なかった。</p> <p>包括独自の出前講座の依頼あり7回開催。包括の役割や取り組みについて紹介し、理解を深める機会となった。</p> <p>昨年度に引き続き、圏域のGH職員と協力して、「弘前暮らしの保健室(弘前市市民参加型まちづくり1%システム採択事業)」(会場清水交流センター)の活動に参加し、一般住民と交流を図り、GH職員の地域貢献を考える場にもなった。</p> <p>③難病情報センターからの情報を、11月の南部圏域介護支援専門員連絡会で、冊子配布し、周知を図った。</p>
	<p>目標</p> <p>①権利擁護における高齢者虐待について、職員が知識・技術を習得し、市と連携しスムーズに引き離しが出来る体制作りを検討する。②地域ケア会議を開催し、民生委員など地域住民や様々な専門職で支援体制を図る。また、認知症サポーター養成講座や高齢者たぐいまサポート訓練を実施し、認知症高齢者への理解の促進を図る。③包括から居宅ケアマネへ難病情報センターからの情報を提供する。</p>	
北部包括	<p>地域課題</p> <p>①医療機関やスーパー等の情報、それに関わる移動手段の把握をし、困っている方に対する支援の検討が必要。</p> <p>②重症化してから(困ってから)の相談ではなく、早めに課題を認識してもらえよう、若い世代への知識普及が必要。</p>	<p>①在宅介護支援センターの実態把握より、通院は薬局や病院の送迎バスや家族の送迎により対応している方が多く、買い物については、『病院受診後にスーパーに立ち寄る』、『宅配や家族への依頼』、『移動販売車の利用』により対応しているという地域の実態が確認された。以上の状況から、在宅介護支援センターで把握している方に関しては、通院や買い物に関する相談事例はないものの、訪問型サービスや通所型サービスの利用、また、介護保険外サービスの利用により対応しているのが現状であり、地域における課題と捉えられる。そのため、支援を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、マネジメントしていくことが必要である。</p> <p>②今年度は交流会として、小規模多機能ホームサンアップルと協力する形で3回開催している。回覧板での周知や近隣への毎戸配布を実施したが、参加者は数名であり、周知方法や内容の検討が必要と感じる。また、北部圏域内で認知症カフェとして4地域の公民館で4回開催しているが、そのなかで認知症サポーター養成講座を開催したところ、地区の老人クラブでもやってほしいとの要望も聞かれていた。</p>
	<p>目標</p> <p>①実態把握の調査を工夫し、通院・買い物の手段をデータ化する</p> <p>②北部地域にカフェを立ち上げる(集いの場、認知症カフェ)・小規模多機能ホームサンアップルと協力</p>	

(様式第1号)

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

職員配置 (R.2.3.31現在)	保健師	1 人	予防給付プラン担当	3 人	ランチ数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	2
	主任ケアマネ	2 人			

平成 31 年度の活動方針(地域課題・目標)	平成 31 年度目標に対する取り組みの評価
地域の実態 1. 精神疾患・認知症が重症化してからの発見・相談が多い。 2. 高齢者の1人暮らしのかたの孤立、他者・地域との交流が少ない。困りごとや生活(医療・介護)に対する不安を抱えている。 3. 徘徊高齢者の見守りや認知症への理解が十分ではない。	1.認知症サポーター養成講座は、合計5回開催し、89名の方が受講した。認知症についての相談が依然多く、専門医の紹介・受診支援、家族への対応方法についてなどの相談支援を実施した。虐待ケースの中にも認知症に起因するケースがあり、介入や家族の協力を得ることに苦慮している。 2.住民主体の通いの場(サロンつくし)については、延べ17回、226人参加。3月は、コロナウイルス感染予防対策で中止している。ほか、2か所の居場所にも包括として、支援・協力をしている。参加者同士の交流も生まれ、自主的に運営のお手伝いをされる方や近所の方を誘ってくれる方もいる。 3.総合相談の窓口としては、COOP(商店)が隣になったことで、より場所の説明がしやすくなった。関係機関との連携は、報告・連絡・相談を行いながら、支援していくことができた。地域訪問は、相談者や以前相談あった方(要支援高齢者)への訪問が中心であった。 4.地域ケア推進会議を行い、町会長、民生委員、ほのぼの協力員、在宅介護支援センターなど72名が参加した。高齢者の災害・特に水害時についてというテーマでの学習会と町会などでの取り組みなどをテーマとしてグループワークし、交流をした。 5.今年度虐待の対応が合計11件(実人数10名)あった。(昨年2件)ケース内容から養護者によるものか、支援方法について会議が必要なのか、非虐待者支援方法など「どう支援すればいいのか？」と対応に苦慮した。適宜、市役所担当者と相談したが、権利擁護の観点やケア・支援する側のハラスメントなどの支援については、市役所はじめ包括やサービス事業所も含めた対応策の検討が必要と感じた。 6.地域ケア会議からの地域課題として、介護・支援状態ではない方(軽度者)の緊急時の入所(体調不良に伴う)がないため、対応を迫られたケースあり。独居高齢者が増える中で、柔軟に対応していただける施設の確保をすることで、在宅生活を支えていけるのではないかと考え、市へ検討を希望する。
地域課題 1. 精神疾患・認知症状のある方への理解や地域交流の場、交流している住民が少ない。 2. 高齢者の1人暮らしの方の交流の場が少ない。閉じこもりの原因となっている。 3. 高齢者特に認知症状のある方の見守りが十分でない。 4. 医療・介護の説明やエンディングノート、本人の治療や延命についての意向聞き取り体制が不十分	
目標 1. 地域住民の認知症の理解をすすめるための認知症サポーター養成講座の開催 認知症カフェの定期的な開催 2. 閉じこもり予防のために、居場所の開催やPR。参加者同士の交流 3. 包括支援センターの総合相談機関としての周知と関係機関との連携を図る。 4. 地域住民や関係機関との学習会・事例検討会の実施	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係る ケアマネ ジメント	総合事業の利用がスムーズにできるよう対応。相談から利用、必要時介護と連携	①対象者へ基本チェックリストの実施、アセスメント、計画書作成 ②モニタリング実施、必要時介護保険への移行支援。	①受付後 2週間以内 ②適宜	①相談受付、介護保険・総合事業の説明、申請などの支援を実施。 ②モニタリング訪問・電話などでの状況確認を実施。また、状態に応じて、介護保険申請などを実施。	①522件 ②616件	①相談内容から総合事業・介護保険の説明を行い、スムーズに対応した。 ②包括的支援事業での担当の事業対象者が増加し、1人当たりの担当数が40~60件位。そのため、1か月あたりの訪問件数も増加。また、要支援認定の方の委託予防支援事業所を探すために苦慮している。	①相談内容に応じ、介護保険・総合事業の説明を行い、スムーズなサービス利用につなげる。 ②事業対象者・要支援認定者が増加する中で、モニタリングを行うことで、適切に介護申請などへつなげる。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)							
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	①4地区の民生委員はじめ、町会の方々との顔の見える関係づくり。相談支援について、連携を図り、ネットワークを構築する。	①4地区民生委員定例会へ参加 ②警察・交番、弘前市社会福祉協議会など関係機関への挨拶 ③在宅介護支援センターとの会議・情報共有、連絡会への参加 ④グループホーム、小規模多機能、地域密着型サービス運営推進会議参加	①年各地区1回以上 ②年1回程度 ③毎月1回程度 ④2ヶ月1回など	①定例会は、2ヶ所参加 ②警察は、訪問し、実施。他、電話での対応。 ③月1回の定例会を実施 ④各事業所2ヶ月1回の会議に参加	①2ヶ所各1回 ②警察1回 ③11回(1回休み) ④グループホーム9事業所(28回)地域密着型3ヶ所(8回)	①民生委員定例会に参加できなかった地域が2か所あった。9月の推進会議に参加していただいたり、高齢者の情報共有を行うことで、連携を図ることはできた。 ②挨拶は1か所のみであったが、情報共有など連携を図ることはできた。 ③在宅介護支援センターとは、報告書の他に情報共有することで、地域状況を把握したり、水害時の持ち物などを記入した用紙の作成をした。 ④定例化していない事業所もあり、日程調整が難しかった。	①人事異動に伴い、連携強化のために関係機関への挨拶を実施 ②民生委員定例会へ参加し、地域状況の把握や情報交換、包括支援センターの周知を実施 ③在宅介護支援センターとの月1回会議の継続 ④グループホーム、小規模多機能、地域密着型サービス運営推進会議の参加
イ 実態把握	在宅介護支援センターと協力し、実施する。民生委員・町会役員と連携し、情報提供・共有、相談支援を実施。	①民生委員・地域住民からの相談への対応、訪問 ②在宅介護支援センターと同行訪問、情報共有	①適宜(各事業所年間50件以上) ②適宜(会議は毎月)	①相談があったケースへの訪問は実施。また、継続的に訪問を行っている。 ②同行訪問の実施。在宅介護支援センターより、介護申請希望や他事業所との調整必要時に対応。(障害サービスなど)	①428件 ②2件	①実態把握は、各事業所ごとに実施された。 ②在宅介護支援センターとの会議を通じて、困難事例の情報共有や他問題家族への介入など役割分担をしながら対応した。認知症状による「物とられ」症状のある方は、本人とターゲットとなっている人の担当者を分けることで、介入をすることができ、相談者の思いを聞くなどの対応ができています。	①民生委員・地域住民からの相談への対応訪問 ②在宅介護支援センターと同行訪問、情報共有
ウ 総合相談	総合相談窓口として、様々な相談へ対応と相談しやすい窓口をめざす。専門機関との連携や地域住民などへPR	①地域訪問により、包括支援センターの周知を図る ②相談内容を3職種で共有し、専門職や機関へ繋ぐ	①年1回以上 ②適宜	①民生委員定例会での「安心カード」、包括支援センターの役割などを説明 ②「8050」、理解力が低い方、自殺企図などのケースは、3職種で検討し、関係機関と連携した。	①1回 ②適宜	①地域訪問による周知は、実施できなかった。包括的事業の業務内容の周知のため、「安心カード」の利用については、民生委員定例会、地域ケア会議終了後に圏域事業所へPRした。 ②多問題家族、身寄りがいない方の支援など高齢者だけへの対応では、解決できない方々への支援として、関係機関への相談・対応依頼を行った。	①様々な機関からの相談内容に対して、相談内容に応じた情報提供や関係機関の紹介・連携を図る。 ②3職種や関係機関と連携を図る。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	成年後見制度の周知と制度活用のための相談・支援	①民生委員定例会での周知や事例の紹介 ②グループホーム・小規模多機能・地域密着型サービス事業での運営推進会議での周知	①各1回程度 ②各1回程度	①未実施 ②グループホーム運営推進会議での周知を実施	①なし ②1回	①民生委員定例会へ参加したが、未実施だった。 ②グループホームでは、入所時・入所中の状況で対応することがあり、包括へ相談いただくように説明した。 ③圏域事業所からの相談があった。	①圏域事業所対象に学習会 ②後見人等相談・申請支援
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を必要とするケースは、市役所の関係部署と連携を図りながら対応する	情報の確認や市役所各部署と連携を図りながら、措置に向けて支援	随時	措置対象者なし	なし	虐待ありのケースはあったが、措置になったケースはなし。	措置を必要とするケースは、市役所の関係部署と連携を図りながら対応する
ウ	高齢者虐待への対応	虐待情報を確認し、関係機関と連携をはかり、対応する。	①虐待通報に対して、訪問・事実確認、市役所など関係機関への報告・連携。 ②虐待ケースの事例検討(包括内、担当者)	①・②適宜	①市役所、ケアマネジャーなどから通報あり。市役所へ報告し、対応。 ②ケアマネジャーや包括内での検討を実施	①11件(実人数10人) ②1件については、市役所主催の会議1回、包括主催の会議2回実施	①電話での報告・対応内容の確認が多かった。社会福祉士連絡会で作成したフローを参考にしたが、順を追って進めることができなかった。 ②ケースの概要から「認知症」「理解力が低い」「8050」「家族関係が疎遠」などの問題がみられていた。経済的虐待のケースでは、「どこまで支援が必要なのか？」考えさせられた。	①虐待者・養護者の支援を関係機関と連携を図りながら対応する。
エ	困難事例への対応	関係者と連携を図りながら、居宅サービス事業所の後方支援。市役所や関係機関へ相談・連携。	①居宅サービス事業所からの情報提供を検討し、包括内での支援方法の検討、担当者への助言・同行訪問 ②市役所や関係機関への相談・調整	①・②適宜	①ケアマネジャーからの相談内容に応じた、同行訪問を実施した ②市役所や関係機関への情報提供や相談をした	①5回 ②適宜実施	①困難ケースは、ケアマネジャーからの相談が多く、同行訪問、支援内容の検討を実施。高齢者だけではなく、家族への対応も実施した。 ②担当課への報告、病院などへの連絡など対応した。	①居宅サービス事業所からの情報提供を検討し、包括内での支援方法の検討、担当者への助言・同行訪問
オ	消費者被害の防止	市民生活支援センターと連携を図り、被害事例への対応、被害に合わないための周知活動	①市民生活支援センターからの情報提供について、サロンなどでの周知・学習会の開催 ②民生委員定例会、グループホームなどでの運営推進会議での周知	①・②適宜	①は未実施 ②グループホームでの運営推進会議で周知	①なし ②1回	①学習会など実施できなかった。 ②民生委員から「高価な置き薬」について相談あり、市民生活支援センターへ相談した。「安心カード」のたかまるくんのシールを張る場所が玄関ということでは、「高齢者の1人暮らし」と周りにわからないようにすることを助言し、被害予防を啓発した。	①市民生活センターと連携し、関係機関などへ予防についての情報提供を実施する。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護事業所が関係機関と連携を図れるよう支援	①介護事業所学習会・事例検討会 ②地域ケア推進会議での地域課題の検討	①・②年1回以上	①学習会、事例検討会を開催した。 ②地域課題をテーマを決めて検討した。	①学習会は2回、事例検討会は1回実施 ②2回	①学習会を実施したが、今後は圏域の事業所からアンケート調査をし、内容を決める。事例検討は、事業所から事例を提供してもらい、来年度実施とする。 ②「水害時の避難について」を検討することで、情報共有できた。「避難時の持ち出しリスト」を作成し、避難場所も明記して利用できるよう事業所へ配布した。	①介護事業所学習会・事例検討会を年2回開催 ②地域ケア推進会議へ圏域事業所が参加することで、地域課題の共有と解決方法の検討をすすめる
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	介護支援専門員との連携を図り、地域ケア会議での事例対応方法の学習を深める	①介護支援専門員へ地域ケア会議見学周知・事例提供の依頼 ②主任介護支援専門員交流会	①・②年1回以上	①地域ケア会議の開催周知(見学) ②未実施	①3回 ②なし	①圏域居宅介護支援事業所へオブザーバーとして参加していただくことで、専門職への相談や専門職とのかかわりなどを理解していただいている。事例提供はしてもらった。 ②主任介護支援専門員だけの交流は実施できなかった。	①介護支援専門員へ地域ケア会議見学周知・事例提供の依頼 ②介護支援専門員による事例検討会を開催
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員からの相談窓口となり、個別事例に応じて対応する。	①介護支援専門員からの相談内容に応じて、専門職・関係機関との連携を図る ②関係機関との会議や情報共有 ③包括内や地域ケア会議での検討	①・②・③適宜	①相談内容により、専門機関へつないだ。 ②認知症初期集中チーム員会議へ介護支援専門員と参加 ③身寄りがいない方の支援をケア会議で検討した	①適宜 ②対応ケース1名 ③2回	①虐待や困難事例などは、関係機関へつないだり、情報提供することで支援できた。 ②認知症初期集中チームへ相談し、一緒に検討・支援を行うことができた。 ③ケア会議を行うことで、介護支援専門員がケース対応の際のスキルアップにつながっている。	①介護支援専門員の個別相談窓口として、後方支援をする ②困難事例への支援として、サービス担当者会議への参加・助言をする
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員からの相談内容での困難性の把握・分析と支援方法の検討・助言	①同行訪問や支援内容への助言 ②事例理解のためのアセスメント整理や課題の解決方法の検討 ③関係機関への相談	①・②・③適宜	①同行訪問やサービス担当者会議へ参加 ②相談内容から課題解決方法を検討した ③市役所など関係機関へ相談・情報提供を行った。	①・②・③3回	①・②・③同行訪問することで、より課題が明確化する。介護支援専門員だけが解決できる課題ではなく、関係機関と連携を図ることで、役割分担もでき、対応のポイントも整理される。介護支援専門員の負担が軽減される部分もあった。	①介護支援専門員からの相談に対して、同行訪問と課題の明確化 ②関係機関との連携

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	認知症初期集中支援チームへの相談や関係機関との連携を図る	①相談者への医療機関の情報提供 ②介護支援専門員・警察・民生委員など関係機関との連携	①・②適宜	①相談内容に応じて、対応した。また、認知症初期集中チームへ相談した。 ②警察からは、認知症疑いで情報提供あり。見守りや情報共有している。	①1件 ②3件(継続もあり)	①相談者へ弘前市認知症ガイドブックを使用して、専門医の紹介などを支援。認知症の症状に応じて、介護申請などをすすめた。 ②民生委員・警察などから、認知症疑いで情報提供があった場合は、訪問し、情報共有できた。介護支援専門員へ連絡し対応していただいたケースもあった。	①・②継続
イ	認知症の人や家族への支援	認知症の症状の理解や介護などの相談窓口を設置	認知症カフェの開催(圏域グループホーム事業所と共催) ①認知症の介護の仕方や家族の相談対応 ②専門医の紹介など ③認知症の人と家族のつどいへの参加 ④認知症地域支援推進員としての活動	①・②月1回程度 ③・④適宜	認知症カフェを開催した。 ①・②は、カフェでの相談はなかった。 ③参加し、認知症カフェの周知も行った ④市役所などと協力し、介護者教室を開催	認知症カフェ11回開催 ①・②はなし ③2回 ④実施	認知症カフェの開催は圏域グループホーム・小規模多機能事業所の協力のもと、実施した。来年度も実施予定。年間スケジュールを作成したが、参加者が多ければいいのかわりなど本来の開催目的を再確認した。 ①・②については、継続とする。 ③・④は、今年度実施できた。	①認知症カフェの定期開催 ②認知症の人と家族のつどいへ参加 ③認知症地域支援推進員としての活動(介護者教室の開催)
ウ	知識の普及	地域やサービス事業所などへの認知症サポーター養成講座の開催	①民生委員、サービス事業所を対象にサポーター養成講座のPR・実施 ②キャラバンメイト養成講座受講 ③認知症声かけ訓練	①年5回以上 ②1人以上 ③1回	①民生委員定例会でのサポーター養成講座のPRを実施 ②包括職員が受講した ③ただいまサポート訓練(認知症声かけ訓練)の実施	①5回 ②2名 ③1回	①今年度は介護事業所のサポーター養成講座を4回、認知症カフェで1回開催した。合計89名受講。来年度も介護事業所や近隣商店などへも声かけをする。 ③町会に協力いただき、ただいまサポート訓練を実施できた。参加者からは、認知症の方の理解がすすんだという感想をいただいた。来年度も取り組んでいく。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②ただいまサポート訓練開催

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援 と地域課題の把握	①地域ケア個別会議を定例・適宜に開催し、地域課題の把握 ②地域ケア推進会議を開催し、地域住民やサービス事業所などが課題解決に向けて話し合う機会を作る	①個別会議を開催 ②推進会議を開催 ③課題解決に向けて、包括内や担当介護支援専門員との共有・調整	①年4回以上 ②年2回程度 ③適宜	①年間予定より非公開も含め1回多く実施 地域ケア会議とは別に2回ケース会議を実施 ②年間予定と同じく開催 ③ケア会議前にテーマをしぼりポイントを明確化することで、会議での検討内容を明確化した	①5回 (ケース会議2回) ②2回 ③8回	①個別会議は、圏域居宅介護支援事業所に事例提供を依頼した。また、相談ケースから検討が必要と判断し、個別会議の事例としたものもあった。 地域ケア会議の専門職の参加依頼について、医療職の参加依頼をしても断られるケースが何度かあった。 (特に訪問看護)職能団体への周知を検討してほしい。	①地域ケア個別会議4回開催 ②地域ケア推進会議2回開催

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ①「8050」問題(子供世代の精神疾患などと親世代の高齢化)、身寄りのない方の1人暮らしが多いことで、介護保険など必要な制度の理解や申請・契約が進まない。
未治療の精神疾患が疑われる子供世代への支援は誰が行うか、担当機関が明確でない。
- ②虚弱な高齢者が入院にいたらず、自宅でも1人で過ごすことができない場合の入所先がないため、緊急入院になったケースがある。
- ③認知症高齢者が多く、専門医への受診・相談は多いが結び付かない。
- ④介護サービスを利用しているが、虐待事案から金銭問題、認知症が起因となっていることが多かった。

【地域課題】

- ①認知能力の低下・精神疾患などにより、必要なサービスの利用に時間を要する。
- ②身寄りが少ない、社会とのつながりが少ないために、緊急での体調不良時に支援を受けることができない。
- ③認知症高齢者が多く、認知症の理解や介護力など相談支援が必要。
- ④介護支援専門員を中心に、家族関係や介護負担軽減など虐待につながる要因の早期発見と包括との情報共有が必要。

【地域での対応方針】

- ①・②地域住民や民生委員などに協力していただき、情報提供・共有を図る。
- ③認知症カフェを周知

【市、関係団体への提言】

- ①65歳未満の方の支援(精神疾患が疑われる方や、アルコール依存未治療、引きこもりの方に対し就労支援ではなく、日常生活の自立を目的とした)を行う専門機関の設置
- ②介護保険・後見人制度は、申請から決定までに時間がかかり、緊急利用はできない。孤独死に至るようなケースもあることから、一時的に宿泊できる施設を希望。
- ④虐待ケースの事例検討会の実施、介護支援専門員研修(市主催)での研修開催による周知・学習機会を増やしてほしい。
金銭管理・契約などを緊急的に対応する機関を作ってほしい。

(様式第1号)

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

職員配置 (R.2.3.31現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	3 人	ランチ数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0 人	2 箇所
	主任ケアマネ	1 人			

平成 31 年度の活動方針(地域課題・目標)	平成 31 年度目標に対する取り組みの評価
地域の実態 ・地域住民の認知症・介護保険制度についての理解が不足している。 ・認知症や精神疾患のため近隣との交流が困難となっている。 ・身元保証人がいないため必要な支援が円滑に進まない。 ・認知症のある独居高齢者や老老介護のため日常生活に支障をきたしている。	①民生委員定例会、老人クラブの総会、津軽保健生活協同組合の支部総会、公民館行事等に参加し、地域包括支援センターの活動内容を周知している。地域から要請のあった地域での行事へも参加し、関係作りに努めている。 ②①に加えて、町内会長への戸別訪問、地域ケア会議等での多機関の参集、圏域居宅介護支援事業所を対象とした事例検討会、地域住民を対象とした研修会等を行い、連携の強化、情報共有しやすい環境の構築を図っている。 ③認知症サポーター養成講座や地域住民を対象とした介護保険制度及び健康増進や認知症予防に関する研修会を行い普及啓発に努めている。大学学園祭にて認知症サポーター養成講座を行い、知識の普及を図った。
地域課題 地域住民の自助、互助を強化し、地域における対応力向上を図る必要がある。	
目標 ①地域の集まりに積極的に参加し、地域包括支援センターの活動について周知を図っていく。 ②地域住民や多機関との連携強化及び情報共有しやすい環境を作る。 ③認知症や介護保険制度についての知識の普及を図る。	

20

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	介護予防日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援する。	あらゆる機会を捉えて介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切な支援を行う。	都度	①通所型サービス利用者 ②事業対象者	①実10名 ②登録者 125名	①②ともに十分な説明をし、事業対象者に趣旨の説明をし、ご了解を頂いた上で、関係機関と連携をとりながら一連の流れに沿って実施した結果、登録者数は増加した。通所型サービスC利用の方へは終了後も身体機能維持のためフォローアップした。	①②引き続き本人の自立支援と重度化防止のため、目標に沿って取り組んでいけるよう支援する。通所Cのサービスが終了した方へは身体機能が維持できるようフォローアップしていく。今後も介護予防・日常生活支援総合事業についての普及啓発に努め、また、健康教室等を開催し地域住民の健康づくりに対する意識啓発に努める。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	地域、各関係機関と顔の見える関係づくりの構築。インフォーマルサービスの把握、活用に努める。	①民生委員定例会への参加。 ②町会主催の行事参加や、地域住民の会合等を把握し、関係者からの情報を収集する。 ③圏域内のグループホーム、地域密着型デイサービス、小規模多機能型居宅介護の運営推進会議に参加。 ④圏域内のグループホーム、デイサービス連絡会の実施。 ⑤シルバーハウスにて生活相談会を行う。	①定例会年各1回 藤代地区 城西地区 城西地区 ②随時 ③運営推進会議: 年41回 ④各年2回 ⑤城西2丁目シルバーハウス 城西五丁目シルバーハウス: 各年2回	①藤代地区・西地区・城西地区の民生委員定例会に参加。 ②老人クラブの総会や夏祭り、公民館の移動教室等へ参加し健康講話を実施。 ③圏域内のグループホーム地域密着型デイ、小規模多機能の運営推進会議に参加。 ④圏域内のグループホーム・地域密着型デイの連絡会を行った。 ⑤シルバーハウス生活相談会に参加	①定例会を各1回 ②随時 ③グループホーム25回 小規模6回・デイ4回 ④グループホーム2回・デイ2回 ⑤城西2丁目2回・城西5丁目2回	①定例会に参加し包括支援センターの取組みについて紹介できた。 ②町会行事に参加するようになってから徐々に参加依頼の申し出が増えてきており、顔の見える関係づくりが出来ている。 ③会議に参加することで、地域の意見を把握する良い機会となっている。 ④事業所間の情報共有や連携の推進を図ることが出来た。 ⑤市営住宅居住者に対して介護や健康面での相談会を実施。定期的に参加することで、参加者や生活援助員と連携ができ、入居者の相談対応に取り組むことができています。	①②引き続き地域より要請があった際には、可能な限り参加するように努める。 ③引き続き参加する。 ④包括が中心となって行う企画は今年度で終了とする。以後事業所主導で計画。 ⑤引き続き参加する。
イ 実態把握	地区住民や民生委員、その他関係機関からの情報提供により実態把握に努める。	在宅介護支援センターと連携をとりながら、地区住民、関係機関からの情報提供により行う。	在介連絡会年6回 実態把握年間250件	①予定通り実施した。 ②地区住民、民生委員、居宅支援事業所や病院その他関係機関等から相談があり対応した。	①在宅介護支援センター連絡会年6回 ②実態把握件数303件	①定期の連絡会以外にも、必要時連携をとり対応することができた。 ②訪問や相談受付時に把握した情報が、再度相談があった際のケースの把握に役立った。	①次年度も定期的に連絡会の開催を計画。 ②引き続き、在宅介護支援センターや関係機関と連携して対応していく。
ウ 総合相談	様々な相談内容に対して的確な状況把握等を行い、相談内容に即したサービス又は、制度に関する情報提供、適切な機関への紹介等を行う。	専門職等の支援者が地域との繋がりを作るため、地域の集まりに積極的に参加し、地域包括支援センターの活動を周知していく。 職員間で情報を共有し調整しながら対応していく。	随時	新規相談や、懸案事項に関して各専門職の専門性を生かしたミーティングを行い、情報を共有しながら対応した。	新規336件 継続26件 延べ362件	必要な情報の共有、適切な機関への紹介等出来た。	今後も継続し、情報共有、適切な関係機関の把握、紹介に努める。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)							
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	民生委員定例会や町会等主催の行事、地域密着型サービスの運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	各関係機関との連携、正しい情報の提供、必要な際の申立の援助を行う。	随時	①民生委員定例会での周知 ②相談対応 ③申立援助	①3回 ②12件 ③親族申立1件 市長申立依頼1件	①民生委員定例会で周知を行った。 ②成年後見制度の内容から申立方法までの相談があり対応した。相談件数が増えている。家庭裁判所からの紹介も増えている。 ③引き続き必要時、申立援助を行う。	成年後見制度の周知、相談対応、必要時の申立援助を行っていく。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	老人福祉施設等への措置が必要な場合は市に報告し実施を求める。	随時	未実施	0回	措置に至るケースはなかった。	必要時には市へ実施を求める。
ウ 高齢者虐待への対応	虐待が疑われる際には速やかにマニュアルに沿って対応する。	虐待が疑われる際には市に報告し、協議しながらマニュアルに沿って対応していく。	随時	虐待対応	相談6件 うち虐待認定3件	夫から妻への暴力が3件あった。引き続き、経過観察、対応していく。養護者による高齢者虐待なのかDVとして捉えるのか判断が難しいケースが多い。被虐待者が面談拒否する場合の状況確認が難しい。	虐待が疑われる際には引き続き、市、関係機関等と連携して迅速に取り組んでいく。養護者による虐待とDVの定義がある程度、市には明確に示してもらいたい。
エ 困難事例への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。活用できる制度を周知する。	地域ケア会議等を活用し、個別課題の解決、対応力強化をはかる。	随時	困難事例相談、対応	2件	ゴミ屋敷の相談2件あり、在介からの相談1件と、市より介護支援専門員の後方支援依頼1件がある。	対象者が費用、片付ける能力がない場合、ゴミ屋敷への対応が難しい。ゴミ屋敷への対応を検討する必要がある。
オ 消費者被害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	各関係機関との情報共有を行い予防に努める。被害が疑われた場合は速やかに対応する。	随時	①民生委員定例会での消費者センターの周知 ②相談、対応 ③青森県消費生活センターによる研修の開催	①3回 ②3件 ③1回	①民生委員定例会での消費者センターの周知を行う。 ②成年後見人申立での援助の際に消費者被害の疑いがあり、市民生活センターと連携を図るということがあった。市民生活センターからの相談対応もあった。 ③地域に向けて研修会を行った。	引き続き消費者被害が疑われる際には迅速に対応していく。各関係機関とも情報共有し、消費者被害を未然に防げるよう取り組んでいく。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)									
	項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組	
			実施内容	回数等	実施内容	回数等			
23	ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が多職種・多機関との連携や協働しやすい体制を構築する。	多職種合同の研修会や地域ケア会議を開催し、多機関と顔の見える関係作りや意見交換できる場を設定する。	合同研修会:年2回(6月・2月) 地域ケア会議:5回(推進1、個別4)	①合同研修会 《健康増進に関する研修会(サポート薬局)》 《高齢者に多い消費者トラブルとその対処法(青森県消費者センター)》 ②地域ケア会議の開催	①2回 ②地域ケア個別会議5回 地域ケア推進会議1回	多職種合同の会議や研修会を通して各関係機関との意見交換ができています。介護支援専門員の役割を地域の中で明確にしていくことにより相互に支える体制構築を目指し、今後も多機関、多職種合同で意見交換のできる場を設定する。	多機関合同での研修会を計画。相互に意見交換のできる場を設定する。 地域ケア個別会議を計画。
	イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員相互の情報交換の出来る場として、定期的に連絡会を設定し、介護支援専門員の連携強化を図る。	連絡会を定期的に開催する。	連絡会:年6回	圏域介護支援専門員連絡会を当初計画通り開催。	開催回数6回	情報共有や意見交換のできる場を設定し、介護支援専門員相互の連携や共有が図られている。	連携強化や情報共有を目的として今後も定期的に開催を計画。
	ウ	日常的個別指導・相談	専門的な見地から個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できるように支援する。	日常的な連携に加え、定期的な連絡会などを通して相談しやすい環境を整える。又、資質向上を図る観点から研修会や事例検討会などを計画する。	連絡会:6回(研修1回、事例検討1回、地域ケア個別会議4回)	①圏域介護支援専門員を対象とした連絡会を開催。 ②事例検討会 ③地域ケア会議の開催	①開催回数6回 ②事例検討会1回5月 ③地域ケア個別会議5回	連絡会や研修会を通して相談しやすい環境を整えることで、顔の見える関係づくりが構築できている。	介護支援専門員の業務が円滑に実施できるよう、連絡会や研修会を計画。
	エ	支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員の不安を軽減し、問題解決のための支援を行う。	①相談内容に応じて各専門職の専門性を活かして対応する。 ②各専門職や関係機関と連携のもとに具体的な支援方針を検討し、必要に応じて地域ケア会議を開催する。	①随時 ②必要時	①介護支援専門員からの相談 ②地域ケア会議を開催し、検討体制の構築が図られた。 ③支援困難事例に対して、居宅介護支援事業所の介護支援専門員との同行訪問。	①59件 ②5回 ③対象者4名	相談内容に応じて、三職種の専門性を生かした助言や多機関と連携して支援を行っている。困難を呈している事例に対しては同行訪問を行い支援方針を検討している。 身元保証人のいない人の支援については各関係機関と連携して対応しているが、明確なルール作りの必要がある。	必要に応じて同行訪問を行い、状況によっては地域ケア会議を開催し、多職種・多機関と連携の下で具体的な支援方針を検討する。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	①認知症疾患医療センターや精神病院、認知症サポート医と連携し会議や研修会等も活用して、関係性を築いていく。 ②ケアパスや認知症初期集中支援チームを地域住民や関係機関に周知し、協力していく。	①認知症関連の研修会の開催。 ②認知症地域支援推進員連絡会や会議に参加する。	①7月頃 ②随時	①認知症研修会開催 ②認知症推進員連絡会や会議に参加 ③初期集中支援チームとの連携	①3回 ②10回 ③対象者 3名	①認知症研修会や介護者教室開催により住民の意識の向上をはかった。 ②認知症関連の会議に参加し関係機関と連絡を図っている。 ③初期集中支援チームと連携し認知症高齢者の支援にあたった。	①②ともに引き続き認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関との連携を維持し研修会、会議を活用し関係性を築く。 ③初期集中支援チームの周知、及び利用促進と認知症ケアパスに準じた支援をする。来年度も初期集中支援チームとの連携協力体制を図っていく。
イ 認知症の人や家族への支援	①認知症の疑いのある方に対しては、認知症疾患医療センターや精神科、認知症初期集中支援チームと連携し、適切な医療や介護サービスにつなげていく。 ②家族や本人の支援については認知症の人と家族の会や病院の家族会、認知症カフェも紹介していく。	認知症の研修会や認知症の人と家族の会に参加し、情報交換する。	①認知症の人と家族の会参加:年2回 ②相談は随時	①認知症の人と家族の会参加 ②相談は随時行っている。	①2回 ②34件	①②家族の会参加や認知症疾患医療センター、認知症協力医療機関との連携により治療に結びつける事が出来た。	①今後も病院、関係機関と連携し必要に応じ適切な医療ルートにのせ、状態に応じて介護サービスにつなげていく。認知症と家族の会参加予定あり。 ②相談対応は継続して行っていく。 ③今後も初期集中支援チームの対応を要する症例があれば、連携していく。
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター増を目指す。 ②キャラバンメイト増を目指す。	①住民や企業・職域団体、学校に対してサポーター養成講座についての案内を行い、受講を働きかけて行く。 ②キャラバンメイトについて地域住民や各事業所等の連絡会を利用し働きかけていく。	①行事を通して広報活動実施 15回程度 目標サポーター数 80名 ②随時	①広報活動を民生委員定例会や健康教室等で実施 ②サポーター養成講座実施 ③キャラバンメイト増加について働きかけをした。	①8回 ②開催回数: 3回 受講者数: 41名	①②地域住民、民生委員、大学生、事業所に講座を案内した。結果、大学生がサポーター養成講座開催準備を手掛ける事となったため適宜アドバイスした。 ③キャラバンメイトについてGH、圏域居宅事業所に受講推奨の案内をした。	①②今後、認知症疾患患者の増加が予測されるため、サポーター養成講座についての案内を拡大していく。(町会、企業等)同様にキャラバンメイトの増加が望める様、事業所等への連絡会を利用し働きかけていく。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定例開催と支援困難事例への対応としての随時開催。 ②地域密着型サービスの運営推進会議や地域の行事、会合等を通して住民からニーズの把握を行う。	①地域ケア個別会議、地域ケア推進会議の開催。	①地域ケア個別会議：4回 その他都度 ②地域ケア推進会議：1回	①地域ケア個別会議	①5回	①個別課題解決、地域課題発見のための会議を行った。 ②地域課題検討を目的とした会議を行う。また、地域の会合や日常的な相談、行事や会合などに参加してニーズ等の把握を行っている。 ③会議を円滑に行うためにファシリテーター技術やグラフィッカー技術の向上を研鑽していく必要がある。	①計画した地域ケア個別会議に加え、必要時都度地域ケア会議を開催する。 ②地域ケア推進会議で把握された課題を整理して検討する。また、地域の行事等に参加して住民の介護ニーズの把握に努める。 ③今後も研修等に参加してスキル向上に努める。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

- 25
- 【地域の実態】
- ・閉じこもりによる活動性の低下は在宅生活の継続を困難としている。
 - ・孤立や支援を要する高齢者への地域でのサポートが不十分。
 - ・地域住民が認知症高齢者への対応方法や支援方法に困難を感じている。
 - ・身元保証人のいない方が金銭管理が困難となった際に緊急で対応できる社会資源がない。
 - ・片づける費用、能力がない人のゴミ屋敷の対応が困難となっている。

【地域課題】

支援を要する高齢者が地域で生活するための支援体制を高める必要がある。
 認知症や介護保険制度に関する住民への知識の普及が不十分である。

【地域での対応方針】

- 1.関係機関、サービス事業所、居宅介護支援事業所等多機関との連携を保ち情報共有することで見守り体制機能を高める。
- 2.高齢者のフレイル予防対策に配慮した健康寿命延伸の研修会等の実施。
- 3.地域住民を対象とした研修会や、認知症サポーター養成講座の積極的な活用を図っていく。

【市、関係団体への提言】

- 1.ゴミ屋敷の対応方法を検討する必要がある。
- 2.身元保証人のいない方が金銭管理が困難となった際に緊急で対応できるシステムの確立。

(様式第1号)

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

職員配置 (R.2.3.31現在)	保健師	2	予防給付プラン担当	6 人	プランチ数
	社会福祉士	2			
	主任ケアマネ	2			箇所

平成 31 年度の活動方針(地域課題・目標)	平成 31 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①健康維持に対する関心が低く、相談窓口の存在についても十分に認識されていない。 ②近隣に支援者がいない者(単身、高齢者世帯、家族や親族から関わりを拒否されている)の支援では、急変時の対応、施設入所、病院の入退院などが課題になっている。 ③地域団体や職能団体など個々の組織や機関の活動意識、活動意欲が具現化されていない。</p> <p>地域課題</p> <p>①地域包括支援センターの役割が、地域住民に根付いていない。 ②社会的孤立、複数分野の課題を抱え、複合的な支援の必要性が高まっている。 ③認知症の理解と家族をサポートする体制が不足している。</p> <p>目標</p> <p>①高齢者に関する身近な相談窓口として、広報活動を強化する。 ②早期に専門的支援が受けられる機会を作り社会的孤立の解消に努める。 ③地域の特性や関係機関のネットワークを活用して出張相談(『高齢者お悩み相談室』)、『認知症カフェ』の運営、ならびに支援者のスキルアップに繋がる研修会等を行う。</p>	<p>①センターの活動について事業横断的な広報を実施。これまで構築したネットワークを活かし、センター及び柱となる事業のチラシ設置。地域住民より出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)や認知症カフェ(事業名:橙燦カフェ)のチラシを見たお問い合わせが増え、広報活動強化の効果が伺えた。 ②出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)、介護予防教室(事業名:ちょこつと健康塾)、認知症カフェ(事業名:橙燦カフェ)を地域で展開。早期に専門職と出会う場を設けている。出張相談では、介護保険料滞納や免許返納後の生活、継続的困窮等、今後の生活に備えた相談受付が出来た。介護予防教室については、保健師・看護師が企画実施。予防意識の高い高齢者の参加が見られた。認知症カフェでは、認知症の人、介護者、民生委員が地域住民へ参加を促し一緒に参加している。毎回の参加を楽しみにしているリピーター、口コミでの新規も増え、早期に専門職と出会う場として役割を果たすことが出来た。 ③地域ケア会議での提案を活かし、主旨に賛同する地域関係者(病院MSW・PSW・PT・高校や大学の教員等)が、出張相談や認知症カフェ、研修会の講師等で活躍し、事業の展開や支援者のスキルアップに繋がる研修会を開催することが出来た。</p>

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 ア チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	制度の説明、基本チェックリストを実施、地域の社会資源を含む情報を提供し、マネジメントをする。	2週間以内	制度の説明、基本チェックリストを実施。該当者には、意向を確認しケアマネジメントを行った。	事業対象者の支援実226名	総合事業利用希望者に対し、一般介護予防事業の紹介を併せて行っている。担当高齢者から、今年度新設された『パワリハ運動教室』『筋力向上トレーニング教室』に参加しているという声も聞かれている。一方で、訪問型・通所型サービスでは、事業対象者、要支援者の選択肢が限られ調整に苦慮することがある。	介護予防・日常生活支援サービス事業の内容について丁寧に説明を行う。まあ、一般介護予防事業など多様なサービスの情報提供を行い対応する。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	①関係機関、住民組織と連携しやすい関係づくりを行う。 ②地域情報の収集・整備を行う。 ③介護予防についての知識を広げ、地域の高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを実施する。	①民生委員児童委員協議会定例会など地域の集会に参加する。 ②ア・いきいき生活情報リストの更新。 イ・関係機関、関係者のネットワークについて情報を整理する。 ③ア・地域住民向けの取り組みを検討する。 イ・既存の住民主体の活動に協力する。	①年5回以上 ②ア・年1回 イ・年1回 ③ア・上半期 イ・随時	①民児協定例会、地区社協、町会連合会、一人暮らしの食事会、住民主体の通いの場(事業名:おしゃべり会)に参加。 ②地域情報を集約し、いきいき情報リストを更新。圏域内居宅15カ所へリストを配布する。 ③ア・保健師・看護師主体で中野集会所にて介護予防教室を実施。 イ・住民主体の通いの場(事業名:びいちの会)に参加。	①民児協定例会5回、地区社協2回、町会連合会4回、食事会4回、おしゃべり会1回 ②ア・1回 イ・1回 ③ア・8回 イ・7回	①活動報告、認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、成年後見制度、地域ケア会議、消費者被害等紹介を行う。その他、民生委員とセンターが連携した事例や活動予定、活動中の事業など報告し、センターの活動について理解を得、協力頂くことが出来た。 ②今後も、活用目的などを明確にして作成、更新していく必要がある。 ③ア・実施する中で、参加者が求める活動を展開していくためには、地域のニーズに沿って、活動に反映させることが必要。 イ・参加者と一緒に運動を考え実施、主体的に取り組むようサポート出来た。	①地域の声、傾向、変化を共有できるよう積極的に地域の集会等に参加する。 ②活用目的などを明確にして、情報を整理、更新する。 ③運営する地域住民や参加者が主体的に実施できるようサポートを行い、地域の活動として定着、継続できるようにする。
イ 実態把握	高齢者の孤立・孤独死防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。	高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。	年間150件	相談対応した方や昨年度訪問した方を中心に実施。	233件(うち独居103件)	実態把握では、半数以上が独居の世帯。元気な時から関わることの重要性が増している。	対象者の健康状態と合わせて、緊急時の対応等について個別に確認する。趣味、特技等の情報を集いの場、社会参加の場に活かしていく。継続的な実態把握でセンターの周知を図ると共に、相談が出にくい特定地域へ地域診断を含めた実態把握を実施する。
ウ 総合相談	①相談窓口の機能強化、アウトリーチを推進する。 ②地域の金融機関、郵便局、医療機関などに相談窓口の広報活動を行う。	①ア・三大地区・文京地区で出張相談(『高齢者お悩み相談室』)を実施継続する。 イ・一大地区・二大地区の実施について検討する。 ②センターのパンフレットの設置協力を依頼する。	①ア・月2回 イ・上半期 ②年25カ所	①ア・三大地区(取上公民館・松森会館)で実施、20件相談有。 文京地区(中野集会所・松原集会所)で実施、25件相談有。 イ・一・二大地区は関係者と意見交換、両地区から利便性の良い大成小学校で9月より開始。5件相談有。 ②金融機関、郵便局、医療機関、薬局、スーパー、コンビニ(一部地域)にチラシの設置依頼。	①ア・三大地区 ・取上7回 ・松森4回 文京地区 ・中野7回 ・松原4回 イ・一・二大地区 ・大成小7回 ②50ヶ所	①ア・イ出張相談を実施することで、地域状況の把握や関係機関との連携が強固になった。一・二大地区においては、地区社協会長、民児協協会長、町会連合会会長に相談、協力を頂き開催に至る。回覧板で45,925枚配布、広報を積極的に実施。開催方法、場所は各地区の要望を取り入れた内容で実施出来た。 ②センターのパンフレット、出張相談、認知症カフェのチラシを持参、事業の紹介をすることで、郵便局、病院に設置したチラシを見て来所する方、電話を頂く方がおり広報の効果があつたと評価。	①相談は随時対応、必要な支援や機関に繋ぐ。 出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)は、地域からの要望も強く、随時、振り返り、改善等を図りながら実施継続する。 ②事業横断的な広報活動を継続しながら、チラシの設置状況や反響等を確認する。 ③地域の声を反映させた、地域住民に分かりやすいセンターのパンフレット作成を検討する。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	①成年後見制度の広報活動を行い、制度の普及啓発を図る。 ②成年後見制度の活用が必要な場合には、相談、申し立てにつながるよう支援する。	①ア・地域高齢者集会、民生員児童委員協議会定例会で広報 イ・『お悩み相談室』開催時にパンフレットを設置する。 ②相談、申し立ての支援を行う。	①ア・年5回 イ・月2回以上 ②随時	①ア・一人暮らしの食事会、民児協定例会等で広報。 イ・パンフレットを設置、活用その他、来所した方へ必ず手渡し、目に触れるようにしている。 ②市社協、成年後見支援センターと連携、支援している。	①ア・年7回 イ・28回 ②相談10件 申立済8件 申請中5件	①積極的な広報をしているが、周知が不足しており、今後も理解しやすい内容で継続的な広報が必要。 ②関係機関と相談しながら申立支援をしている。成年後見制度の利用に至らないが、家族との不和、認知症、アルコール依存症、精神疾患等で金銭管理が出来ず苦慮するケースがある。	情報提供等の広報活動、相談支援、必要時には関係者と協議し、必要な支援方法を検討する。
イ	老人福祉施設等への措置の	措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携を図り、対応する。	弘前市関係部署、受入れ措置施設と連携を図り対応する。	随時	対応したケースはないが、必要時には、弘前市と連携し対応する。	0件	措置対応にはならないが、不適切な介護や介護者の理解不足で継続的に支援が必要なケースがある。	措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携し対応する。
ウ	高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に係る通報等を受けた後は速やかに対応する。	①弘前市の虐待対応マニュアルに基づき、関係部署と連携を図り対応する。 ②必要に応じて、個別ケース会議を開催、支援方法を検討する。	①随時 ②随時	①通報を受けた際には、速やかに実態把握に努め支援している。 ②分離したケースの面会について、関係機関を招集、個別ケースを開催、支援方針を検討。	①14件 (うち虐待認定9件) ②1回	①虐待対応は、昨年度とほぼ同件数。虐待種別は、身体的虐待12件うち3件が心理的虐待を伴うケース。2件が心理的虐待のみ。養護者は、男性(息子・夫)が多く、息子の場合、精神疾患や経済的課題等を必ず抱えているケースであり、8050問題は地域課題で、今後支援方法の確立が急務。 ②担当課、仕事応援センター、警察、関係機関と連携、組織的判断が出来るよう努め、支援に活かされている。	①虐待対応マニュアルに基づき、通報を受けた際は、実態把握、状況確認を行い、関係部署、関係機関等の協力を得ながら支援の方向性を検討し、対応する。 ②支援に係わる重要な判断は、関係機関が連携し、組織的な判断が出来るよう必要に応じて開催する。
エ	困難事例への対応	事実確認後、課題を把握し、援助の方向性(支援策)を関係者で協議する。	地域ケア個別会議を開催、支援を阻害している要因、課題を整理、支援方法を検討する。	随時	困難事例の相談は、センター内で検討し、地域ケア個別会議を随時開催、支援方針を検討している。	年5回	金銭管理、キーパーソンに課題がある、認知症の方の支援で苦慮しているケースなどについて、多職種で検討することで、真のニーズを把握、共有したうえで、支援方針を定めることが出来ている。	困難事例では、地域ケア個別会議などを開催し、他機関、多職種と連携検討し、支援を阻害している要因や課題を整理し、支援方針を検討する。
オ	消費者被害の防止	市民生活センターと連携を図り、電話や窓口にて消費者被害に関する情報を把握し、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパーなどへ情報提供などを行う。	①地域高齢者集会、民生委員児童委員協議会定例会、在宅介護支援センター連絡会などで情報提供、予防啓発する。 ②出張相談(『高齢者お悩み相談室』)開催時にパンフレットを設置する。	①年10回 ②月2回以上	①市民生活センターからの情報を地域の集会や会議で情報発信している他、手渡し、目に触れるようにしている。 ②パンフレットを設置、必要時に活用し得る。	①年10回 ②年28回	①市民生活センター、民生委員、警察と連携し、押し買いが疑われるケースの対応を行った。関係者と連携する事でスムーズな対応をすることが出来た。 ②出張相談へ来所された方へ手渡しする他、相談者の目に触れる工夫を行いながら対応出来た。	市民生活センターと連携し、地域の集会などで注意喚起を促す他、消費者被害を身近に感じてもらえるようパンフレットの配布・設置を継続する。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が、関係機関とスムーズな連携ができるよう支援する。	圏域の介護支援専門員のニーズに基づき、成年後見制度、障害福祉に関する研修会を企画、実施する。	年2回	圏域内介護支援専門員を対象に、6月、障害福祉分野から講師を招き『障害福祉制度』に関する研修会、12月は、成年後見制度について、講師を招き『成年後見制度について』研修会を実施。	年2回	圏域内介護支援専門員のニーズに基づき実施。内容は講師と検討を重ね、制度理解、グループワークで事例を交えながらアプローチの仕方を検討することが出来た。障害福祉では具体的な利用の流れが理解でき実践に繋がるとの評価の声あり、成年後見制度では、圏域内介護支援専門員からの質問を取りまとめ、研修会の中で回答して頂き制度の理解が得られた。	圏域内の介護支援専門員のニーズに基づき、支援者のスキルアップに繋がる取り組みを計画し実施する。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①圏域の介護支援専門員との連携を強化する。 ②日常業務について意見交換できる場を設定する。 ③圏域の主任介護支援専門員と連携し、スキルアップできる企画を協働で検討、実施する。	①介護支援専門員の人数を把握する。 ②地域課題や昨年度実施したアンケート結果を踏まえ、意見交換会を実施する。 ③主任介護支援専門員連絡会を開催、勉強会、情報交換会等を実施する。	①上半期 ②年1回 ③年12回	①圏域介護支援専門員39名(うち主任介護支援専門員17名) ②アンケート結果よりセラピストとの連携に関する意見交換会実施。 ③情報交換会(圏域内4地区区民児協会長、圏域内訪問介護事業所と自立支援について)、弘前中央病院MSWによる『医療制度について』勉強会、圏域サ高住スタッフによる施設の取組紹介等を実施。	①年1回 ②年1回 ③年11回	①地域課題の整理等協力を得ている。 ②初の試みとして実施出来た。連携する上で、それぞれの立場から困っている事、それを踏まえてどの様な連携を図ることが出来るのか意見交換出来た。業務の中で実践出来る連携の在り方を考える良い機会となった。	①連携しながら地域の活動に活かしていく。 ②圏域内の介護支援専門員のニーズに基づき、関係機関との意見交換の場を設け、関係構築を図る取組を計画実施する。 ③圏域内の主任介護支援専門員連携し、スキルアップ出来る企画を協働で検討し、計画実施する。
ウ	日常的個別指導・相談	地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気付きや学びが得られるよう支援する。	介護支援専門員相互、他職種からの助言を得られるよう地域ケア個別会議を開催する。	年12回	3月(コロナの影響で中止)以外、計画通り実施。必要時は、随時開催で対応。	全16回 ・定期11回 ・随時5回	地域ケア個別会議を実施することで、他職種の助言で支援の振り返りや新たな視点の気づきに繋がっている。	年間計画を作成、定期開催の他、介護支援専門員からの相談の内容に応じて随時開催も積極的に実施する。
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを活かし、具体的な支援方針を検討、後方支援を行う。 ②困難事例については、地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	①随時 ②随時	①同行訪問の他、センターのネットワークを活かし、関係機関に同行、後の支援が効果的に実施されるよう支援している。 ②地域ケア個別会議を随時開催している。	①年2件 ②年3回	①②数的少数だが、対象者を支援するチーム内のキーパーソンの思い、意識、関わり方が支援の困難さに影響していると考えられる事例もあり、アプローチ方法や気づきを促す支援の工夫、研鑽が必要。	①介護支援専門員と同行訪問し、状況確認、支援方針を一緒に検討する他、センターのネットワークを活かし支援を実施する。 ②多角的な視点で支援方針を定められるよう地域ケア個別会議を提案、実施する。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症疾患医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。 ②認知症初期集中支援チームと連携する。	①ア・圏域内キャラバン・メイト連絡会を実施する。 イ・認知症施策、ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェについて広報する。 ②訪問支援対象者について情報を共有、支援協力をする。	①ア・年1回 イ・随時 ②随時	①ア・連絡会では、活動についての情報交換、検討を実施。 イ・地域の高齢者集会や民児協定例会等での広報の他、出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)や認知症カフェ(事業名:橙燦カフェ)でパンフレットを目に触れるよう設置した。 ②情報共有、協力をしながら対応。チーム員会議に出席する。 ③高校、文京地区社協と連携、高齢者と交流する機会を共催。	①ア・年2回 イ・随時 ②協力依頼件数2件 ③4回	①ア・連絡会開催により、センターの取組への賛同と積極的な協力を得ることが出来た。認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座を協働で実施、認知症カフェの企画運営の一端を担うなど、連携を深めることが出来た。 イ・認知症初期集中支援チームや認知症カフェなど、地域住民に浸透するよう継続的に広報が必要。 ②情報共有、協力をしながら対応することで、専門医への受診、キーパーソンの意向の変化に繋げることが出来た。 ③地域づくりとして、若い世代との交流がもたらす効果を実感することが出来、継続の声が聞かれている。	①地域の関係機関、キャラバン・メイト、学生、ボランティア支援センターと連携し、認知症カフェ(事業名:橙燦カフェ)や認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座を協働で実施する。 ②支援方針に沿って情報交換しながら、支援を実施する。 ③元気な時からの関係構築が図られる取組を実施継続していく。
イ 認知症の人や家族への支援	①認知症者や家族、地域住民が集い、学びや情報交換できる場を提供する。 ②認知症者や家族に対して相談・支援を行う。	①ア・現行の認知症カフェを評価する。 イ・認知症カフェを定期開催する。 ②認知症者、家族に対する相談会の企画、検討を行う。	①ア・年1回 イ・年10回 ②年1回	①ア・現行の認知症カフェについて振り返り、評価を実施。 イ・計画通り実施。毎回20~30名参加者あり。 ②ア・認知症地域支援推進員として『認知症介護者教室』の企画、実施メンバーとして参加。 イ・出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)に認知症地域支援推進員として参加。	①ア・年1回 イ・年9回 ②ア・年9回 イ・年4回	①②現行の認知症カフェを振り返り、7月から弘前学院大学で実施。新体制の企画段階から、学生ボランティア、市ボランティア支援センター、キャラバン・メイト、文京地区社協の協力・提案を受け開催に至る。9月聖愛中学高等学校の生徒が加わり、企画、運営に参加。カフェに参加した方に協力頂く等、協力者の輪が広がっている。また口コミで問い合わせや参加が増えている。 ②認知症施策推進に向けて協力することが出来た。	①認知症や地域全体でのサポートが必要であることを地域住民や若い世代に知ってもらうこと、認知症の方やその家族が専門職と早期で出会える場としての役割を担っていくことが出来るよう、振り返りを実施し継続的に開催する。 ②認知症介護者教室開催に向けて協力し、開催する。
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座について、広報、開催の働きかけを行う。 ②若い世代に認知症の理解を広げ、地域の高齢者に関心をもってもらえる取り組みを企画、実施する。	①認知症サポーター養成講座を開催する。 ②認知症カフェ、認知症高齢者への声掛け模擬訓練(認知症高齢者たぐいまサポート訓練)などの企画、運営を協働で行う。	①年5回以上 ②随時	①地域住民、高校生、高齢者施設職員及び入居者を対象に実施。 ②認知症サポーターステップアップ講座(認知症高齢者たぐいまサポート訓練含む)を聖愛中学高等学校1年生を対象に実施。	①年6回実施(207名) ②年1回実施(26名)	①新たに聖愛中学高等学校の生徒向けに実施。若い世代へ認知症の理解を普及することで、親の世代や地域への波及効果を期待している。 ②認知症疾患医療センター、グループホーム、キャラバン・メイト、介護支援専門員等と打合せを重ね、11月に聖愛中学高等学校の生徒に向け実施することが出来た。体験を通して、接し方等更に理解を深めることが出来た。	①講座の開催を継続的に呼び掛けていく。また要請があった場合には、積極的に講座を開催する。 ②学生や圏域のキャラバン・メイトと協働で、認知症サポーター養成講座を開催する。認知症サポーターステップアップ講座(認知症高齢者たぐいまサポート訓練)を企画し、協力者と協働で実施する。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定、個別支援と地域課題の抽出を図る。 ②地域ケア推進会議は目的別に関係者を招集し実施する。 ③地域住民、民生委員等関係組織に会議参加の呼びかけを行う。 ④自立支援に向けたケースの検討を促す。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③地域の関係組織、会議参加者に趣旨説明を丁寧に行う。 ④圏域の介護支援専門員に呼びかけを行う。	①年15回 ②年5回 ③随時 ④随時	①定期、随時開催。 ②ア・地域課題の整理(地域代表者参集) イ・認知症カフェの展開に向けた会議 ③民児協で地域ケア会議について紹介。 ④事例提供の際に声掛けを実施。	①全16回 ・定期11回 ・随時5回 ②全6回 ア・全3回 イ・全3回 ③1回 ④随時	①地域課題の把握に繋がっている。民生委員や地域住民が参加しやすい工夫が必要。 ②地域課題を事業につなげる手法として実施。出張相談、認知症カフェの事業が成果として運営出来ている。他、次年度の事業展開につながる内容の検討が出来ている。 ③地域ケア会議について、紹介することで会議の趣旨にご理解頂き、地域ケア個別会議に参加頂くことが出来た。 ④自立支援に向けたケースについて、2回実施出来た。継続的な周知が必要。	①地域ケア個別会議は定期開催、随時開催を重ね、個別課題の把握に努める。 ②課題抽出、整理、共有について研鑽し、事業内容の発展、事業運営に反映できるよう実施する。 ③会議の趣旨説明を丁寧に行い、参加協力頂けるよう呼びかけを継続する。 ④定期開催にて計画する他、事例提供の際に声掛けを実施する。
【地域の実態】 ①地域住民より、センターの名称を聞いた事はあるが、役割や事業内容が見えにくいと声がある。 ②単身、高齢者のみ、家族が遠方在住、8050問題を抱えた世帯の支援が増加、背景には家族意識の変化、家族のパワレス等の要因がある。 ③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加している。(大学・一部高校・郵便局・銀行・薬局・スーパー・町会連合会等)							
【地域課題】 ①センターの活動が地域住民に見えにくい。 ②権利擁護(高齢者虐待・成年後見制度申立支援)の相談において、増加傾向にある複合的な課題を持つ世帯へのアプローチや支援の充足が必要。 ③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加しているが、リーダー的役割を担って、地域を牽引するマンパワー(若い世代・ボランティア)が不足している。							
【地域での対応方針】 ①地域包括支援センターを地域住民に知ってもらう取り組みを行う。 ②ネットワーク構築の中でセンターの対応力向上を目指す。 ③若い世代やボランティアが活躍できる地域作りを行う。							
【市、関係団体への提言】 ①身元保証人がいない方の施設入所。 ②民生委員やケアマネジャーを支援する体制づくり、社会資源の開発。							

(様式第1号)

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

職員配置 (R.2.3.31現在)	保健師	1	予防給付プラン担当	1 人	ランチ数
	社会福祉士	2	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	2 人	1
	主任ケアマネ	1			

平成 31 年度の活動方針(地域課題・目標)	平成 31 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な方に気付いてもどの様に対応すればよいのか分からない若しくはどこに相談すればよいのか分からない住民が多い。 病院に、認知症や1人暮らしの高齢者が運ばれてくるが増えている。 <p>地域課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣、地域で気づきがあっても相談窓口につながらない。 地域で見守る目を増やすために、住民に意識付けをする必要がある。 医療職と地域や民生委員とのつながりが乏しいため、急な入院や外来の際に医療職が対応に困ることがある。 <p>目標</p> <p>地域住民の集いに弘前市東部地域包括支援センター職員と他機関が参加して、情報提供や寸劇による事例報告を行う等交流することで住民の見守りに対する意識付けを図る。また、支援が必要な方の早期発見・早期対応につなげる。</p>	<p>事業所を中心に地域包括支援センターの紹介とパンフレットの設置等広報活動を続けてきたが、相談にはつながりにくい地域の実態を把握したため、住民の見守りに対する意識付けと、住民が相談しやすいような医療・福祉職と顔の見える関係作りに向けた体制整備に取り組んだ。東部地域包括支援センターの地域ケア会議に出席して下さっている医療関係者を中心に事業企画。高崎町会で1回、座談会を実施した。高崎町会の住民と医療関係者が当日の話題について事前に打ち合わせ等行ったことも、専門職と住民の顔の見える関係作りと住民の見守りの意識付けにつながった。座談会に参加した住民の理解と協力は、今後支援が必要な人の早期発見・早期対応につながっていくと考える。令和2年度はこの事業に関わる関係者と座談会を実施する町会を増やす等、更に発展させていく。</p>

32

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援。	①必要な方が総合事業を利用できる様に、圏域内の様々な資源に総合事業の周知をする。 ②希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切な支援を行う。	①医療機関、介護事業所、民生・児童委員等の関係機関20ヶ所に年1回。 ②受付から1週間以内。	①パンフレットを利用して圏域内の全ての薬局、精神科病院、総合病院、民生・児童委員、居宅介護支援事業所、郵便局、金融機関、温泉に対して周知した。 ②希望者には基本チェックリストを実施し、1週間以内に申請した。	①52ヶ所に対して各1回ずつ実施。内3地区民生・児童委員に対しては2回実施。 ②都度、事業対象者数は実148人。	①必要な方が総合事業を利用できるように、事業の周知を図った。新任の民生・児童委員、人事異動もあるため、引き続き周知をする必要がある。 ②十分な説明をし、了解を頂いた上で速やかにケアマネジメントを行った。適切なサービスを利用し、セルフケアとして習慣化されるよう支援する必要がある。

介護予防日常生活支援総合事業について説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援する。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	様々なネットワークを通じて相談受付ができるように、地域包括支援センターの宣伝を強化して、住民に対して地域包括支援センターの周知を図る。	圏域内の関係機関に地域包括支援センターの事業を説明し、パンフレットの設置を依頼する。また、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。	医療機関、介護事業所、民生・児童委員の関係機関20ヶ所に年1回。	①圏域内の全ての薬局、精神科・総合病院、民生・児童委員、居宅、郵便局、金融機関、温泉に対して地域包括支援センターの事業について周知した。気になる高齢者を把握した際には、センターにつないでもらえる様に協力を依頼した。また、パンフレットの設置を依頼した。 ②高崎集会所で住民を対象に医療・福祉職との座談会を実施した。	①52ヶ所に対して各1回ずつ実施。内3地区民生・児童委員に対しては2回実施。 ②薬剤師、理学療法士、医療相談員と連携して1回実施。住民15人参加。	①②金融機関から認知症が疑われる高齢者の相談が1件あった。窓口を設置したパンフレットが持ち帰られてはいるが、パンフレットを見て相談に来たという相談者はいない。パンフレットによる情報提供だけでなく、住民が相談しやすい専門職と住民が顔の見える関係をつくる必要がある。	関係機関、住民と顔の見える関係を作れるように、取り組む。
イ	実態把握	①支援を要する高齢者の早期発見に向けたネットワークの構築を図る。 ②支援を要する高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握をして、早期に必要な支援をする。	①圏域内の関係機関に実態把握の説明をし、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ②相談を受け付けたら、速やかに訪問して実態把握する。	①医療機関、介護事業所、民生・児童委員等の関係機関20ヶ所に年1回。 ②1週間以内。年100件。	①アの①②に同じ。 ②相談対応した方が中心。速やかに訪問した。	①アの①②に同じ。 ②東部地域包括支援センター96件。城東在宅介護支援センター39件。	①②住民が医療、福祉、権利擁護等適当な関係機関とつながれるようになるために、実態把握ができるネットワークをつくる必要がある。	①②周知の他に住民と顔の見える関係を作れるように取り組み、支援を要する高齢者の早期発見に向けたネットワークの構築を図る。
ウ	総合相談	高齢者の総合相談窓口であることの周知を図り、活用を呼びかける。	①圏域内の関係機関に地域包括支援センターの事業を説明し、パンフレットの設置を依頼する。また、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ②速やかに的確な状況把握をする。職員間で情報を共有し、必要に応じて関係機関と連携して対応をする。	①医療機関、介護事業所、民生・児童委員等の関係機関20ヶ所に年1回。 ②随時。情報共有のために内部ミーティングを1回。	①アの実施内容に同じ。 ②速やかに状況把握した。週1回ミーティングの他、都度職員間で情報共有し、関係機関と連携。	①アの①②に同じ。 ②に同じ。 ②随時。情報共有のために内部ミーティングを週1回。	①アの①②に同じ。 ②職員間で情報共有し、関係機関と連携して対応している。	①地域包括支援センターの広報と関係機関、住民と顔の見える関係を作れるように取り組む。 ②継続。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	①成年後見制度について、住民や関係機関への周知を図る。 ②医療、介護事業所、住民、関係機関等に成年後見制度に関する研修会の開催を働きかけ、開催して成年後見制度の活用促進を図る。	①関係機関に制度の説明をする。 ②研修会を開催して制度の活用に対する理解を深める。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をする。	①医療機関、介護事業所等の関係機関20ヶ所に年1回。 ②2ヶ所。2回。 ③随時。	①圏域内の全ての薬局、精神科・総合病院、民生・児童委員、居宅、郵便局、金融機関、温泉に対して周知した。 ②住民主体の集いの場で実施。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をした。	①52ヶ所に対して各1回ずつ実施。内3地区民生・児童委員に対しては2回実施。 ②1回。 ③後見開始申立て6件。	①②備えとしてよりくわしく知りたいという意見が多かった。3月に関係機関向けの研修会を準備していたが、中止した。 ③開始申立て支援を通して課題を整理して対応について検討することが重要であり、それには関係者との連携が必要。さらに、審判確定後も関係者との連携が必要である。	パンフレットで周知しつつ、関係者に対しては研修会を開催し理解を深める。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合は、弘前市の関係部署と連携を図りながら対応する。	①関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の連絡について協力を依頼する。 ②相談に対しては関係部署と連携を図りながら対応する。	①医療機関、介護事業所等の関係機関20ヶ所に年1回。 ②2ヶ所。2回。	①アの①に同じ。 ②措置を要するケースはなかった。	①アの①に同じ。 ②0件。	①周知を図った関係機関には協力の意向を示して頂けた。 ②関係者や関係部署と連携して継続的な対応をしている。	措置を要するケースが発生した場合は、弘前市の関係部署と連携を図りながら対応する。
ウ	高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止の周知を図る。	①イの①に同じ ②虐待通報があった場合は、高齢者虐待防止対応マニュアルに沿った対応をする	①イの①に同じ。 ②随時。	①アの①に同じ。 ②高齢者虐待防止対応マニュアルに沿った対応をした。	①アの①に同じ。 ②通報5件。	①イの①に同じ。 ②虐待を確認し、助言対応したケースが1件。担当課と連携して対応した。	高齢者虐待防止の周知を行い、気になる高齢者を把握した際の連絡について協力を依頼する。
エ	困難事例への対応	①速やかに事実を確認、関係者で協議し対応する。 ②圏域の介護支援専門員が困難事例に対応するために地域ケア会議を活用できる体制を整備する。	①地域ケア会議を活用し個別課題の解決と対応力の強化を図る。 ②介護支援専門員に地域ケア会議の活用を呼びかける。	①随時。 ②全居宅介護支援事業所に対して随時。	①地域ケア個別会議を開催。 ②圏域内全居宅介護支援事業所に対して随時。	①5回。 ②全20ヶ所に対して各1回、地域ケア会議について説明。	①地域ケア個別会議を活用して個別課題の解決と対応力の強化を図った。 ②介護支援専門員が困難事例を抱え込まない様にするために、ケア会議の活用を呼びかける。	①速やかに事実を確認、関係者で協議し対応する。 ②圏域の介護支援専門員が困難事例に対応するために地域ケア会議を活用できる体制を整備する。
オ	消費者被害の防止	消費者被害に関する最新の情報を把握し、住民に伝達する体制をつくる。	①市民生活センターと青森県消費生活センターから最新の情報を得て、関係機関に提供する。 ②消費者被害に関する相談には、市民生活センターと連携して必要な対応をする。	①上半期中に関係機関20ヶ所に最新の情報を提供する。 ②随時。	①圏域内の全ての薬局、精神科・総合病院、民生・児童委員、居宅、郵便局、金融機関、温泉に対して周知した。 ②事例無し。	①アの①に同じ。 ②0件。	①②消費者被害に関する相談はなかったが、潜在していることは想定できる。被害者や関係者が被害に気付いて、支援につながる様、活動する必要がある。	消費者被害に関する最新の情報を把握し、住民に伝達する体制をつくる。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築 介護支援専門員に必要な関係機関との連携体制を構築する。	①圏域内の主任介護支援専門員と介護支援専門員を把握する。 ②介護支援専門員が中心となって、介護支援専門員連絡会で取り上げる内容を決定、開催する。	①9月まで。 ②年5回。	①4月中に圏域内の主任介護支援専門員と介護支援専門員を把握した。 ②介護支援専門員が中心となって、介護支援専門員連絡会で取り上げる内容を決定した。	①4月に1回。 ②勉強会2回。事例検討会3回。意見交換会1回。包括から説明会1回。GH会議1回。	①②圏域内の主任介護支援専門員と介護支援専門員を把握。介護支援専門員と連絡会の内容を協議して開催した。介護支援専門員同士で相談ができる、介護支援専門員と介護支援専門員に必要な関係機関が相談し合える連携体制の構築につながった。	①②勉強会、事例検討会、関係者との意見交換会を実施して、介護支援専門員同士のネットワークと関係機関との連携体制の構築を図る。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ①介護支援専門員のネットワークを活用して、地域ケア会議を開催する。 ②圏域内の介護支援専門員と連携して、圏域内の介護支援専門員がスキルアップできる企画を検討、実施する。	①介護支援専門員に地域ケア会議の内容について説明する。 ②介護支援専門員連絡会で、事例検討、勉強会、情報交換、意見交換を行う。必要に応じて、連絡会の内容に応じた専門機関等にも参加と協力を仰ぐ。	①年4回。 ②年5回。	①4月の介護支援専門員連絡会で、圏域内の全居宅介護支援事業所に周知した。 ②勉強会、事例検討会、意見交換会、包括から説明会、GH会議を開催した。	①20ヶ所に対して各1回。 ②アの②に同じ。	①介護支援専門員が関わっている事例で地域ケア個別会議を5回実施した。地域ケア会議を活用できる様に働きかけが必要。 ②圏域内の介護支援専門員と一緒に企画、実施した。連絡会の内容に応じた関係機関にも参加と協力をしていただいた。介護支援専門員のスキルアップと連絡体制の構築につながった。	①介護支援専門員のネットワークを活用して、地域ケア会議を開催する。 ②圏域内の介護支援専門員と連携して、圏域内の介護支援専門員がスキルアップできる企画を検討、実施する。
ウ	日常的個別指導・相談 専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。	①担当者を書面で通知する。 ②ケアプランの指導や助言、サービス担当者会議の開催を支援する。	①5月まで。 ②随時。	①圏域内の全居宅介護支援事業所に書面で通知した。 ②ケアプランの指導、助言、担当者会議の開催支援を随時。	①4月に1回。 ②ケアプラン随時。担当者会議回。	①周知したことで相談対応がスムーズに行われている。 ②担当者会議の開催支援により、事例に必要な連携体制を整えることができた。	専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。
エ	支援困難事例等への指導・助言 介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して支援する。	各専門職や関係機関と連携して課題を整理して具体的な支援方針を検討する。また、必要に応じて地域ケア会議を開催して、個別課題の解決と対応力の強化を図る。	随時。	各専門職や関係機関と連携して支援した。	11事例。	各専門職や関係機関と役割分担した。介護支援専門員とその事例の支援につながった。	介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して支援する。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	認知症地域支援推進として、地域や関係機関との連携・ネットワークづくりを行う。	①認知症と思われる方に、どの様に声を掛けたりよいか対応について学ぶため「弘前市声かけ訓練」を開催する。 ②地域の関係機関に認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座の説明をする。更に、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターに連絡もしくは地域包括支援センターを紹介してもらえる様に協力を依頼する。	①町会長、民生委員、住民、金融機関、コンビニ、スーパー等を対象として年1回実施。 ②医療機関、介護事業所、民生・児童委員等の関係機関20ヶ所に年1回。	①未実施。 ②認知症カフェに参加した住民に配布。また、パンフレットを利用して圏域内の全ての薬局、精神科病院、総合病院、民生・児童委員、居宅介護支援事業所、郵便局、金融機関、温泉に対して周知した。気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼した。	①0回。 ②①52ヶ所に対して各1回ずつ実施。内3地区民生・児童委員に対しては2回実施。	①町会長に「弘前声かけ訓練」の開催を働きかけたが、開催には至らなかった。若い世代が集まらない、高齢者が集まらないことが理由として挙げられた。 ②住民や関係機関が認知症ケアパスを利用すること等により、認知症初期集中支援チームや認知症カフェ、認知症サポーター養成講座を活用できる様に、啓発が必要。	認知症地域支援推進員として、地域や関係機関との連携・ネットワークづくりを行う。
イ 認知症の人や家族への支援	認知症について情報交換や相談ができる他、住民教育の場として認知症カフェを開催する。	認知症カフェを開催する。	年2回。	9月に泉野多目的コミュニティ施設で実施。回覧板で周知する等、3月の実施に向けて準備していたが中止。	1回。	医療、福祉専門職と協働して、計画に沿った内容で実施することができた。7人の住民が参加した。来年度の開催に向けて、参加者を増やす方法を改めて検討する必要がある。	認知症について情報交換や相談ができる他、住民教育の場として認知症カフェを開催する。
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座の開催団体の拡大を図る。	①認知症サポーター養成講座を周知する。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。 ③認知症カフェで認知症サポーター養成講座に関する情報提供を行い、周知する。	①医療、介護事業、住民、関係機関等20ヶ所。 ②5回。 ③2回。	①アの②に同じ。 ②第一生命弘前営業オフィス、川先町会女性部で講座を開催。農業共済組合女性部でステップアップ講座を開催。 ③認知症カフェで情報提供。	①アの②に同じ。 ②認知症サポーター養成講座2回、86名養成。ステップアップ講座1回、42名受講。 ③1回。住民7人参加。	①②③アの②に同じ。	認知症サポーター養成講座の開催団体の拡大を図る。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	多様な分野の方に地域ケア会議への参集を呼びかけ、地域課題を把握する。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③住民組織に地域ケア会議への参加を呼びかける。	①4回。 ②3回。 ③3ヶ所。	①地域ケア個別会議。 ②地域ケア推進会議。 ③ほのぼの委員、町会長、郵便局、コンビニ。	①5回。 ②3回。 ③7ヶ所。	①地域ケア個別会議により具体的な対応策を検討し、地域課題を抽出した。 ②地域ケア推進会議により地域課題を事業につなげた。サロン、認知症カフェ、包括の周知活動に加え、今年度は住民と専門職の座談会を開催した。	①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定して、地域課題の抽出と個別の支援をする。 ②出席者の立場から自由な意見や提案をして頂き、事業の企画や発展に生かす場とする。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ①介護サービスの利用や支援者の介入に対して拒否的な態度を示す高齢者・家族が多い。
- ②急変時等の備えが不十分な住民が多い。
- ③一人暮らしの認知症高齢者の見守りを介護支援専門員が抱え込んでいることが多い。

【地域課題】

- ①②早期に専門職と繋がるための支援が必要である。
- ③認知症に対する理解・協力体制が不足している。

【地域での対応方針】

- ①②支援を要する高齢者の心身状況や家族環境等について実態把握をして、早期に必要な支援をする。
- ③福祉意識を高めるために、地域住民への認知症啓発活動を強化していく。

【市、関係団体への提言】

(様式第1号)

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

職員配置 (R.2.3.31現在)	保健師	2	予防給付プラン担当	2 人	プランチ数
	社会福祉士	1			
	主任ケアマネ	1	人	1	箇所

平成 31 年度の活動方針(地域課題・目標)	平成 31 年度目標に対する取り組みの評価
地域の実態 1) 認知症高齢者の相談が多くなっている(重症化)。 2) 医療側が、どこに連絡して良いかわからない。 3) 見守りをしているもどこまで支援して良いかわからない。 4) 見守りが必要な高齢者がいても、個人情報保護法で、相談するのが難しい。 5) 専門職同士のネットワーク構築の場が少ない。 6) 地域のフォーマル、インフォーマルサービス情報がわからず、支援に困難が生じている。 7) 知的障害、精神障害、認知症高齢者の相談窓口がわからない(民生委員)。	【目標(1)】認知症サポーター養成講座の周知について ・地域への周知として包括パンフレット設置依頼の際に広報を行った。銀行や地域老人クラブ、郵便局、健生班会、圏域施設から新人教育での講座依頼あり、実施することが出来た。 【目標(2)】包括パンフレットについて ・包括パンフレットを刷新し、平成31年度事業開始時、各介護事業所、各医療機関、公共機関等にパンフレットを配付し設置した。相談者が事前に持参して相談に来るケースが増えている。 【目標(3)(4)】地域の見守り、支援の検討について 地域ケア推進会議で具体策について話し合いを行った。安心カードの配布等を通し見守り強化に繋がった。 【目標(5)】専門職同士が交流できる場について ・西部ケアマネ会議で、地域の介護支援専門員と市内医療機関ソーシャルワーカーが意見交換会する場を設けて頂き、医療、介護の連携を強化することが出来た。 【目標(6)】社会資源マップの作成について ・今年度担当を決めて、地域の情報収集を行ったが、なかなか進まない現状あり、再度、包括職員でなぜ進まないかを検討、パンフレット収集する事などに方向性を変更する。 【目標(7)】民生委員対象とした研修会について ・圏域障害相談支援事業所 相談支援員を講師に招き、「障がい者支援について」というテーマの研修会を開催した。民生委員25名、事業所から15名、計40名が参加し、顔合わせの機会となり、とてもよかった。来年度も、機会を作り連携に役立てたいと意向が聞かれた。
地域課題 1) 認知症についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。 2) 医療、地域への相談窓口の周知不足(連携がスムーズにいくシステムが構築されていない)。 3)、4) 地域の見守り方法、支援方法に不安がある。 5) 専門職同士のネットワーク構築の場が少なく、連携が弱い。 6) 地域の人達がサービス選びが難しい(どんなサービスが地域にあるかわからない)。 7) 多問題家族のケースも多くあり、地域で見守りを行う民生委員が相談先の把握をしていく必要がある。	
目標 1) 認知症サポーター養成講座を積極的に周知していく。(学校関係、企業等) 2) わかりやすい包括パンフレットの作成をし、医療機関や地域へ配布する。 3)、4) 地域ケア会議を通し、地域の見守り、支援について検討していく。 5) 西部ケアマネ会議と連携し、専門職同士が交流できる場を設定する。 6) 地域の社会資源マップの作成(地域の情報収集)。 7) 民生委員対象とした研修会の開催。	

38

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	1) 介護予防、日常生活支援総合事業について正しく理解し、相談者への対応を行う。 2) 地域への事業周知を行っていく。(改正に伴う混乱を解消できるようにする)	1) 迅速に本人の訪問を行って、状態確認や事業の説明にて申請代行、マネジメントを実施する。 2) 各種関係機関との連携時、事業説明や改正に伴う変更事項等についての説明を実施する。	1) 都度(相談受付時) 2) 随時	1) 総合事業相談に対し、制度の説明や基本チェックリストの実施、該当者の申請代行、ケアマネジメントを実施。 2) 総合事業について事業所や地域へ変更事項の説明を実施。	1) 総合事業対応件数 86 件 2) 随時	1) ・家族、本人または地域の方々には介護申請と事業対象者申請の区別、理解が難しく、混乱しているケースも見られた。 ・事業対象者の相談件数は増加している。 2) 各関係機関との連携はとれるようになっている。	1) ・きちんと理解が得られるようパンフレット等を用いて説明を実施していく。 ・チェックリストの見直しを行って地域の課題を分析する。 2) 関係機関との連携は今後も密に行っていく。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	1)各関係機関との連携強化。 (毎年、異動がかかる事業所等ある為、挨拶をし、顔の見える関係を維持していく) ・町会長、民生委員、老人クラブ ・圏域事業所 ・銀行、郵便局、スーパー、病院、薬局、業者等 ・公共機関 2)圏域社会資源マップの作成 (地域を回り情報収集をする)	1)・すべての機関へ包括支援センターの広報、会議等案内を行う。 ・敬老会や文化祭で相談窓口開設する。 ・老人クラブ訪問。 ・各町会での湯っこの日訪問。 ・民生委員定例会、推進会議への参加。 2)1)の機関へ訪問の際、事業所、企業等の情報収集も行う。 (包括主体で実施)	1)・随時 ・2回 ・開催される町会 ・毎月 2)随時	1)各種会議や地区文化祭、町会長会議、敬老会等へ参加し包括の周知を実施した。また、圏域の関係機関へパンフレットの設置を行った。 2)地域(企業、施設等)の情報収集を実施。	1)・随時 ・2回 ・訪問出来ず ・毎月参加 2)随時	1)・会議や地区の行事へ参加し、包括支援センター周知を行った。関係機関の方からは、安心できるという声が聞かれていた。敬老会や文化祭では相談もみられたが、今は必要ないからと話す方が多かった。 ・各町会湯っこの日の情報リサーチまでにとどまり、訪問までは至らなかった。 2)包括内で地区担当を決め、地域回りを行ったが、すべて回ることは出来ず、今後の方向性を再度検討課題とする。	1)来年度も圏域のイベント等をリサーチし、相談窓口を開設出来る様依頼をしていく。 (地域の方と触れ合う機会を設け、広報、周知、連携強化を図っていく。) ・高齢者の集う場へ出向いて交流し、広報を行う。 2)パンフレット等の情報収集から始めていくこととする。
イ	実態把握	在宅介護支援センター(ブランチ)との連携を強化し、150件の実施を目指す。 (一人暮らし、高齢世帯の情報収集)	地域の方、民生委員との連携強化に努め、情報を整理し、リストアップする。	毎月 (随時)	昨年のリストや市からの高齢者リストを整理し、今年度も担当振り分けして実施。	実態把握数 231件	在宅介護支援センター、民生委員、町会長、各事業所等と連携し、訪問に努めることが出来た。 東目屋地区からの相談がほとんどない状況がある。	来年度も計画通り実施していく。また、実態把握時、聞き取る情報内容も整理し訪問を実施していく。東目屋地区を重点に訪問を計画する。
ウ	総合相談	1)相談の件数が増加している為、3職種が密に連携を図り、切れ目なく対応出来る様にし、内容に応じ、情報提供、関係機関の紹介等を行う。また、他機関への情報提供等スムーズに行えるようにする。 2)窓口の周知	1)毎朝のミーティングとシステムの活用で包括全体の情報を統一し、内容に応じ、他機関との連携を図る。 2)各関係機関との連携時、パンフレット等の配布を実施する。	1)毎日 2)随時	1)毎朝ミーティングを行い、報告事項を記載して、包括間での情報共有に努めた。他機関への情報提供は、圏域では情報共有システムも活用している。 2)会議やイベント等で配布し、各関係機関窓口へはパンフレットの設置を行った。	1)毎日 2)随時	1)毎日のミーティングの記録やシステムの活用で、担当が休みの時もしっかりと対応出来る体制が出来ている。 2)パンフレットを岩木庁舎や民間企業、病院窓口等へ設置したことで、警察や銀行からの相談、報告もみられ、連携強化につながっている。	1)、2)ともに継続していく。また、相談しやすい窓口を目指す。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)							
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	1) 成年後見の件数が増加傾向にあり、申し立て支援をスムーズに実施できるようにする。 2) 制度の普及啓発活動を実施する。	1) 制度に関する研修への参加。 ・4月中に相談セットを作成し相談時活用する。 2) 各会議や集会等で広報する。	1) 2回程度 ・相談時 2) 随時	1) 成年後見制度活用に係る実務者研修会に参加。 ・相談セットを相談時に活用した。 2) 居場所作り事業で制度の説明を実施。	1) 3回 7月1日 10月8日 11月18日 ・適宜 2) 1回	1) 研修を通して相談セットを整理し相談時に活用した。 2) 制度を説明することで意識付けに繋がったものの、興味関心の持てる資料が必要だと確認した。	1) 成年後見制度活用に向け、分かりやすい説明をするため、今後も研修会等に参加する。 2) 成年後見制度等についての資料等を準備し、周知活動を展開していく。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	・措置の検討が必要な事例が発生した時は、弘前市担当部署、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。	・措置の必要性の要否を随時、市と確認しながら対応する。	随時	・対応事例はなかった。	・0件	・措置の必要性を検討した事例はなかった。	・措置の必要なケースがあった際は、高齢者の安全を確保できるように行政と協働しながら適切な支援を行っていく。
ウ 高齢者虐待への対応	・高齢者虐待に係る通報があった際は、速やかにマニュアルに沿って対応していく。 ・事業所を対象とした、虐待に対する意識づけ向上の機会提供を行う。	・複数の職員で速やかな実態把握を実施し包括職員間での情報共有を経て、市と密に連携を図り対応する。 ・包括主催の虐待研修のPRを地域ケア会議等で実施する。	・随時 ・2回	・高齢者虐待に係る通報は、4件だった。 ・地域ケア会議で、虐待研修のPRを実施した。	1) 4件 2) 1回	・4件とも市とスムーズな連携を経て対応した。また、行政以外の機関とも適宜情報共有を行い、被虐待者の安全確保等を行った。 ・GHからの依頼で虐待防止研修を1回実施出来たが、他事業所からの依頼はなく、権利擁護に対する問題を把握するまでには至らなかった。	・今まで同様、関係機関等と綿密な連携を図り対応していく。 ・虐待防止研修を実施するため、住民向けと事業所向けに出前講座のチラシを作成し、広報する。 ・圏域内社会福祉士と一緒に権利擁護の勉強会を実施する。
エ 困難事例への対応	・相談事例を受け付けた際は、事実確認後、包括内カンファレンスを開催し問題や課題の整理、関係機関を活用した支援策の検討を実施していく。	・都度、包括内カンファレンスを開催し、情報収集を心掛ける。 ・必要に応じて、地域ケア個別会議を開催する。	・随時	・毎朝のミーティングや臨時カンファレンスを開催して、情報共有や支援策検討などを実施。 ・臨時地域ケア個別会議に至ったケースはなかった。	・随時 ・0件	・ミーティングやカンファレンスで適切な支援策の検討を実施し、必要時、記録に残すことで担当や他スタッフの情報共有に繋がっている。 ・介護支援専門員等からの困難事例に関する相談は少なかった。	・次年度も計画通り実施継続して行く。 ・地域ケア会議で、臨時地域ケア会議開催や権利擁護等の研修についてPRする。
オ 消費者被害の防止	・定期的に消費生活センターへ出向き情報収集と顔つなぎを行う。情報収集はインターネットも活用する。 ・入手した情報を、各会議等で周知を図る。	・消費生活センター実施の研修等への参加。 ・各関係機関へ情報を提供していく。	・随時 ・2~3回	・計画通り、研修に参加した。 ・居場所作り事業や情報共有システム(消費者被害情報のリンク)を活用し、情報提供を行った。	・2回 5月27日 9月12日 ・随時	・包括へ消費者被害の相談はなかったが、居場所作り事業で住民から「怪しい電話を受けたことがある」等聞かれ、通報(相談)先の周知が課題である事がわかった。 ・現在、情報共有システムを活用したという報告はない。	・民生委員定例会、町会長総会等で広報等を継続していく。 ・地域ケア会議等で情報共有システムでの情報提供を再度周知し、注意喚起を行っていく。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	地域に暮らす高齢者が、地域で安心して暮らすことができる様に各関係機関が切れ間なく支援できる連携体制を構築する。	1)多職種合同会議の開催。 2)地域ケア推進会議の開催。	1)年1回 2)年2回	1)障害総合支援法についての研修会を実施。 2)地域ケア推進会議を実施。 ①テーマ:どうする?「自宅での見守り」パート2 ②テーマ:教えて!ストレス解消法	1)1回 6月12日 2)2回 ①7月17日 ②12月18日	1)岩木民生委員と圏域の事業所等が参加し、勉強会を通して顔の見える関係をつくる機会になった。 1)、2) ①地域住民や各関係機関から見守り体制作りの具体案が出された。 ②地域住民や各関係機関と製薬会社の方も参加し、情報交換等を行って共通認識を持つことができた。	1)地域ケア推進会議へ各関係機関、多職種、地域の方々が多く参加できるよう色々な研修会や会議等へ参加しアプローチしていく。 2)①見守り体制作りについて、地域ケア推進会議で出されたアイデアの内容を更に深める為、次年度の地域ケア推進会議で見守りパート3を開催する予定。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	1)圏域の介護支援専門員との連携を強化していく。 (居宅1か所増になった為、参加しやすい環境作りに努める) 2)西部ケアマネ会議を通し、勉強会開催にて、スキルアップを図る。 3)市内の地域連携室と顔の見える関係を作り、連携の強化を図る。	1)西部ケアマネ会議の開催で情報交換・勉強会を行う。 2)病院連携室への案内を検討し、圏域の介護支援専門員との勉強会を計画する。	1)年2回 2)年1回	1)～3) 西部地域ケアマネ会議へ参加 ①テーマ:「医療との連携について」 ②テーマ:「成年後見制度について」 ③テーマ:「ケアマネとしてストレスを感じること」「今までの振り返り」	1)～3) 3回 ①6月14日 ②11月15日 ③2月14日	1)～3) ①医療と介護の連携が図られた。 ②制度等の知識を深めることができ、スキルアップに繋がった。 ③身寄りのない方への支援、対応が困難であることがわかった。	来年度は西部ケアマネ会議の名称が「ケアマネず倶楽部」に変更となり、2回実施される予定。 ケアマネず倶楽部の後方支援を行っていく。また、積極的に参加し、圏域の介護支援専門員との連携や地域課題の発見等にも繋げていく。
ウ	日常的個別指導・相談	圏域の介護支援専門員が相談しやすい環境を整える。又、個別指導や相談等の対応支援を行い、業務がスムーズに行えるように支援する。	いつでも、連絡しやすいように定期的に居宅介護支援事業所へアプローチしていく。 (西部ケアマネ会議の活用)	随時 西部ケアマネ会議 (3回) 個別ケア会議 (4回)	地域ケア会議や各種会議を通し、参加した介護支援専門員へのアプローチを行う事ができた。	随時 西部地域ケアマネ会議 3回 個別ケア会議 4回	年々介護支援専門員の相談対応ケースは増加しているが、相談する事業所に隔たりが出ている。各居宅介護支援事業所へのアプローチ不足により、相談しやすい環境になっていない。(個別ケア会議の事例で、介護支援専門員から包括支援センターへ相談しづらいとの意見が聞かれた)	・主任介護支援専門員と連携し、地域ケア会議へ参画しやすい様にする。 ・各居宅介護支援事業所へアウトリーチしていく。
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員の支援の幅が広がる様、指導、助言していく。	1)地域ケア個別会議、西部ケアマネ会議等での支援や個別での相談に応じていく。 2)相談内容に応じて、各専門職の専門性を活用出来る様連携していく。	個別ケア会議 (4回) ケアマネ会議 (3回) 随時	1)、2)計画通り実施できた。	個別ケア会議 4回 西部地域ケアマネ会議 3回	・個別ケア会議や西部ケアマネ会議等でたまたまサポート事業、認知症ケアパス等の説明を行ってきたが、事例発生時に介護支援専門員が活用するまでには至らなかった。	・介護支援専門員に不足している知識や技術を明らかにし、研修会や事例検討会などを開催する。(認知症ケアパス) ・事例が発生した際は、迅速に対応できる体制作りを行っていく。(包括3職種や専門機関等へ相談・連携・協働等の支援)

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	1) 認知症地域支援推進員や初期集中支援チームを圏域関係機関へ周知する。 2) 認知症相談内容によって、医療等が必要なケースは認知症初期集中チームとの連携を図る。 3) 認知症地域支援推進員として、地域の関係機関との連携・ネットワーク作りを行う。	1) 各会議時や圏域企業等へパンフレットを配布し、認知症ケアパスの周知をする。 2) 医療機関と連携、情報共有する。 3) 声かけ模擬訓練の開催。 認知症推進員会議へ参加する。	1) 20回 2) 随時 3) 1回	1) 関係機関、町会長、民生委員、民間企業等へケアパスを周知。関係機関から相談もあった。 2) 相談内容により、適宜、医療機関と連携した。 3) ただいまサポート訓練(声掛け模擬訓練)を実施した。 ・ただいまサポート事業や介護者教室実施に向け、認知症地域支援推進員連絡会に参加。	1) 10回 2) 随時 3) 1回 8月9日(69名参加) ・適宜	1) 認知症ケアパスを紹介したが、認知症初期集中支援チームに繋がるケースはなかった。 2) 認知症初期集中支援チームには繋がらなかったものの、各医療機関と連携できた。 3) ただいまサポート訓練のアンケートでは次の開催を希望する意見もあったが、実際の依頼はなかった。ただいまサポート事業の相談者は少なく、周知が課題である。	1)、2) 地域のイベントや各事業所、圏域の企業等を回り、認知症についての事業やチーム、講座等の説明、周知、案内を行う。 3) いまだ地域包括支援センターの機能の周知不足という課題があるため、来年度は地域包括支援センターの機能の周知を重点に活動する。
イ	認知症の人や家族への支援	認知症疾患医療センター、初期集中支援チームや認知症の人と家族の会等との連携で、認知症高齢者、家族の支援を行っていく。	1) 認知症の人と家族のつどいへ参加し、情報を得、相談者への情報提供を行う。 2) ふれあい介護者教室の開催への補助をする。	1) 開催時 2) 2回	1) 認知症の人と家族のつどいへ参加した。 2) ふれあい介護者教室 ①岩木地区: テーマ「知りたい! お家ででの排泄ケア」 ②東目屋地区: テーマ「ずばり! もっと教えて介護のこと」	1) 1回 9月22日 2) 2回 ①7月23日(18名) ②1月15日(7名)	1) 若年性認知症の方の実態を把握する機会となり、情報収集の必要性を確認できたが、今年度は1回のみ参加となった。 2) 参加者からは「在宅介護について更に学びたい」「日頃の介護場面で話し合う機会が良い」という声が聞かれ、ふれあい介護者教室の開催意義を確認できた。	1) 来年度は認知症の人と家族のつどいへの参加回数を増やし、情報共有と情報収集の強化を図る。 2) 来年度も在介の開催補助を継続する。
ウ	知識の普及	認知症サポーター養成講座開催について働きかけを行っていく。(若い世代にも認知症について知ってもらえる取組をする)	地域各町会、学校、企業等の訪問。	随時(3回)	1) 認知症サポーター養成講座実施 ・みちのく銀行岩木支店 ・老人クラブ長成会 ・津軽保健生活協同組合岩木支部 ・地域住民(東目屋地区) ・高館山温泉 ・特別養護老人ホーム松山荘	1) 6回 ・9月26日(8名) ・12月6日(20名) ・1月10日(26名) ・1月15日(9名) ・3月16日(13名) ・3月26日(25名)	・各会議や会合、企業等へ働きかけを行った結果、当初の目標を達成した。 ・学校への周知は、出来なかった。	・今後も周知を継続する。(周知方法は、書面の配布だけでなく、訪問して講座の案内等を行う)

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
個別支援と地域課題の把握	1)令和30年度に上がった課題を分析し、地域ケア推進会議を開催し課題解決に向けた取り組みをする。 2)地域ケア個別会議を通して課題の把握に努める。 3)西部ケアマネ会議との連携。 4)ふれあい介護者教室・座談会の補助。	1)地域ケア推進会議 2)地域ケア個別会議 3)西部ケアマネ会議との連携 4)ふれあい介護者教室・座談会(在介主体の補助)	1)2回 2)4回 3)3回 4)2回 (岩木地区、東目屋地区)	・計画通り実施	1)2回 2)4回 3)3回 4)2回 (岩木地区、東目屋地区)	・地域ケア会議は、個別会議、推進会議、運営会議を予定通り実施した。また、その他の会議等も、西部ケアマネ会議、ふれあい介護者教室・座談会のサポート等、いずれも予定通り実施し、地域課題の把握に努めることが出来た。 ・来年度も、計画通り実施、運営を行っていく。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】						
<p>1)虐待事例や困難ケースの家族等から、どこに相談していいかわからなかったという声が聞かれた。 (地域の意識は、介護が必要になった時に急遽困りごとになり、普段は包括のチラシなど見る意識もない。また、パンフレットでセンターの意味が通じない)</p> <p>2)状態悪化してからの新規相談が増えている。(悪性新生物、認知症の相談が全体の4割)*行方不明者の事例が発生した。</p> <p>3)介護従事者が日々さまざまなストレスを感じて介護、支援している実態がある。</p> <p>4)事例が少ない病気や制度について理解不足で支援や説明に困ることがある。訪問看護を上手く活用できていない。</p> <p>5)民生委員より、包括や圏域事業所と交流の機会を持ち、顔の見える関係作りがしたいと意見が出ている。</p> <p>6)地域のフォーマル、インフォーマルサービスの情報がわからず、支援に困難が生じている。</p>						
【地域課題】						
<p>1)権利擁護、認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。周知不足。</p> <p>2)包括、医療、介護ともに気軽に相談できる環境が整っていない。</p> <p>3)民生委員の交代で連携がスムーズにいかない可能性がある。</p> <p>4)地域の人達がサービス選びが難しい(どんなサービスが地域にあるかわからない)。</p>						
【地域での対応方針】						
<p>1)認知症サポーター養成講座を積極的に周知していく。(学校関係、企業等)</p> <p>2)専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。</p> <p>3)包括主任ケアマネが各居宅へ定期的なアプローチを実施。</p> <p>4)権利擁護について圏域施設に対し出前講座を企画する。</p> <p>5)地域への広報の仕方を検討する。(圏域公共施設や企業、病院、薬局等窓口へのパンフレット設置)</p> <p>6)民生委員と圏域事業所等との交流の場の設定(勉強会実施)。</p> <p>7)地域の社会資源マップの作成(地域の情報収集)。</p>						
【市、関係団体への提言】						
<p>要介護認定申請から認定調査までが長く暫定サービス等の提供に支障をきたしている。 居宅介護支援専門員より、民生委員さんと連携したいケースがあった時どこに連絡をとっていいのか窓口が分からない。</p>						

(様式第1号)

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

職員配置 (R.2.3.31現在)	保健師	1	予防給付プラン担当	4 人	ランチ数 3 箇所
	社会福祉士	4			
	主任ケアマネ	2	1 人		

平成 31 年度の活動方針(地域課題・目標)	平成 31 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態 ①高齢者虐待の通報が平成29年度11件から平成30年度20件と倍増した。大半は警察が介入し市へ連絡。緊急的に家族と引き離しが必要なケースが1件発生し、市と連携し対応した。②認知症(疑い含む)の相談は前年度より25件増加し164件。行方不明者の連絡や金銭管理(施設、在宅ともに)の問題、介護拒否や受診拒否の相談があった。③難病患者がレスパイト入院出来る病院が市内に無く、市外の病院に入院している。</p> <p>地域課題 ①年々高齢者虐待の相談が増加。措置ケースの場合、養護老人ホーム弘前温清園に集中している。 ②認知症の人への地域住民の理解が不足している。 ③難病患者の受け皿になる情報がケアマネに届いていない。</p> <p>目標 ①権利擁護における高齢者虐待について、職員が知識・技術を習得し、市と連携しスムーズに引き離し出来る体制作りを検討する。②地域ケア会議を開催し、民生委員など地域住民や様々な専門職で支援体制を図る。また、認知症サポーター養成講座や高齢者ただいまサポート訓練を実施し、認知症高齢者への理解の促進を図る。③包括から居宅ケアマネへ難病情報センターからの情報を提供する。</p>	<p>①職員対象に「弘前市高齢者虐待防止対応マニュアル」について学習会を開催。虐待相談が17件あり。職員2名体制で市と連携し対応。うち3ケースは引き離し必要な状態で、市の担当者とのケース会議を開催し対応を協議。いずれも入院やショート利用を経て、施設入所となった。 ②地域ケア個別会議(定例)は年間計画に沿って7回開催。他に随時で6回開催。他の専門機関から助言をうけることでケアマネが抱える個別課題解決とネットワークを図ることが出来た。認知症サポーター養成講座2回開催、受講者のべ49名。下半期の開催がなく、目標の回数をこなすことが出来なかった。 包括独自の出前講座の依頼あり7回開催。包括の役割や取り組みについて紹介し、理解を深める機会となった。 昨年度に引き続き、圏域のGH職員と協力して、「弘前暮らしの保健室(弘前市市民参加型まちづくり1%システム採択事業)」(会場清水交流センター)の活動に参加し、一般住民と交流を図り、GH職員の地域貢献を考える場にもなった。 ③難病情報センターからの情報を、11月の南部圏域介護支援専門員連絡会で、冊子配布し、周知を図った。</p>

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	新年度から変更になった総合事業の利用者がスムーズに出来る様に対応する。相談から利用、卒業までの支援。	希望者には基本チェックリストを実施し、該当者には意向を確認し、適切に介護予防ケアマネジメントを行う。	受付から1週間以内	①総合事業申請 ②通所型サービスC利用者 ③生きがい型デイサービス利用者 ④生活支援サービス利用者	①108件 ②実22名のべ36名 ③88名 ④28名 ③④併用3名	①総合事業申請希望者には迅速に訪問。該当者に申請代行した。 ②通所型サービスCは4月開始の利用者が多く、7月に2クール目となる人がほとんど。2クール終了後、筋力向上トレーニング教室に参加する方もいた。実施場所は全て整骨院。 ③生きがい型デイサービス利用者は約81%。 ④訪問介護事業所の受け入れが悪い。原因としてコスト面と距離的な問題がある。	地域住民に介護予防・日常生活支援総合事業を周知し、希望者には訪問し、手続き支援を行う。また、利用者には適切なケアマネジメントを行い、介護予防につなげていく。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	地域の関係機関や地区民生委員などと顔の見える関係作り。相談支援についての連携を図りながらネットワークを構築する。インフォーマルサービスについての把握に努める。	①民生委員定例会出席。圏域7地区。 ②出前講座の実施。 ③地域密着型サービス(GH・デイ、小規模多機能)の運営推進会議出席。 ④相馬地区でパンフレット配布。 ⑤南部圏域GH連絡会。	①年6回 ②随時 ③9事業所×6回、5事業所×2回 ④目標30ヶ所 ⑤年2回	①民生委員定例会出席：桔梗野、文京、千年、相馬 ②出前講座の開催 ③運営推進会議の出席：GH9事業所、デイ5事業所 ④相馬地区の商店、温泉、郵便局などに配布 ⑤南部圏域GH連絡会	①4回 ②6回 ③GH50回、デイ6回 ④16ヶ所 ⑤2回	①5月に民生委員長あてに挨拶文書送付。地域ケア会議や運営推進会議で顔合わせし、連携した。 ②今年度出前講座が多かった。内訳：町会2、地域団体3、居宅2。 ③3月の会議がコロナウイルスの関係で6回中止となった。 ④10月相馬地区で地域推進会議開催。事前にパンフレット配布とアンケートを実施、会議で状況を報告。 ⑤テーマは事例検討や実地指導、弘前暮らしの保健室への参加など。	①地区毎の民生委員定例会や地域ケア個別会議、運営推進会議などに民生委員をはじめとする住民組織と関わりを持ち、相談支援についてさらなるネットワーク構築を図る。 ②包括職員が無料で出向く出前講座のPRを行い、気軽に相談できる窓口であることを地域住民に周知していく。
イ 実態把握	地域住民や民生委員、関係機関からの情報提供により、65歳以上の高齢者の把握に努める。	①住民、民生委員などから相談、情報提供により、迅速に訪問する。 ②在宅介護支援センターとの連携、会議開催。	①実態把握包括・ランチ共に各年間50件以上 ②年4回	①包括・ランチでの実態把握 ②ランチ会議開催	①合計495件、白寿園8件、静風苑240件、長慶苑103件、包括単独144件 ②4回	①実態把握では前年度比で38件減少。包括に実態把握の依頼あり、訪問すると緊急を要する状態で救急搬送し入院に至ったケースもあった。 ②ランチ会議で気になる高齢者や消費者被害などの情報を共有している。	①市役所からの75歳以上独居高齢者リストも活用しながら、介護保険未申請者やサービスに繋がらないケースについては、民生委員やランチと情報を共有し対応していく。 ②各ランチ、包括とも目標の件数を達成できるようにする。
ウ 総合相談	総合相談窓口として、様々な相談に対応する。内容により、適切な機関に繋げる。	①包括支援センターの周知を図る。公民館などにパンフレットを置く。 ②職員間で情報共有し、それぞれの専門性を活かして対応する。	①圏域内の公民館他 ②都度	①パンフレットの配布、配置：交流センター、公民館他。商店、薬局などに配布。 ②相談受付時に対応に迷った時はその都度三職種で検討し、関係機関に繋がるように支援した。月1回は困難事例について三職種で情報を共有し対応を協議。	①約200枚 ②相談新規597件、継続46件、のべ643件	①公民館や商店の他、出前講座などでパンフレットを配布し包括について周知を図った。 ②相談件数包括単独で月平均45.4件。独居の割合は33%。医療機関から92件、民生委員からも月1~2件、銀行や郵便局からも認知症の対応等相談。相談内容は申請代行(介護保険・総合事業)が約60%、認知症の割合(疑い含む)は30%。ヘルパー、デイから訪問時応答なしの連絡を受け、包括で自宅訪問し救急搬送したケース2件あった。	①地域の集まりに積極的に参加し、包括支援センターのパンフレットを配布し、高齢者の相談窓口であることを周知する。 ②困難ケースに関しては、三職種で検討後、関係部署や専門機関に繋げ、問題解決を図る。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	多職種・他機関と連携を図るため、地域ケア個別会議や地域推進会議を開催する。	①個別会議 年7回、他 随時 ②推進会議 年2回	①地域ケア個別会議 開催 ②地域ケア推進会議 開催 ③シルバーハウス懇 談会	①定例 7回、 随時 6回 ②1回 ③1回	②10月相馬地区で地域課題についてグループワーク行う。参加者16名：地区社協、駐在所、薬局、在介、有料老人ホーム、ショート、デイ、介護支援専門員。 ③1月桜ヶ丘、緑ヶ丘シルバーハウス及び集合住宅の問題について話し合う。参加者13名：生活援助員、市営管理者、民生委員、駐在所、介護支援専門員。	年間計画に沿って、介護支援専門員と協働で地域ケア個別会議、地域ケア推進会議を開催し、他職種との連携を図る。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換できる場として、定期的に連絡会を開催し、相互の連携強化を図る。	リーダー・サブリーダー計3名に連絡会の回数、内容などを提案してもらう。	連絡会年4回	南部圏域介護支援専門員連絡会開催	4回 (4月、8月、11月、2月)	リーダー、サブリーダーが中心となり、内容を決定し、司会進行も任せている。介護支援専門員が主導することでコミュニケーションが活発になってきた。包括は会場の予約、案内、資料の準備、事前の打ち合わせに参加。1回平均参加者約30名。	圏域の介護支援専門員の意見を反映し、関係機関との意見交換の場を設け、ネットワークの活用を図る。
ウ 日常的個別指導・相談	圏域の介護支援専門員の相談窓口機能の継続と個別事例に対する相談支援。	日常的な連携に加え、定期的な連絡会の開催で相談しやすい環境を整える。	勉強会年1回(連絡会を含む)	①勉強会の開催 ②包括内での事例検討会実施	①1回 ②2回	①11月ケアマネの要望で「障害福祉サービス」について、市の出前講座を利用し勉強会を開催。その際に「難病情報センター」からの案内冊子を配布。 ②6月と2月に包括職員のみで、事例検討会を実施。課題解決への対応、会議の運営の仕方などについてスタッフ全員で学んだ。	介護支援専門員が円滑に業務が出来る様に様々な相談窓口を紹介したり、情報提供ができるように支援していく。
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援。	①必要に応じて、地域ケア会議を開催する。 ②同行訪問などケースに応じて対応する。 ③三職種で対応出来ない時は専門の相談窓口へ繋ぐ。	①必要時 ②③適宜	①定例の地域ケア個別会議の開催 ②同行訪問 ③必要に応じて専門の窓口へつなぐ	①7回 ②相談32件、同行14件	①年度初めに事例提供者(事業所)を決め、事例を提供してもらい、課題解決を図った。会議後モニタリング経過、結果を確認し、市へ報告した。 ②介護支援専門員から相談時、必要に応じて同行訪問し、介護支援専門員の負担軽減を図った。	必要に応じて同行訪問を行い、状況によっては地域ケア個別会議を開催して課題解決を図っていく。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)								
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	成年後見制度の周知と制度活用のための相談・支援。	①成年後見支援センターと連携し、申し立て支援の際は地域ケア個別会議を開催する。 ②グループホーム運営推進会議出席時、制度をPRする。	①必要時 ②年1回以上	①地域ケア個別会議開催(成年後見のみ) ②GH運営推進会議での制度PR	①6回 後見申立支援5件、後見類型4件、補助1件。 ②随時	①相談10件、うち会議開催6件。2件は病急死。困難ケース(保証人不在、セルフネグレクト)から最終的に成年後見申立に至ったケース2件。毎回成年後見支援センター職員の助言得て、手続き代行。 ②GHからの相談はなかった。	権利擁護研修会に職員が出席し、研鑽を積む。申立支援がスムーズにできるように、弘前圏域権利擁護支援センター、市役所福祉総務課、弘前市社会福祉協議会、法テラスなどと連携を図る。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した際は、市の関係部署と連携し、対応していく。	情報の確認や市の関係部署と連携を図りながら、措置に向けて支援していく。	随時	未実施	なし	措置に至るケースはなかった。	発生時に市へ対応を求める。
ウ	高齢者虐待への対応	虐待が疑われる際は『高齢者虐待防止対応マニュアル』に沿って対応する。	①通報があった際は、速やかに訪問し事実確認後、市と情報共有する。 ②包括職員対象に高齢者虐待防止マニュアルの勉強会開催。	①随時 ②年1回	①虐待相談・対応 ②学習会の実施	①相談17件(実数16人、うち事実あり7人) ②1回	通報経路:市役所6件、担当ケアマネ6件、本人、在介、施設、病院、事業所各1件。身体的虐待6件。養護者が夫5件、妻1件。養護者とならないケース2件、いずれも子が精神疾患で、事件後精神科入院。分離必要なケース3件、行政含めケース会議開催し対応した。	虐待の相談が多いため、三職種で情報を共有する。相談時、養護者にあたるかどうかの見極めや虐待の終結を意識して対応にあたる。必要に応じて市介護福祉課担当者を含めた関係者でケース会議を開催し、具体的な対策を講じていく。
エ	困難事例への対応	事実確認後、問題を把握し、援助の方向性や支援策を関係者で協議する。	①地域ケア個別会議開催 ②三職種での協議、同行訪問 ③居宅介護支援専門員の後方支援	①定例7回、随時 ②三職種会議月1回以上 ③適時	①地域ケア個別会議開催(定例・随時) ②三職種会議開催 ③居宅介護支援専門員からの相談受付	①定例7回、随時 ②22回 ③相談32件うち同行訪問14件	①ケアマネからの事例提供で定例開催し支援策を協議。随時では、成年後見制度の利用や今後の生活について専門職などから意見を聞くことができ、援助の方向性を確認。 ②月2回定期開催。うち1回は困難ケースについて情報共有し対応を協議できた。 ③相談のうち権利擁護(虐待・成年後見)の内容が約48%を占めた。	①定例は年間計画に沿って7回開催予定。 ②定期開催を継続。 ③介護支援専門員の相談時、後方支援を行う。
オ	消費者被害の防止	市民生活センターと連携し、消費者被害に関する情報を把握する。被害者が出た際は、市へ報告し再度被害に遭わないよう防止に努める。	①市民生活センターからの情報を受け、地域住民へ周知を図る。 ②各種会議などで、被害事例の情報提供をし、防止を呼び掛ける。	①年1回以上 ②適宜	①くらしの消費者講座出席 ②出前講座で消費者被害防止のパンフレット配布	①2回のべ3名 ②5回(地域住民対象のみ)	①市民生活支援センターからの情報を把握することができた。 ②清水地区、朝陽地区で住民対象の出前講座でパンフレット配布。最近の被害情報を伝え、注意喚起した。消費者被害の相談2件あったが、被害はなかった。	消費生活センターからの情報を把握し、ランチと協力して、地域住民に被害に遭わないよう呼び掛けていく。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	①認知症疾患医療センターや精神科病院、認知症サポート医、かかりつけ医と連携し、会議や研修会なども活用して関係性を築いていく。 ②認知症ケアパスや認知症初期集中支援チームについて、地域住民へ周知する。	①認知症地域支援推進員を中心に研修会などに参加する。 ②出前講座などで地域住民へPRする。	①年1回以上 ②年1回以上	①研修会への参加 ②出前講座で認知症ケアパスなどを周知する。 ③看護学生などの実習受け入れ	①4回のべ5名 ②7回 ③4回のべ10名	①6月認知症地域推進員新任者研修を1名受講するも、12月に退職。他の職員が認知症施策などの研修に参加している。認知症初期集中チームへ1ケース事例提供したが、4月で支援終了。以降の提供者はなし。 ②出前講座で認知症ケアパスについて情報提供し、周知に努めた。 ③弘前大学医学部保健学科、弘前医療福祉大学保健学科、青森県看護協会の実習生を受け入れた。	必要に応じて認知症初期集中支援チームに繋いだり、主治医に相談し、認知症の人やその家族を支援していく。看護関係の実習生なども依頼があれば、協力していく。
イ 認知症の人や家族への支援	①認知症の方や介護者、家族の相談に応じ、関係機関と連携を図る。 ②GHの地域貢献を目的に、社会支援との連携を図る。	①受診や介護相談の支援。認知症の人と家族のつどいへの参加。(三職種全員) ②圏域で活動している「弘前暮らしの保健室」(会場清水交流センター)の催事に協力する。	①随時、1人年1回以上 ②年数回	①認知症に関する相談対応、受診支援。 ②認知症の人と家族のつどいへの参加 ③「弘前暮らしの保健室」の活動協力 ④市主催「認知症介護者教室」への協力 ⑤南部包括圏域GH連絡会開催	①全体40件、包括単独34件、受診支援8件 ②1回2名 ③9回のべ参加者37名 ④推進員2名 ⑤2回	①相談に迅速丁寧に対応、必要に応じて受診支援した。 ②7包括輪番で出席した。 ③GH職員が社会貢献できる場を提供し、地域住民と良好な関係を築くことができた。 ④市と推進員が協力することで、介護者教室開催が周知され、認知症への関心が高まっている。 ⑤GH職員が中心となり連絡会を開催することで、GHのネットワークができています。	①認知症の人と家族の会と連携し、会の参加や周知活動を行う。また、家族の負担軽減のため、精神科連携室と連絡調整し、受診や入院へ繋げる。 ②「弘前暮らしの保健室」の活動の継続が決定したため、前年度の反省点を踏まえて、参加者が楽しく集える場になるように主催者および、圏域のGH職員と連携していく。
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの増加を図る。 ②包括職員のキャラバンメイトの養成。 ③認知症声かけ模擬訓練を開催し、地域住民が徘徊者に遭遇した際に協力できる様にする。	①地域住民、企業、学生などに講座の案内を行い、参加を働きかける。 ②キャラバンメイト養成講座の受講。 ③認知症声かけ模擬訓練の実施。	①年間5回以上 ②1人以上 ③年1回(清水地区)	①認知症サポーター養成講座の開催 ②キャラバンメイト養成講座受講 ③高齢者たぐいまサポート訓練(認知症声かけ模擬訓練)実施	①2回受講者のべ49名 ②3名受講 ③1回参加者33名	①開催の周知を試みたが、結果的に2回の開催にとどまった。 ②三職種3名が受講し増員出来た。 ③10月に清水地区で実施。地域住民、関係機関が協力し実のある訓練が出来た。10月から弘前市たぐいまサポート事業も開始し、地域での見守りは重要であり、地域での訓練は有効である。	地域住民へ認知症サポーター養成講座や高齢者たぐいまサポート訓練、弘前市たぐいまサポート事業など各種事業の周知、普及活動を行う。 包括職員以外の圏域のキャラバンメイトの活用を働きかけていく。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア会議に地域住民の参集を図り、地域課題を把握する。 ②包括支援センターを周知することで、地域課題の発見に繋げる。	①介護支援専門員から事例の提供を受け、地域ケア個別会議を開催。 ②包括支援センター周知のため、パンフレット配布やアンケートを実施する。	①年7回以上 ②相馬地区対象	①地域ケア個別会議開催。場所：鷹ヶ丘老人福祉センター、石川公民館、中央公民館相馬館、老健希望ヶ丘ホーム、清水交流センター ②地域ケア推進会議開催 ③シルバーハウス懇談会開催	①各地区で7回 ②相馬地区1回 ③清水地区1回	①年間計画に沿って実施。個別会議では適切な助言者に出席してもらうことで、課題解決の方向性が示された。 ②③広く地域住民等に出席してもらい、各地区の課題が見えてきた。今後あがった課題を分析し、市へ提言していけるように、包括職員のファンリテーター技術の向上が求められる。	地域ケア個別会議に住民組織の参集を図り、個別支援と地域課題の把握をする。自立支援型のケア会議を開催し、本人の自立支援や重度化防止を図る。 地域ケア推進会議を開催し、地域住民やサービス事業所など課題解決に向けて話し合う機会を作る。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ①高齢者虐待の相談件数が、増加傾向にある。認知症、家族が精神疾患、老老介護が背景にある。
- ②金銭管理が必要な認知症高齢者が増え、成年後見の相談が増加している。
- ③身元引受人不在などで、独居高齢者の入院、入所の支援が難しい。
- ④バス路線の廃止(薬師堂、乳井地区)や距離的な問題(相馬地区)で受診や買い物に困っている高齢者が増えている。

【地域課題】

- ①高齢者虐待相談の増加に伴い、迅速な対応ができるようチーム作りや支援体制を強化する必要がある。
- ②成年後見制度や日常生活自立支援事業(あつがるハート)がスムーズに利用できるような取り組みや他の支援策を検討する必要がある。
- ③身元引受人がいない高齢者の入院や施設の受け入れができるよう協力体制を作る必要がある。
- ④閉じこもりや病気の重症化を防ぐために、買い物支援や通院手段を整える必要がある。

【地域での対応方針】

- ①②地域住民や福祉関係者が高齢者虐待の対応や成年後見制度など知識を得る機会を作る。関係機関や地区の民生委員などとのネットワークを強化する。
- ③困難事例に対して、地域関係者や医療機関、障がい機関などと連携を図り、相談しやすい環境や支援の方向性を確認できる体制を構築する。
- ④地域住民や福祉関係者等で高齢者の移動支援について検討する。

【市、関係団体への提言】

- ①②地域住民向けの権利擁護についての講習会の開催。弘前圏域権利擁護支援センターのPR。日常生活自立支援事業の活用がスムーズにできるようにする。
- ③身元引受人のいない高齢者の支援体制を医療や福祉共通で作る。第二層生活支援コーディネーターの配置。
- ④高齢者の移動支援を公共交通機関や介護サービス事業所等に協力要請する。

(様式第1号)

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

職員配置 (R.2.3.31現在)	保健師	1	予防給付プラン担当	2 人	プランチ数
	社会福祉士	2	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0 人	
	主任ケアマネ	1			4

平成 31 年度の活動方針(地域課題・目標)	平成 31 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①圏域内に医療機関がなく、スーパー等も少ない。また、交通手段も不便であり、通院しづらい、買い物しづらい ②重症化してから相談に来る</p> <p>地域課題</p> <p>①医療機関やスーパー等の情報、それに関わる移動手段の把握をし、困っている方に対する支援の検討が必要。 ②重症化してから(困ってから)の相談ではなく、早めに課題を認識してもらえよう、若い世代への知識普及が必要。</p> <p>目標</p> <p>①実態把握の調査を工夫し、通院・買い物の手段をデータ化する ②北部地域にカフェを立ち上げる(集いの場、認知症カフェ)・小規模多機能ホームサンアップルと協力</p>	<p>①在宅介護支援センターの実態把握より、通院は薬局や病院の送迎バスや家族の送迎により対応している方が多く、買い物については、『病院受診後にスーパーに立ち寄る』、『宅配や家族への依頼』、『移動販売車の利用』により対応しているという地域の実態が確認された。以上の状況から、在宅介護支援センターで把握している方に関しては、通院や買い物に関する相談事例はないものの、訪問型サービスや通所型サービスの利用、また、介護保険外サービスの利用により対応しているのが現状であり、地域における課題と捉えられる。そのため、支援を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、マネジメントしていくことが必要である。</p> <p>②今年度は交流会として、小規模多機能ホームサンアップルと協力の形で3回開催している。回覧板での周知や近隣への毎戸配布を実施したが、参加者は数名であり、周知方法や内容の検討が必要と感じる。また、北部圏域内で認知症カフェとして4地域の公民館で4回開催しているが、そのなかで認知症サポーター養成講座を開催したところ、地区の老人クラブでもやってほしいとの要望も聞かれていた。</p>

50

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェック リスト該 当者に 係る ケア マネ ジ メント	<p>・事業対象者(基本チェックリスト、更新者)新規申請や介護予防支援からの移行に対して、地域・利用者・事業者へ周知しながら、円滑に行っていく。 ・筋力向上トレーニング教室・パワリハ運動教室の活用を促す。</p>	<p>①事業対象者、要支援者、更新者の区別、申請、サービス内容の把握・説明を充実させ、円滑な事業支援を行う。 ②実施場所および事業所を周知する。</p>	<p>①随時 ②随時</p>	<p>①相談内容に応じて、市のガイドブックを用いて総合事業の説明を行うことで、スムーズな申請につなげることができた。 ②年度初めに民生委員や町会長会議にて紹介を行い、以降は必要時に教室の紹介をしている。</p>	<p>①新規58件 ②民生委員会議、町会長会議、必要時</p>	<p>①相談内容に応じて、総合事業申請や介護保険申請の説明をに対応している。介護保険と総合事業の事業内容について対象者の理解が難しい部分もあり、都度の説明が必要である。 ②筋力向上トレーニング教室については、今年度より地域の公民館においても開催され、周知も行っているが、実際の利用に繋げる部分での働き掛けが不足していたように感じられ、スムーズな利用には繋がっていない。</p>	<p>介護予防の悪化を防ぐことを目的として、総合事業、通所C、筋力向上トレーニング教室、パワリハ運動教室の活用を勧めることで、利用につなげていく。</p>

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	・地域課題について、地域住民と共通認識を持って取り組んでいけるように地域の行事、各種会議に積極的に参加し、関係づくりをしていく。	①民生委員定例会 ②町会長定例会 ③公民館定例会 ④瞳の会(高杉民児協主催:地域と地域資源の会) ⑤弥生・折笠・中別所交流会(サンアップル在介主催) ⑥小規模交流会(小規模サンアップル主催) ⑦グループホーム運営推進会議 ⑧小規模運営推進会議 ⑨高杉有料運営懇談会議	①年1回(4地区) ②年1回(高杉町会) ③随時 ④年3回 ⑤随時 ⑥年4回 ⑦年30回(5か所) ⑧年6回(1か所) ⑨年2回(1か所)	①民生委員定例会 ②町会長定例会 ③公民館定例会 ④瞳の会(高杉民児協主催:地域と地域資源の会) ⑤弥生・折笠・中別所交流会(サンアップル在介主催) ⑥小規模交流会(小規模サンアップル主催) ⑦グループホーム運営推進会議 ⑧小規模運営推進会議 ⑨高杉有料運営懇談会議	①8回(4地区2回ずつ) ②4回(4地区) ③3回 ④2回 ⑤4回 ⑥4回 ⑦年28回(5カ所) ⑧年5回(1カ所) ⑨1回(1カ所)	①～④の項目について、年度初めの挨拶のほか、北部圏域内で認知症カフェを開催するにあたり、各定例会に出向いたり、電話でのやり取りを行っている。また、公民館定例会には、地区の民生委員が参加しているため、そのなかで関わりを多く持つことができた。民生委員に対しては、地域ケア推進会議への出席もしていただき、地域の課題について共有、検討する場を作ることができた。 ⑤～⑨の項目について、各交流会や会議に参加することで、連携の取りやすいネットワークの形成がされた。	・地域の行事、各種会議に参加したり、挨拶に回ること、地域にある関係機関と連携の取りやすい関係を作る。
イ 実態把握	・実態把握のおおよその年間件数を定める。 ・実態把握の各地区の現状、課題を共有する(在宅介護支援センター連携会議を活用) ・定期訪問ファイルの整理をし、最終に向けて計画的に動くよう心掛け、関係者と協議していく。	①実態把握 ②包括・在介の実態把握で通院・買い物手段をデータ化する ③定期的な訪問により、経過を見ながら支援の方向を協議し対応する。	①年間 北辰50件 船沢50件 新和50件 裾野50件 包括100件 ②随時 ③随時	①実態把握 ②実態把握表に通院・買い物手段の情報を記載。在宅介護支援センター連携会議にて確認している。 ③包括で把握した見守り対象となっている方のファイルを作成し、定期訪問をしている。	① 北辰43件 船沢51件 新和57件 裾野53件 包括191件 ②1回/月の在介連絡会にて確認 ③随時	①実態把握年間件数はほぼ目標数値に達成しているが、過去に実態把握していた方の再相談といった事例があった。 ②在宅介護支援センターの実態把握からは緊急を要するケースはないと捉えられるが、今後、状態に変化があった際に対応できるよう、介護保険サービスや介護保険外サービスの情報共有を図っていく。 ③現状で支援の必要はないが、見守り対象となっている方が増えている。在宅介護支援センターと連携しながら、既存の対象者の把握が必要である。	在宅介護支援センターと実態把握者のリスト共有を行い、効果的に実態把握ができるようにする。
ウ 総合相談	・相談内容に適切に対応できるように、3職種で内容について確実に共有する。 ・適切な機関と連携し、相談者や対象者の方に最善を尽くした対応を心掛ける。 ・在宅介護支援センターと相談事例を共有し、対応について話し合う機会を持つ。	①相談対応/記録 ②内部ミーティング及び会議 ③在宅介護支援センター連携会議	①随時 ②週1回 ③年12回	①②相談を受けた場合には相談記録を作成し、都度のミーティング会議や報告、相談を行っている。 ③在宅介護支援センター連携会議にて実施。	①相談件数352件(包括分) ②随時 ③年11回(3月は中止)	①②独居高齢者や家族が疎遠、家族に障害があるなど、家庭環境が複雑化しており、支援が困難となるケースがある。事業所全職種で情報共有を図りながら、支援することができた。 ③在宅介護支援センター連携会議での事例検討において情報共有を図った。	・相談内容、対応方法についてセンター内で共有し、必要な関係機関等と連携を図る。 ・包括支援センターの周知、また気軽に相談できる場所を目指す。 ・障害福祉分野の相談機関等との相談しやすい環境をつくる

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	<p>成年後見制度の活用促進</p> <p>・成年後見制度、日常生活自立支援事業についての支援を行う。 ・権利擁護の知識や理解を深めるために、地域交流会や地域での会議を通して制度についてわかりやすく伝えていく。</p>	<p>①成年後見制度申し立て等支援 ②勉強会開催</p>	<p>①随時 ②適宜</p>	<p>①成年後見支援センターと連携を図り申し立て支援を実施した。 ②居宅ネットワーク会議において、成年後見支援センターの職員を講師として勉強会を開催した。</p>	<p>①相談件数7件(実人数4件) ②1回</p>	<p>①相談に対して適切な機関につないだり、同行訪問することで申し立ての支援ができた。 ②地域ケア会議で権利擁護(身元保証人がいない方のケース)をテーマとして理解を深めることができ、勉強会を実施した。多くの方に参加いただき、関心が高いことが分かった。</p>	<p>・成年後見制度、日常生活自立支援事業について支援を行う。 ・権利擁護の知識や理解を深めるために、リーフレット等利用し、地域交流会や会議等で普及活動をする。</p>
イ	<p>老人福祉施設等への措置の支援</p> <p>・措置の必要だと考えられるケースに関しては、早い段階で市や関係機関と情報共有を図り、対象者の安全を守れるようにする。</p>	<p>①措置の必要なケースは、関係機関と連携し対応する</p>	<p>①随時</p>	<p>①措置の必要なケースはなかった</p>	<p>①0回</p>	<p>①措置の必要なケースはなかったが、発生した場合には、市や関係機関と情報共有を図りながら対応する。</p>	<p>・市や関係機関と連携し、措置が必要であるかどうか情報共有を図り、速やかに対応する。</p>
ウ	<p>高齢者虐待への対応</p> <p>・虐待への対応方法について、その都度、市へ報告し、共有し、判断を仰ぎながら対応する。</p>	<p>①高齢者虐待相談・虐待の疑いの情報提供を受けての対応</p>	<p>①随時</p>	<p>①虐待疑いの相談を受け訪問したり、関係機関と連携を取りながら情報収集を行う。センター内でも話し合いをしつつ、市への報告を行い対応する。</p>	<p>①相談件数6件(実人数5件)</p>	<p>①虐待の事実確認が上手く取れないケースや、家族関係が複雑であるケースなどにおいて、虐待対応の最終までに時間を要した。引き続き行政機関の他、関係機関とも密に連携を図り、情報共有しながら対応する。</p>	<p>・弘前市虐待マニュアルに基づき、市や関係機関と連携を図り、速やかに対応する。 ・他包括と高齢者虐待ケースを共有し対応方法等理解を深める</p>
エ	<p>困難事例への対応</p> <p>・困難事例に随時対応する事と共に定期訪問し、状況変化を把握できるようにする。 ・定期訪問ファイルの整理をし、最終に向けて計画的に動くよう心掛け、関係者と協議していく。</p>	<p>①センターと関係者で情報を共有し、経過を見ながら、支援の方向を協議し対応する</p>	<p>①随時</p>	<p>①センター内や関係者との電話連絡や同行訪問により情報共有している</p>	<p>①随時</p>	<p>①家庭環境や経済状況などが複雑化していることで、円滑に支援が進まず長期化したケースもある。事業所内での協議や関係機関へ相談、情報提供することで、都度確認しながら対応していく。</p>	<p>・困難事例解決に向け、センター内での協議、センターと関係機関とで情報を共有し、支援方法を検討し対応する。</p>
オ	<p>消費者被害の防止</p> <p>・消費者被害について、積極的に情報収集し、地域の方に情報発信していく。</p>	<p>情報提供の方法 ①在介から地域へ ②北部地域居宅から地域へ ③運営推進会議から地域へ ④地域各会議から地域へ</p>	<p>①随時</p>	<p>①在宅介護支援センター連携会議 ②居宅ネットワーク会議 ③GH、および小規模多機能運営推進会議 ④民生委員・町会長定例会議 上記会議において消費生活センターの周知を行う</p>	<p>①③④随時 ②は未実施</p>	<p>①③④の項目について、各会議への参加時に消費生活センターのパンフレットやチラシを配布することで情報提供している。消費者被害の相談や報告はなかった。</p>	<p>・市民生活センターと連携を図り、情報収集をする。また各会議等で情報提供を行う。</p>

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	・地域ケア会議の参集メンバーについて、地域ケア会議(多職種)を用いながら、連携体制を確立する。 ・参集メンバーとの関係づくり。 ・参集メンバーと居宅との連携体制を確立する。 ・ルール(ガイドブック)に沿った地域ケア会議を1年行ってみる。	①地域ケア会議(多職種)参集メンバーとの関係づくり→連携体制づくり ②地域ケア会議とモニタリング	①年8回 ②8回以上	①地域ケア会議において多職種に参加していただく。 ②地域ケア会議後のモニタリングの実施。	①地域ケア個別会議4回、地域ケア推進会議1回 ②モニタリング3回	①グループワーク形式で地域ケア会議を行うことで、多職種間で情報の収集や共有をしやすい体制づくりを目指した。 ②モニタリングの実施により、以降の支援について確認しながら対応することができた。	・圏域及び圏域に関連する居宅介護支援事業所と関係機関が連携を取りやすいよう、ネットワーク構築を図る。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	・圏域4居宅、圏域に関わる他圏域居宅及び他町村3居宅との連携体制を強化する。 ・ケアマネからの情報を圏域のケアマネで共有する。その効果も検証する。	①居宅ネット会議(包括主催) ②ケアマネ連絡会(居宅主催)	①年3回 ②年2回	①居宅ネットワーク会議の開催 ②北部圏域ケアマネ連絡会(主催:居宅介護支援事業所)	①年3回 ②年2回	①②圏域にある居宅介護支援事業所の他、圏域外及び他市町村の居宅介護支援事業所と地域ケア会議や居宅ネットワーク会議を通じたネットワーク形成を行い、連携強化を図ることができた。	・圏域居宅、及び他町村居宅との連携体制の構築を支援する。 ・勉強会や情報交換できる場を設定し、介護支援専門員同士のネットワークを構築できるよう支援する。
ウ	日常的個別指導・相談	・個別指導・相談に対応しつつ、必要があれば地域ケア会議につなげる。	①個別助言 ②地域ケア会議(個別)	①随時	①②居宅ネットワーク会議において勉強会の開催、地域ケア個別会議、地域ケア推進会議の開催	①②勉強会4回、地域ケア個別会議4回、地域ケア推進会議1回	①②介護支援専門員からの要望を受けて勉強会を実施できた。今後もアンケートを取り、介護支援専門員が業務する上で、必要な知識の習得や関係機関との連携を図ることができるような機会を設定する。	・介護支援専門員への個別指導・相談に対応し、円滑に業務が行えるよう支援する。
エ	支援困難事例等への指導・助言	・必要があれば同行訪問し、地域ケア会議につなげる。	①同行訪問 ②地域ケア会議(個別)	①随時	①②必要に応じ同行訪問し状態確認したり、関係機関との協議や地域ケア会議を実施する	①随時 ②4回	①②の項目について、支援困難事例においては、同行訪問することで状態や状況の確認を行うことで情報共有が円滑にできた。また地域ケア会議へつないだり、関係者間での協議するなどしながら、困難事例の解決に向け、情報共有や支援の方向性についての確認を図ることができた。	・支援困難事例等に対して、介護支援専門員や関係機関等と情報共有を図り、解決に向けた支援を行う。 ・三職種内で協議を図り、事例解決に向けた支援及び助言を行う。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・他の認知症地域支援推進員と連携を図り、認知症介護者教室や認知症高齢者等の地域での見守り体制等、認知症施策について取り組む。 ・相談内容から、必要な関係機関との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①認知症地域支援推進員連絡会の参加 ②相談内容により、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等へ情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①随時 ②随時 	<ul style="list-style-type: none"> ①認知症地域支援推進員連絡会に参加。他の推進員と情報共有を図ったり、認知症介護者教室を開催するなどしている。 ②認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターへの情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ①連絡会9回、介護者教室は2月開催 ②認知症初期集中支援チームへつないだケースは1件、認知症疾患医療センターへの相談は随時 	<ul style="list-style-type: none"> ①他の認知症地域支援推進員や関係機関と介護者教室を通じた連携や協力が図られ、地域の方に向けた認知症サポーター養成講座やたぐいサポート事業の説明を行うことができた。 ②情報提供や相談といった連携を図ることで、専門医療機関への受診が円滑にできたり、介護保険制度の説明や支援につながることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の認知症地域支援推進員と連携を図り、認知症介護者教室を始めとする認知症施策について取り組む。 ・認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等と連携を図る。
イ 認知症の人や家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人と家族の会に参加し情報交換を行う。 ・あつぶるカフェに参加し情報交換を行う。(特養サンアップルホーム主催:土手町) ・(仮)小規模カフェに参加し、認知症サポーター養成講座も取り入れる。北部地域でのカフェを実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①認知症の人と家族の会に参加 ②あつぶるカフェに企画から参加 ③(仮)小規模カフェに企画から参加 	<ul style="list-style-type: none"> ①年6回(包括輪番) ②年24回 ③年4回 	<ul style="list-style-type: none"> ①認知症の人と家族の会に参加。 ②認知症カフェ(あつぶるカフェ)の企画・参加。 ③小規模多機能ホームと共同し地域の方々との交流会(小規模カフェ)において認知症サポーター養成講座開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ①年2回(5.11月北部包括担当月) ②2回/月(3月中止) ③地域のの方々との交流会(小規模カフェ)は2回うちサポーター養成講座は1回 	<ul style="list-style-type: none"> ①輪番にて参加した。 ②担当職員と相談しながら、認知症カフェ(あつぶるカフェ)の企画・運営を行った。介護全般に関わる内容も取り入れ、またその専門分野の方に講師をしていただくことで、より深い情報交換ができた。 ③今年度初の取り組みであったが、継続して行うことで周知を図り、地域の方が相談しやすい場所を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人や家族の相談を受け、受診や介護サービス等へつなぐ。 ・認知症に関する相談を気軽にできたり、情報交換ができる場を提供する。
ウ 知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座を実施する。(地域住民、小学生、中学生) 	<ul style="list-style-type: none"> ①認知症サポーター養成講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ①年2回 	<ul style="list-style-type: none"> ①認知症カフェ(あつぶるカフェや北部圏域内カフェ)、小規模多機能ホームと共同で行った小規模カフェのなかで郵便局員対象に向け実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ①6回(計53名) 	<ul style="list-style-type: none"> ①公民館会議などの地域での会議において、地域住民、学校関係者への周知を図ったが、実施には至らなかった。下半期に北部圏域内4地区で認知症カフェでサポーター養成講座を行ったところ、地区の老人クラブでも講座をやってほしいとの要望が聞かれ、次年度に計画を立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座を実施する。

平成 31 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	平成 31 年度計画	H 31 年度計画内容		H 31 年度実績		課題・評価	R 2 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議をガイドラインに沿って行う。フィードバック、モニタリングの効果と活用を見出す。 ・地域ケア会議(個別)に重点を置く。 	<ul style="list-style-type: none"> ①在介事例 ②居宅事例 ③地域からの事例 	<ul style="list-style-type: none"> ①4回 ②3回 ③1回 	<ul style="list-style-type: none"> ①在宅介護支援センター連携会議より事例の提供(事例検討会) ②居宅介護支援事業所より事例の提供(地域ケア個別会議) ③地域ケア推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ①7回 ②4回 ③1回 	<ul style="list-style-type: none"> ①在宅介護支援センター連携会議で行った事例検討会では、現状問題ないが今後支援が必要になった際には支援が困難になると思われる事例が多くある。支援や介入のタイミングを在宅介護支援センターと共有を図り対応していく。 ②③の項目について、地域ケア会議において、多職種と連携を図ることで多角的な視点から問題を捉えることができ、関係機関との連携も図ることができた。 その他、総合相談や介護予防業務からも地域課題の発見があり、今後の対応方針として計画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別のケースを始めとした地域ケア個別会議、実態把握や相談支援、困難事例等を通じて、地域課題の抽出、共有、検討を多職種間で行う。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
<p>【地域の実態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特に、独居高齢者や家族との関係が疎遠となっている方について、健康であるときは生活に問題はないが、何かしらの支援が必要となった際に、対応や支援が困難な状況となる。 ②圏域内に医療機関がなく、スーパー等も少ない。配食サービスも距離的問題(配達圏域外)という理由から断られている。交通手段も不便であり、通院や買い物に困難が生じている地域である。 ③気軽に集まれる、情報交換できる居場所がない。 							
<p>【地域課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日常的な支援や緊急時の対応、施設入所や入院等の支援が難しい。 ②医療機関やスーパー等の情報、それに関わる移動手段を把握し、困っている方に対しての支援が必要。 ③居場所がないことで、閉じこもりがちになり、実態把握の遅れや病状が悪化してからの相談につながる。 							
<p>【地域での対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①安心カード活用の推進、エンディングノート(これからノート)の活用、気軽に情報交換できる居場所づくり。 ②介護保険外サービスの把握、整理をする。 ③気軽に集まれる、情報交換できる居場所を作る(認知症カフェ・出張相談)。 							
<p>【市、関係団体への提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日常的な支援や緊急時の対応、施設入所や入院等の支援が難しい方へのサポート体制の構築。 ②介護保険外サービスが充実できるような体制の構築。 							

令和2年度地域包括支援センター収支予算状況

(1) 包括的支援事業

(単位:円)

		弘前市第一 地域包括支援 センター		弘前市第二 地域包括支援 センター		弘前市第三 地域包括支援 センター		弘前市東部 地域包括支援 センター		弘前市西部 地域包括支援 センター		弘前市南部 地域包括支援 センター		弘前市北部 地域包括支援 センター		合計	
収入	市委託料	20,945,000	73.0%	21,385,000	66.1%	28,969,000	76.4%	20,945,000	85.8%	20,945,000	89.5%	38,856,000	85.4%	26,505,000	83.9%	178,550,000	79.8%
	ケアマネジメント収入	7,752,000	27.0%	10,966,100	33.9%	8,950,000	23.6%	3,480,000	14.2%	2,400,000	10.3%	6,655,000	14.6%	5,058,000	16.0%	45,261,100	20.2%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	4,000	0.0%	0	0.0%	50,000	0.2%	0	0.0%	15,000	0.0%	69,000	0.0%
	収入合計	28,697,000		32,351,100		37,923,000		24,425,000		23,395,000		45,511,000		31,578,000		223,880,100	
支出	人件費	24,640,000	85.9%	28,038,975	86.7%	33,892,000	89.4%	19,116,200	78.3%	20,200,000	86.3%	31,099,000	68.3%	18,542,600	58.7%	175,528,775	78.4%
	事務費	1,437,000	5.0%	608,487	1.9%	2,433,500	6.4%	2,214,500	9.1%	430,000	1.8%	4,782,000	10.5%	2,398,700	7.6%	14,304,187	6.4%
	管理費	320,000	1.1%	361,478	1.1%	857,500	2.3%	1,094,300	4.5%	765,000	3.3%	270,000	0.6%	2,976,700	9.4%	6,644,978	3.0%
	委託料	2,000,000	7.0%	3,342,160	10.3%	740,000	2.0%	2,000,000	8.2%	2,000,000	8.5%	9,360,000	20.6%	7,560,000	23.9%	27,002,160	12.1%
	その他	300,000	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	100,000	0.3%	400,000	0.2%
	支出合計	28,697,000		32,351,100		37,923,000		24,425,000		23,395,000		45,511,000		31,578,000		223,880,100	

(2) 介護予防支援事業

(単位:円)

		弘前市第一 地域包括支援 センター		弘前市第二 地域包括支援 センター		弘前市第三 地域包括支援 センター		弘前市東部 地域包括支援 センター		弘前市西部 地域包括支援 センター		弘前市南部 地域包括支援 センター		弘前市北部 地域包括支援 センター		合計	
収入	ケアマネジメント収入	15,360,000	100.0%	6,452,320	100.0%	25,700,000	89.5%	9,732,000	99.7%	8,400,000	99.7%	26,452,000	100.0%	11,462,000	100.0%	103,558,320	97.1%
	その他	0	0.0%	60	0.0%	3,005,000	10.5%	30,000	0.3%	25,000	0.3%	0	0.0%	5,000	0.0%	3,065,060	2.9%
	収入合計	15,360,000		6,452,380		28,705,000		9,762,000		8,425,000		26,452,000		11,467,000		106,623,380	
支出	人件費	11,010,000	71.7%	3,518,829	54.5%	21,654,000	75.4%	3,415,800	35.0%	5,400,000	72.7%	18,849,000	79.5%	8,084,560	70.5%	71,932,189	69.9%
	事務費	750,000	4.9%	1,952,841	30.3%	2,433,500	8.5%	431,500	4.4%	750,000	10.1%	2,285,000	9.6%	428,140	3.7%	9,030,981	8.8%
	管理費	400,000	2.6%	112,122	1.7%	857,500	3.0%	144,700	1.5%	475,000	6.4%	168,000	0.7%	525,300	4.6%	2,682,622	2.6%
	委託料	3,000,000	19.5%	529,840	8.2%	3,760,000	13.1%	5,770,000	59.1%	800,000	10.8%	2,396,000	10.1%	2,429,000	21.2%	18,684,840	18.2%
	その他	200,000	1.3%	338,748	5.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	538,748	0.5%
	支出合計	15,360,000		6,452,380		28,705,000		9,762,000		7,425,000		23,698,000		11,467,000		102,869,380	

令和2年度 地域包括支援センター事業計画

(令和2年4月1日現在)	第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
職員配置							
保健師等	1	2	2	1	2	1	1
社会福祉士	1	1	2	2	1	4	2
主任ケアマネ	1	1	3	1	1	2	1
予防給付プラン担当	3	3	6	1	2	4	2
その他	1	0	0	2	0	1	0
ランチ数	2	2	2	1	1	3	4

令和2年度の活動方針(地域課題・目標)			
	地域の実態	地域課題	目標
第一包括	<p>①「8050」問題、身寄りのない人暮らしの高齢者が多く、必要な制度の利用が進まない。「50」対応の機関が明確ではない。</p> <p>②虚弱な高齢者が入院までに至らず、自宅で過ごすことができない場合の入所先がない。</p> <p>③認知症高齢者が多く、専門医への受診・相談は多いが、結びつかない。</p> <p>④介護サービスを利用しているが、虐待事案から金銭問題、認知症が原因(実人数10人中7名)となっているケースがある。</p>	<p>①認知能力の低下・精神疾患などにより、必要なサービスの利用に時間を要する。</p> <p>②身寄りがなく、社会とのつながりが少ないために、緊急での体調不良時に支援を受けることができない。</p> <p>③認知症高齢者が多く、認知症の理解や介護力など相談支援が必要。</p> <p>④介護支援専門員を中心に、家族関係や介護負担軽減など虐待につながる要因の早期発見と包括との情報共有が必要。</p>	<p>①包括支援センターの機能の周知(認知症相談や総合相談支援機関として)、認知症の理解をすすめるためのサポーター養成講座・認知症カフェの開催</p> <p>②虐待ケースの事例検討などを通じて、介護支援専門員などサービス事業所との連携・対応</p> <p>③支援困難ケースでの関係機関との連携を図る</p>
第二包括	<p>・閉じこもりによる活動性の低下は在宅生活の継続を困難としている。</p> <p>・孤立や支援を要する高齢者への地域でのサポートが不十分。</p> <p>・地域住民が認知症高齢者への対応方法や支援方法に困難を感じている。</p>	<p>支援を要する高齢者が地域で生活するための支援体制を高める必要がある。</p> <p>認知症や介護保険制度に関する住民への知識の普及が不十分である。</p>	<p>1. 関係機関、サービス事業所、居宅介護支援事業所等多機関との連携を保ち情報共有することで見守り体制機能を高める。</p> <p>2. 高齢者のフレイル予防対策に配慮した健康寿命延伸の研修会等の実施。</p> <p>3. 地域住民を対象とした認知症、介護保険制度の研修会や、認知症サポーター養成講座の積極的な活用を図っていく。</p>
第三包括	<p>①地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが、役割や事業内容が見えにくいとの声がある。</p> <p>②単身、高齢者のみ、家族が遠方在住、8050問題を抱えた世帯の支援が増加、背景には、家族意識の変化、家族のパワレス等の要因がある。</p> <p>③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加している。(大学・一部学校・郵便局・銀行・薬局・スーパー・町会連合会等)</p>	<p>①センターの活動が地域住民に見えにくい。</p> <p>②権利擁護(高齢者虐待・成年後見制度申立支援)の相談において、増加傾向にある複合的な課題を持つ世帯へのアプローチや支援の充足が必要。</p> <p>③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加しているが、リーダー的役割を担って、地域を牽引するマンパワー(若い世代・ボランティア)が不足している。</p>	<p>①地域包括支援センターを地域住民に知ってもらう取り組みを行う。</p> <p>②ネットワーク構築の中でセンターの対応力向上を目指す。</p> <p>③若い世代やボランティアが活躍できる地域づくりを行う。</p>
東部包括	<p>①介護サービスの利用や支援者の介入に対して拒否的な態度を示す高齢者・家族が多い。</p> <p>②急変時等の備えが不十分な住民が多い。</p> <p>③一人暮らしの認知症高齢者の見守りを介護支援専門員が抱え込んでいることが多い。</p>	<p>①②早期に専門職と繋がるための支援が必要である。</p> <p>③認知症に対する理解・協力体制が不足している。</p>	<p>①②支援を要する高齢者の心身状況や家族環境等について実態把握をして、早期に必要な支援をする。</p> <p>③福祉意識を高めるために、地域住民への認知症啓発活動を強化していく。</p>
西部包括	<p>1)虐待事例や困難ケースの家族等から、どこに相談していいかわからなかったという声が聞かれた。(地域の意識は、介護が必要になった時に急遽困りごとになり、普段はチラシなど見る意識もなくパンフレットでセンターの意味が通じない)</p> <p>2)状態悪化してからの新規相談が増えている。(悪性新生物、認知症の相談が全体の4割) *行方不明者の事例が発生した。</p> <p>3)介護従事者が日々さまざまなストレスを感じて介護、支援している実態がある。</p> <p>4)事例が少ない病気や制度について理解不足で支援や説明に困る。訪問看護を上手く活用できていない。</p> <p>5)民生委員より、包括や圏域事業所と交流の機会を持ち顔の見える関係作りがしたいと意見が出ている。</p> <p>6)地域のフォーマル、インフォーマルサービスの情報がわからず、支援に困難が生じている。</p>	<p>1)権利擁護、認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。周知不足。</p> <p>2)包括、医療、介護ともに気軽に相談できる環境が整っていない。</p> <p>3)民生委員の交代で連携がスムーズにいかない可能性がある。</p> <p>4)地域の人達がサービス選びが難しい(どんなサービスが地域にあるかわからない)。</p>	<p>1)認知症サポーター養成講座を積極的に周知していく。(学校関係、企業等)</p> <p>2)専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。</p> <p>3)包括主任ケアマネが各居宅へ定期的なアプローチを実施。</p> <p>4)権利擁護について圏域施設に対し出前講座を企画する。</p> <p>5)地域への広報の仕方を検討する。(圏域公共施設や企業、病院、薬局等窓口へのパンフレット設置)</p> <p>6)民生委員と圏域事業所等との交流の場の設定(勉強会実施)。</p> <p>7)地域の社会資源マップの作成(地域の情報収集)。</p>
南部包括	<p>①高齢者虐待の相談件数が、増加傾向にある。認知症、家族が精神疾患、老老介護が背景にある。</p> <p>②金銭管理が必要な認知症高齢者が増え、成年後見の相談が増加している。</p> <p>③身元引受人不在などで、独居高齢者の入院、入所の支援が難しい。</p> <p>④バス路線の廃止(薬師堂、乳井地区)や距離的な問題(相馬地区)で受診や買い物に困っている高齢者が増えている。</p>	<p>①虐待相談の増加に伴い、迅速な対応ができるようチーム作りや支援体制を強化する必要がある。</p> <p>②成年後見制度や日常生活自立支援事業(あつぷるハート)がスムーズに利用できるような取り組みや他の支援策を検討する必要がある。</p> <p>③身元引受人がいない高齢者の入院や施設の受け入れができるよう協力体制を作る必要がある。</p> <p>④閉じこもりや病気の重症化を防ぐために、買い物支援や通院手段を整える必要がある。</p>	<p>①②権利擁護について、地域住民や福祉関係者に情報提供する。相談対応時には、情報共有や支援方法を協議し関係機関と連携を図る。</p> <p>③独居高齢者や高齢者世帯の実態把握を行い、関係機関と家族や協力者の情報を共有できるようにする。</p> <p>④高齢者の移動支援について地域住民や福祉関係者と解決策を協議する。</p>
北部包括	<p>①特に、独居高齢者や家族が疎遠の方に関して、健康であるときは生活に問題ないが、何か支援が必要となった時に、対応や支援が困難な状況となる。</p> <p>②圏域内に医療機関がなく、スーパー等も少ない。配食サービスも距離の問題(配達圏域外)からお断りされている。交通手段も不便であり、通院しづらい、買い物しづらい地域である。</p> <p>③気軽に集まれる、情報交換できる居場所がない。</p>	<p>①日常的な支援や緊急時の対応、施設入所や入院等の支援が難しい。</p> <p>②医療機関やスーパー等の情報、それに関わる移動手段を把握し、困っている方に対する支援が必要。</p> <p>③居場所がないことで、閉じこもりがちになり、実態把握の遅れや病状が悪化してからの相談につながる。</p>	<p>①安心カード活用の推進、エンディングノート(これからノート)の活用、気軽に情報交換できる居場所づくり。</p> <p>②介護保険外サービスの把握、整理をする。</p> <p>③気軽に集まれる、情報交換できる居場所を作る(認知症カフェ・出張相談・集いの場)。</p>

(様式第1号)

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

職員配置 (R.2.4.1現在)	保健師	1	予防給付プラン担当	3 人	ランチ数
	社会福祉士	1	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	2
	主任ケアマネ	1			

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①「8050」問題、身寄りのない1人暮らしの高齢者が多く、必要な制度の利用が進まない。「50」対応の機関が明確ではない。</p> <p>②虚弱な高齢者が入院までに至らず、自宅で過ごすことができない場合の入所先がない。</p> <p>③認知症高齢者が多く、専門医への受診・相談は多いが、結びつかない。</p> <p>④介護サービスを利用しているが、虐待事案から金銭問題、認知症が原因(実人数10人中7名)となっているケースがある。</p> <p>地域課題</p> <p>①認知能力の低下・精神疾患などにより、必要なサービスの利用に時間を要する。</p> <p>②身寄りがない、社会とのつながりが少ないために、緊急での体調不良時に支援を受けることができない。</p> <p>③認知症高齢者が多く、認知症の理解や介護力など相談支援が必要。</p> <p>④介護支援専門員を中心に、家族関係や介護負担軽減など虐待につながる要因の早期発見と包括との情報共有が必要。</p> <p>目標</p> <p>①包括支援センターの機能の周知(認知症相談や総合相談支援機関として)、認知症の理解をすすめるためのサポーター養成講座・認知症カフェの開催</p> <p>②虐待ケースの事例検討などを通じて、介護支援専門員などサービス事業所との連携・対応</p> <p>③支援困難ケースでの関係機関との連携を図る</p>	

58

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	総合事業の利用がスムーズにできる。 必要時、介護申請など対応する。	①対象者への基本チェックリストの実施、アセスメント、計画書作成 ②モニタリング実施、必要時介護保険への移行支援	①受付後2週間以内 ②適宜			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	民生委員・関係機関との連携を図る	①民生委員への挨拶、定例会への参加 ②在宅介護支援センターと情報共有 ③警察・交番などへ挨拶・情報共有 ④圏域グループホーム、小規模多機能、地域密着型サービス運営推進会議参加	①各1回 ②月1回 ③各1回 ④2ヶ月1回				
イ	実態把握	在宅介護支援センターと協力し実施。 民生委員・町会役員と連携し、情報共有を図る。	①民生委員・地域住民からの相談への対応、訪問 ②在宅介護支援センターからの情報を共有	①適宜 ②各事業所年間50件以上、月1回情報共有				
ウ	総合相談	総合相談窓口として、様々な機関からの相談対応、関係機関との連携を図るまた、相談しやすい窓口をめざす	①圏域事業所を中心に包括支援センターのPRと連携強化 ②相談内容から専門職や関係機関との連携を図る ③三職種での検討	①年1回 ②適宜 ③適宜				

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	成年後見制度の周知と制度活用のための相談・支援	①専門機関の変更に伴い、圏域事業所への学習会の開催 ②民生委員など住民への周知	①年1回 ②年1回			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を必要とするケースは、市役所と連携を図りながら対応する	情報の確認や市役所各部署と連携を図りながら、措置に向けて支援	随時			
ウ	高齢者虐待への対応	虐待者・非虐待者の支援を関係機関と連携を図りながら支援する	①虐待通報に対して、事実確認・市役所への報告など手順に応じて対応 ②虐待ケースの事例検討(三職種、圏域事業所)	①適宜 ②年1回以上			
エ	困難事例への対応	地域住民や居宅介護支援事業所などからの相談に対応・支援	①地域住民や居宅介護支援事業所などからの相談・情報提供内容を検討し、同行訪問・担当者への助言 ②市役所など関係機関・専門機関への相談・調整 ③関係機関との定期的な情報共有	①・②・③適宜			
オ	消費者被害の防止	市民生活センターなど関係機関への相談・連携を図り、被害者への対応、予防についての情報提供	①居場所・認知症カフェなどでの周知活動(市出前講座の利用) ②民生委員・地域住民との情報共有・連携	①・②適宜			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
	項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
			実施内容	回数等	実施内容	回数等		
61	ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域事業所の連携・交流が図れるよう支援	①介護事業所学習会、事例検討会を開催 ②地域ケア推進会議へ事業所に参加していただき、地域課題の共有と解決方法の検討	①・②年2回			
	イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	介護支援専門員が連携を図り、学習会などの機会を作りネットワークの構築を図る	①介護支援専門員の地域ケア会議見学・事例提供の依頼 ②介護支援専門員による事例検討会の開催	①年6回 ②年1回			
	ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員の個別相談窓口となり、個別事例に応じて対応する。	①介護支援専門員の個別相談窓口として、後方支援 ②サービス担当者会議への参加・助言をする	①・②適宜			
	エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員からの相談内容について、包括支援センターの三職種や専門職・関係機関との連携を図る	①介護支援専門員からの相談に対して、同行訪問と課題の明確化 ②関係機関との連携	①・②適宜			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	関係機関との連携	認知症初期集中支援チームへの相談や関係機関との連携を図る	①相談者への医療機関への情報提供 ②介護支援専門員・警察・民生委員など関係機関との連携 ③初期集支援チームへの相談	①・②・③適宜			
イ	認知症の人や家族への支援	認知症の症状の理解や介護などの相談窓口を設置	①認知症カフェの運営(圏域協力機関との連携) ②認知症の人と家族の会の参加 ③認知症支援推進員の活動	①月1回 ②・③適宜			
ウ	知識の普及	認知症についての知識の普及を図る	①認知症サポーター養成講座の開催 ②ただいまサポート訓練(認知症声かけ訓練)の実施 ③キャラバンメイト養成講座受講	①年3回以上 受講者50名以上 ①年1回 ①1名以上			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援 と地域課題の把握	①地域ケア個別会議を開催し、地域課題の把握 ②地域ケア推進会議を開始し、地域住民やサービス事業などが課題解決に向けて話し合う機会を作る	①個別会議を開催 ②推進会議を開催 ③在宅介護支援センター民生委員と情報共有し、地域課題の把握・解決策の検討	①年4回 ②年2回 ③適宜				
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】							
【地域課題】							
【地域での対応方針】							
【市、関係団体への提言】							

(様式第1号)

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

職員配置 (R.2.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	3 人	ランチ数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0 人	2
	主任ケアマネ	1 人			

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉じこもりによる活動性の低下は在宅生活の継続を困難としている。 ・孤立や支援を要する高齢者への地域でのサポートが不十分。 ・地域住民が認知症高齢者への対応方法や支援方法に困難を感じている。 	
<p>地域課題</p> <p>支援を要する高齢者が地域で生活するための支援体制を高める必要がある。 認知症や介護保険制度に関する住民への知識の普及が不十分である。</p>	
<p>目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関、サービス事業所、居宅介護支援事業所等多機関との連携を保ち情報共有することで見守り体制機能を高める。 2. 高齢者のフレイル予防対策に配慮した健康寿命延伸の研修会等の実施。 3. 地域住民を対象とした認知症、介護保険制度の研修会や、認知症サポーター養成講座の積極的な活用を図っていく。 	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	介護予防・日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援する。 又、一般介護予防事業など多様なサービスの情報提供を行う。	あらゆる機会を捉えて介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切、円滑な介護予防サービス支援計画書を作成することでスムーズな利用を図る。	都度			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	地域、各関係機関との関係づくり、ネットワーク作りに努める。インフォーマルサービスの把握の活用にも努める。	①民生委員定例会への参加。 ②町会主催の行事参加や、地域住民の会合などを把握し、関係者からの情報を収集する。 ③圏域内のグループホーム、地域密着型デイサービス、小規模多機能型居宅介護の運営推進会議に参加。 ④シルバーハウス生活相談会に参加する。	①定例会各 地区年1回 (藤代・西・ 城西地区) ②随時 ③運営推進 会議年42 回 ④ 城西2丁目 城西5丁目 各年2回				
イ	実態把握	地区住民や、民生委員、その他関係機関からの情報提供により実態把握に努める。	在宅介護支援センターと連携しながら、地区住民や関係機関からの情報提供により実施する。又、安心カードの配布やエンディングノートの活用も併せて周知していく。	①在宅介護 支援セン ター連絡会 年4回 ②実態把握 年間250件				
ウ	総合相談	総合相談窓口としての役割を周知していく。 多様な相談内容に対して的確な状況把握を行い、相談内容に即したサービス又は、制度に関する情報提供、適切な機関への紹介等を行う。	地域の集まりに積極的に参加し、包括支援センターの活動を周知していく。 様々な相談内容に対して、迅速に対応していけるよう職員間で情報を共有し調整していく。	随時				

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	民生委員定例会や町会等主催の行事、地域密着型サービスの運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	各関係機関との連携、正しい情報の提供、必要な際の申立の援助を行う。	随時			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	老人福祉施設等への措置が必要な場合は市に報告し実施を求める。	随時			
ウ	高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待が疑われる際には速やかにマニュアルに沿って対応する。	養護者による高齢者虐待が疑われる際には市に報告し、協議しながらマニュアルに沿って対応していく。	随時			
エ	困難事例への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。	地域ケア会議等を活用し、個別課題の解決、対応力強化をはかる。	随時			
オ	消費者被害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	各関係機関との情報共有を行い予防に努める。被害が疑われた場合は速やかに対応する。	随時			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	地域の介護支援専門員が多職種・多機関との連携や協働しやすい体制を構築する。	多職種・多機関合同の研修会や地域ケア会議を開催し、意見交換のできる場を設定する。	①合同研修会 年:1回 ②地域ケア会議:7回 (個別5回、推進2回)			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員相互の情報交換が行える場を設定し、介護支援専門員のネットワークの構築やその活用を図る。	地域の介護支援専門員を参集して定期的に連絡会を開催する。	連絡会 年:6回			
ウ	日常的個別指導・相談	専門的な見地から個別指導や相談対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できるように支援する。	日常的な連携に加え、定期的な連絡会等を通して、相談しやすい環境を整える。資質向上を目的として研修会の実施や制度、施策等に関する情報提供を行う。	①連絡会 年:6回 ②地域ケア個別会議 年:5回			
エ	支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員の不安を軽減し、効果的な支援を行う。	①相談内容に応じて各専門職の専門性を活かして対応する。 ②地域ケア会議を開催して多職種・多機関と連携の下、具体的な支援方針を検討する。	①随時 ②必要時			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	①認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関、認知症サポート医との連携を維持し、研修会や会議等も活用して、関係性を築いていく。 ②ケアパスや認知症初期集中支援チームを地域住民や関係機関に周知し、協力していく。	①認知症関連の研修会の開催。 ②認知症地域支援推進員連絡会や会議に参加する。	①7月頃 ②随時				
イ 認知症の人や家族への支援	①認知症の疑いのある方に対しては、認知症疾患医療センター、認知症協力医療機関、認知症初期集中支援チームと連携し、適切な医療や介護サービスにつなげていく。 ②家族や本人へは、介護に関する相談、支援を行い又、認知症の人と家族のつどいや病院の家族会、認知症カフェを紹介していく。	認知症の研修会や認知症の人と家族のつどいに参加し、情報交換する。	①認知症の人と家族のつどい参加：年1回 ②相談は随時				
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター増を目指す。	①住民や企業・職域団体、学校に対してサポーター養成講座についての案内を行い、受講を働きかけていく。	①広報活動 ・藤代地区 ・西地区 ・城西地区 目標サポーター数 80名 開催回数 3回以上				

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定例開催と支援困難事例への対応としての随時開催を行う。 ②地域密着型サービスの運営推進会議や地域の行事、会合等を通して住民からニーズの把握を行う。	①地域ケア個別会議、地域ケア推進会議の開催。	①地域ケア個別会議:5回 その他都度 ②地域ケア推進会議:2回				

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

【地域課題】

【地域での対応方針】

【市、関係団体への提言】

(様式第1号)

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

職員配置 (R.2.4.1現在)	保健師	2	予防給付プラン担当	6 人	ランチ数
	社会福祉士	2	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	人	2
	主任ケアマネ	3			

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが、役割や事業内容が見えにくいとの声がある。</p> <p>②単身、高齢者のみ、家族が遠方在住、8050問題を抱えた世帯の支援が増加、背景には、家族意識の変化、家族のパワレス等の要因がある。</p> <p>③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加している。(大学・一部学校・郵便局・銀行・薬局・スーパー・町会連合会等)</p> <p>地域課題</p> <p>①センターの活動が地域住民に見えにくい。</p> <p>②権利擁護(高齢者虐待・成年後見制度申立支援)の相談において、増加傾向にある複合的な課題を持つ世帯へのアプローチや支援の充足が必要。</p> <p>③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加しているが、リーダー的役割を担って、地域を牽引するマンパワー(若い世代・ボランティア)が不足している。</p> <p>目標</p> <p>①地域包括支援センターを地域住民に知ってもらう取り組みを行う。</p> <p>②ネットワーク構築の中でセンターの対応力向上を目指す。</p> <p>③若い世代やボランティアが活躍できる地域づくりを行う。</p>	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	基本 チェックリスト該当者に係る ケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	制度の説明、基本チェックリストを実施、地域の社会資源を含む情報を提供し、マネジメントをする。	2週間以内			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	①関係機関、住民組織と連携しやすい関係作りを行う。 ②地域情報の収集・整備を行う。 ③介護予防についての知識を広げ、地域高齢者に興味を持ってもらえる取り組みを実施する。	①民生委員児童委員協議会定例会など地域の集会に参加する。 ②ア・いきいき生活情報リストの更新 イ・関係機関、関係者のネットワークについて情報を整理する。 ③既存の住民主体の活動に協力する。	①年5回以上 ②ア・年1回 イ・年1回 ③随時				
イ	実態把握	高齢者の孤立・孤独死防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。	①高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。 ②相談が出にくい特定の地域(松森町)に関して、地域診断を含めた実態把握を行う。	①②年間150件				
ウ	総合相談	①相談窓口の機能強化、アウトリーチを継続する。 ②地域の金融機関、郵便局、医療機関などに相談窓口の広報活動を行う。 ③センターのパンフレットの見直しを検討する。	①一大・二大地区、三大地区、文京地区で出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)を実施継続する。 ②センターのパンフレットやチラシの設置協力を依頼する。 ③地域住民、ボランティア、大学生等の意見を反映させたパンフレットの作成検討。	①合計12回(各地区4回) ②年30カ所 ③1回				

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	①成年後見制度の広報活動を行い、制度の普及啓発を図る。 ②成年後見制度の活用が必要な場合は、相談、申し立てにつながるよう支援する。	①ア・地域高齢者集会、民生委員児童委員協議会定例会で広報イ・出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)来所者へ手渡しする。 ②相談、申し立ての支援を行う。	①ア・年5回 イ・月1回 ②随時			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携を図り、対応する。	弘前市関係部署、受け入れ措置施設と連携を図り対応する。	随時			
ウ	高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に係わる通報答を受けた後は、速やかに対応する。	①弘前市の虐待対応マニュアルに基づき、関係部署と連携を図り対応する。 ②必要に応じて、個別ケース会議を開催、支援方法を検討する。	①②随時			
エ	困難事例への対応	事実確認後、課題を把握し、援助の方向性(支援策)を関係者で協議する。	地域ケア個別会議を開催、支援を阻害している要因、課題を整理、支援方法を検討する。	随時			
オ	消費者被害の防止	市民生活センターと連携を図り、電話や窓口にて消費者被害に関する情報を把握し、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパーなどへ情報提供などを行う。	①地域高齢者集会、民生委員児童委員定例会、在宅介護支援センター連絡会などで情報提供、予防啓発する。 ②出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)開催時にパンフレット設置。	①年10回 ②月1回			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が、関係機関とスムーズな連携ができるよう支援する。	圏域の介護支援専門員のニーズに基づき、虐待、自立支援リハビリに関する研修会を企画・実施する。	年2回			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①圏域の介護支援専門員と連携を強化する。 ②日常業務について意見交換できる場を設定する。 ③圏域の主任介護支援専門員と連携し、スキルアップできる企画を協働で検討、実施する。	①介護支援専門員の人数を把握する。 ②地域課題や昨年度介護支援専門員からの要望に基づき意見交換会を実施する。 ③主任介護支援専門員連絡会を開催、勉強会、情報交換会等を実施する。	①上半期 ②年1回 ③年4回			
ウ	日常的個別指導・相談	地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気付きや学びが得られるよう支援する。	介護支援専門員相互、多職種からの助言を得られるよう地域ケア個別会議を開催する。	年7回			
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを活かし、具体的な支援方針を検討、後方支援を行う。 ②困難事例については、地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	①②随時			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症疾患医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。 ②認知症初期集中支援チームと連携する。	①ア・圏域内キャラバン・メイト連絡会を実施する。 イ・認知症施策、ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症高齢者たぐいまサポート事業について広報する。 ②訪問支援対象者について、情報共有、支援協力をする。	①ア・年1回 イ・随時 ②随時				
イ	認知症の人や家族への支援	①認知症者や家族、地域住民が集い、学びや情報交換できる場を提供する。 ②認知症者や家族に対して相談・支援を行う。	①ア・認知症カフェ(事業名:橙燦カフェ)を定期開催する。 イ・認知症カフェ振り返り・評価をする。 ②認知症者、家族に対する相談会の企画、検討を行う。	①ア・年10回 イ・下半期 ②随時				
ウ	知識の普及	①認知症サポーター養成講座について、広報、開催の働きかけを行う。 ②若い世代に認知症の理解を広げ、地域の高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを企画、実施する。	①認知症サポーター養成講座を開催する。 ②認知症カフェ、認知症高齢者声かけ模擬訓練(認知症高齢者たぐいまサポート訓練)など企画運営を協働で行う。	①ア・年5回以上 イ・目標人数100人 ②随時				

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援 と地域課 題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定、個別支援と地域課題の抽出を図る。 ②地域ケア推進会議は、目的別に関係者を招集し実施する。 ③地域住民、民生委員等関係組織に会議参加の呼びかけを行う。 ④自立支援に向けたケースの検討を促す。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③地域の関係組織、会議参加者に趣旨説明を丁寧に行う。 ④圏域の介護支援専門員へ呼びかけを行う。	①年7回 ②年7回 ③随時 ④随時				
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】							
【地域課題】							
【地域での対応方針】							
【市、関係団体への提言】							

(様式第1号)

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

職員配置 (R.2.4.1現在)	保健師	1	予防給付プラン担当	1 人	ランチ数
	社会福祉士	2	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	2 人	1
	主任ケアマネ	1			

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①介護サービスの利用や支援者の介入に対して拒否的な態度を示す高齢者・家族が多い。 ②急変時等の備えが不十分な住民が多い。 ③一人暮らしの認知症高齢者の見守りを介護支援専門員が抱え込んでいることが多い。</p> <p>地域課題</p> <p>①②早期に専門職と繋がるための支援が必要である。 ③認知症に対する理解・協力体制が不足している。</p> <p>目標</p> <p>①②支援を要する高齢者の心身状況や家族環境等について実態把握をして、早期に必要な支援をする。 ③福祉意識を高めるために、地域住民への認知症啓発活動を強化していく。</p>	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 ア チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	介護予防日常生活支援総合事業について説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援する。	①必要な方が総合事業を利用できる様に、圏域内の様々な資源に総合事業の周知をする。 ②希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切な支援を行う。	①20ヶ所以上に年1回 ②受付から1週間以内				

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	地域におけるネットワーク構築	関係機関、住民組織と顔の見える関係づくり。	①民生委員・児童委員定例会への参加。 ②関係機関と協同して地域住民向けの勉強会や座談会を実施する。 ③関係機関と共に既存の住民主体の活動に参加する。	①豊田地区、東地区、堀越地区に年1回 ②年2回 ③年2回			
イ	実態把握	①支援を要する高齢者の早期発見に向けたネットワークの構築を図る。 ②支援を要する高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握をして、早期に必要な支援をする。	①ア圏域内の関係機関に実態把握の説明をし、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ①イ城東在宅介護支援センターと共に既存の住民主体の活動に参加して実態把握の説明をし、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センター若しくは在宅介護支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ②相談を受け付けたら、速やかに訪問して実態把握する。	①ア20ヶ所以上に年1回 ①イ年2回 ②1週間以内、年100件			
ウ	総合相談	様々なネットワークを通じて相談受付ができるように、地域包括支援センターの宣伝を強化して、住民に対して地域包括支援センターの周知を図る。	圏域内の関係機関に地域包括支援センターの事業を説明し、パンフレットの設置を依頼する。また、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。	20ヶ所以上に年1回			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	パンフレットで周知しつつ、介護事業者を対象とした研修会を開催して理解を深める。	①関係機関に制度の説明をする。 ②介護事業者を対象とした研修会を開催して制度の活用に対する理解を深める。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をする。	①20ヶ所以上に年1回 ②1回 ③随時			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合は、弘前市の関係部署と連携を図りながら対応する。	①関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の連絡について協力を依頼する。 ②相談に対しては関係部署と連携を図りながら対応する。	①20ヶ所以上に年1回 ②随時			
ウ	高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止の周知を図る。	①イの①に同じ ②虐待通報があった場合は、高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応をする。	①イの①に同じ ②随時			
エ	困難事例への対応	①速やかに事実を確認、関係者で協議し対応する。 ②圏域の介護支援専門員が困難事例に対応するために地域ケア会議を活用できる体制を整備する。	①地域ケア会議を活用し個別課題の解決と対応力の強化を図る。 ②介護支援専門員に地域ケア会議の活用を呼びかける。	①随時 ②全居宅介護支援事業所に対して随時			
オ	消費者被害の防止	消費者被害に関する最新の情報を把握し、住民に伝達する体制をつくる。	①市民生活センターから最新の情報を得て、住民組織に提供する。 ②気になる高齢者を発見した際は、地域包括支援センターや市民生活センターを紹介する様に関係機関に協力を依頼する。 ③消費者被害に関する相談には、市民生活センターと連携して必要な対応をする。	①豊田地区、東地区、堀越地区に年1回 ②関係機関20ヶ所以上 ③随時			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	介護支援専門員に必要な関係機関との連携体制を構築する。	①圏域内の主任介護支援専門員と介護支援専門員を把握する。 ②介護支援専門員が中心となって、連絡会で取り上げる内容を決定、開催する。	①9月まで ②年5回				
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①介護支援専門員のネットワークを活用して、地域ケア会議を開催する。 ②圏域内の介護支援専門員と連携して、圏域内の介護支援専門員がスキルアップできる企画を検討、実施する。	①介護支援専門員に地域ケア会議の内容について説明する。 ②介護支援専門員連絡会で、事例検討、勉強会、情報交換、意見交換を行う。必要に応じて、連絡会の内容に応じた専門機関等にも参加と協力を仰ぐ。	①年4回 ②年5回				
ウ	日常的個別指導・相談	専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。	①担当者を書面で通知する。 ②ケアプランの指導や助言、サービス担当者会議の開催を支援する。	①5月まで ②随時				
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して支援する。	各専門機関や関係機関と連携して課題を整理して具体的な支援方針を検討する。また、必要に応じて地域ケア会議を開催して、個別課題の解決と対応力の強化を図る。	随時				

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	関係機関との連携	認知症地域支援推進員として、地域や関係機関との連携・ネットワークづくりを行う。	地域の関係機関に認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、介護者教室の説明をする。更に、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターに連絡もしくは地域包括支援センターを紹介をしてもらえる様に協力を依頼する。	20ヶ所に年1回以上			
イ	認知症の人や家族への支援	認知症について情報交換や相談ができる他、住民教育の場として認知症カフェを開催する。	①認知症カフェを開催する。	①年2回			
ウ	知識の普及	認知症サポーター養成講座の開催団体の拡大を図る。	①認知症サポーター養成講座を周知する。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。	①20ヶ所以上に年1回 ②3回開催。90名養成			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定して、地域課題の抽出と個別の支援をする。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議	①6回 ②3回				
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】							
【地域課題】							
【地域での対応方針】							
【市、関係団体への提言】							

(様式第1号)

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

職員配置 (R.2.4.1現在)	保健師	2	予防給付プラン担当	2 人	ランチ数
	社会福祉士	1	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0 人	1
	主任ケアマネ	1			

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する取り組みの評価
地域の実態 1)虐待事例や困難ケースの家族等から、どこに相談していいかわからなかったという声が聞かれた。(地域の意識は、介護が必要になった時に急遽困りごとになり、普段はチラシなど見る意識もなくパンフレットでセンターの意味が通じない) 2)状態悪化してからの新規相談が増えている。(悪性新生物、認知症の相談が全体の4割) *行方不明者の事例が発生した。 3)介護従事者が日々さまざまなストレスを感じて介護、支援している実態がある。 4)事例が少ない病気や制度について理解不足で支援や説明に困る。訪問看護を上手く活用できていない。 5)民生委員より、包括や圏域事業所と交流の機会を持ち顔の見える関係作りがしたいと意見が出ている。 6)地域のフォーマル、インフォーマルサービスの情報がわからず、支援に困難が生じている。	
地域課題 1)権利擁護、認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。周知不足。 2)包括、医療、介護ともに気軽に相談できる環境が整っていない。 3)民生委員の交代で連携がスムーズにいかない可能性がある。 4)地域の人達がサービス選びが難しい(どんなサービスが地域にあるかわからない)。	
目標 1)認知症サポーター養成講座を積極的に周知していく。(学校関係、企業等) 2)専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。 3)包括主任ケアマネが各居宅へ定期的なアプローチを実施。 4)権利擁護について圏域施設に対し出前講座を企画する。 5)地域への広報の仕方を検討する。(圏域公共施設や企業、病院、薬局等窓口へのパンフレット設置) 6)民生委員と圏域事業所等との交流の場の設定(勉強会実施)。 7)地域の社会資源マップの作成(地域の情報収集)。	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 ア チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	1)介護予防、日常生活支援総合事業対象者への対応を迅速に行う。また、各関係機関との連携をする。 2)基本チェックリストの分析を行い、地域の実情を知る。	1)状態確認や事業の説明にてマネジメントを実施する。サービス事業所との連携を図る。 2)昨年度の事業対象者の状態を分析し、健康に対する意識付けや予防の必要性を周知する。	1)都度(相談受付・対応時) 2)上半期(分析) 下半期(周知)				

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	地域におけるネットワーク構築	1)各関係機関との連携強化。 2)圏域社会資源マップの作成(社会資源の情報パンフレット等収集していく)	1) ・全機関へ包括支援センターの会議等案内行う。 ・敬老会や文化祭で相談窓口開設する。 ・町会長、民生委員会議への参加。 ・老人クラブ訪問・各町会の湯つこの日訪問。 ・圏域公共施設、銀行、郵便局、スーパー、病院、薬局等へのパンフレット設置と説明。 2)1)の機関訪問時、情報収集を継続する。	1)随時 2)随時			
イ	実態把握	在宅介護支援センター(ランチ)との連携を強化し、実態把握に努める。	看護師が訪問し、一人一人の身体状況や生活状況を把握し、地域診断も行っていく。	毎月(随時)			
ウ	総合相談	1)3職種が密に連携を図り、切れ目なく対応出来る様にし、内容に応じ、情報提供、関係機関の紹介等を行う。また、他機関への情報提供等スムーズに行えるようにする。 2)窓口の周知	1)毎朝のミーティングとシステムの活用で包括全体の情報を統一し、内容に応じ、他機関との連携を図る。 2)圏域施設、関係機関等、包括を周知できる窓口へパンフレット設置のお願いをしていく。	1)毎日 2)随時			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	1)相談者に分かりやすい説明ができる知識を習得する。 2)制度の普及啓発活動を継続する。	1)成年後見制度、意思決定支援など権利擁護に関する研修へ参加する。 2)話題提供できる資料を持参し、各会議や集会等で広報する。	1)2回程度 2)3回			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	弘前市担当部署、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。	措置の必要性の要否を随時、市と確認しながら対応する。	・随時			
ウ	高齢者虐待への対応	1)速やかに市やその他機関等と綿密な連携を図る。 2)圏域事業所への虐待に関する知識の普及。 3)西部圏域の社会福祉士のスキルアップの促進。	1)速やかに事実確認と包括内で情報共有し、市とも密に連携を図る。 2)虐待防止研修を実施する。 3)圏域の社会福祉士を把握し、権利擁護に関する勉強会を開催する。	1)随時 2)2回 3)1回			
エ	困難事例への対応	1)事実確認を行い、関係機関と連携しながら対応する。 2)活用できる制度について知識を習得する。 (包括職員のスキルアップ)	1)包括内カンファレンスで問題や課題を整理し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催して支援策を検討する。 2)各種研修会へ参加する。	1)随時 2)随時			
オ	消費者被害の防止	情報収集を行い、周知を強化する。	・消費生活センターの研修参加や、インターネットも活用して情報収集する。 ・色々な機会を利用して、得た情報を提供する。	・随時 ・2～3回			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	各関係機関が切れ間なく支援できる連携体制を構築する。	・地域ケア推進会議の開催。 各関係機関、多職種、地域の方が多く参加できるように各町会へ回覧や包括スタッフが研修等へ参加時広報する。	・年2回 随時			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	1)圏域の介護支援専門員との連携を強化していく。 2)ネットワークの構築と地域課題把握など行う。	1)圏域の主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等を把握し、名簿を作成する。 2)ケアマネ会議(ケアマネんず倶楽部)の勉強会に参加して、情報交換・情報収集をする。	1)年2回 2)年2回			
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員へのサポートができる体制を作り、個別指導や相談等の対応支援を行う。	定期的に圏域の居宅介護支援事業所へアウトリーチし、各居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と連携する。	随時			
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員の支援の幅が広がる様、指導、助言していく。	地域ケア個別会議、色々な会議等での支援や個別での相談に応じていく。	個別ケア会議 4回 ケアマネ会議(ケアマネんず倶楽部) 2回 随時			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	1) 認知症地域支援推進員の活動を強化する。 ・認知症ケアパスと地域包括支援センターの機能について圏域関係機関へ周知し、連携・ネットワーク作りを行う。 2) 受診困難ケースは認知症初期集中支援チームとの連携を図る。	1) ・居宅介護支援事業所向けの、認知症ケアパス研修会を企画する。 ・圏域企業等へ弘前市認知症ガイドブック概要版と包括パンフレットを配布し、周知を図る。また、認知症地域支援推進員連絡会や研修へ参加する。 2) 初期集中支援チームと連携、情報共有する。	1) ・1回 ・10回 ・適宜 2) 随時				
イ	認知症の人や家族への支援	1) 認知症の人と家族の会と連携強化する。 2) 本人や家族の不安や負担を軽減する。	1) 認知症の人と家族のつどいへ参加し、情報共有、情報収集を行う。 2) 認知症ケアパスやたまたまサポート事業、安心カード、認知症の人と家族の会、ふれあい介護者教室等の情報を提示する。	1) 2回 2) 適宜				
ウ	知識の普及	1) 認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを増やす。 2) 認知症サポーターのフォローアップを行う。	1) ・各町会や団体、学校や企業等へ訪問しPRする。 ・認知症サポーター養成講座を開催する。 2) 認知症ステップアップ講座を開催する。	1) ・随時 ・3回(30名程度) 2) 1回(10名程度)				

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	1) R1年度に上がった課題を分析し、地域ケア推進会議を開催し課題解決に向けた取り組みをする。 2) 地域ケア個別会議を通して課題の把握に努める。 3) ケアマネ会議(ケアマネんず倶楽部)が開催する研修への参加と連携。 4) ふれあい介護者教室・座談会の補助。	1) 地域ケア推進会議 2) 地域ケア個別会議 運営会議 3) ケアマネ会議(ケアマネんず倶楽部)に参加する。 4) 在宅介護支援センター主催のふれあい介護者教室・座談会運営、企画の支援を行う。	1) 2回 2) 4回 1回 3) 2回 4) 2回 (岩木地区、東目屋地区)				
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】							
【地域課題】							
【地域での対応方針】							
【市、関係団体への提言】							

(様式第1号)

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

職員配置 (R.2.4.1現在)	保健師	1	予防給付プラン担当	4 人	ランチ数
	社会福祉士	4	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	3
	主任ケアマネ	2			

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①高齢者虐待の相談件数が、増加傾向にある。認知症、家族が精神疾患、老老介護が背景にある。 ②金銭管理が必要な認知症高齢者が増え、成年後見の相談が増加している。 ③身元引受人不在などで、独居高齢者の入院、入所の支援が難しい。 ④バス路線の廃止(薬師堂、乳井地区)や距離的な問題(相馬地区)で受診や買い物に困っている高齢者が増えている。</p> <p>地域課題</p> <p>①虐待相談の増加に伴い、迅速な対応ができるようチーム作りや支援体制を強化する必要がある。 ②成年後見制度や日常生活自立支援事業(あつがるハート)がスムーズに利用できるような取り組みや他の支援策を検討する必要がある。 ③身元引受人がいない高齢者の入院や施設の受け入れができるよう協力体制を作る必要がある。 ④閉じこもりや病気の重症化を防ぐために、買い物支援や通院手段を整える必要がある。</p> <p>目標</p> <p>①②権利擁護について、地域住民や福祉関係者に情報提供する。相談対応時には、情報共有や支援方法を協議し関係機関と連携を図る。 ③独居高齢者や高齢者世帯の実態把握を行い、関係機関と家族や協力者の情報を共有できるようにする。 ④高齢者の移動支援について地域住民や福祉関係者と解決策を協議する。</p>	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	基本チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向け相談から利用、卒業までの支援を行う。	希望者へ基本チェックリストを実施し、該当者に適切に介護予防ケアマネジメントを行う。	受付後2週間以内			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	地域の関係機関や地区民生委員などと顔の見える関係作り。相談支援についての連携を図りながらネットワークを構築する。インフォーマルサービスについての把握に努める。	①民生委員定例会出席。圏域7地区。 ②出前講座の実施。 ③地域密着型サービス(GH、デイ、小規模多機能)の運営推進会議出席。 ④包括支援センターパンフレット配布。 ⑤南部圏域GH連絡会開催。	①年7回 ②随時 ③GH9事業所×6回、デイ6事業所×2回 ④目標30ヶ所 ⑤年2回				
イ 実態把握	地域住民や民生委員、関係機関からの情報提供により、65歳以上の高齢者の実態把握に努める。	①地域住民、民生委員などからの情報提供により、迅速に訪問する。 ②在宅介護支援センターとの連携、ランチ会議開催。	①包括、各ランチの目標年間50件以上 ②年4回				
ウ 総合相談	総合相談窓口として、様々な相談に対応する。内容により、適切な機関へ繋げる。	①地域の集まりに積極的に参加し、地域包括支援センターの活動を周知していく。公民館などにパンフレットを設置してもらう。 ②職員間で情報共有し、それぞれの専門性を活かし対応する。	①②随時				

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	成年後見制度の周知と制度活用のための相談・支援。	①弘前圏域権利擁護支援センターと連携し、申し立て支援を行う。 ②グループホーム運営推進会議出席時、制度をPRする。	①随時 ②年1回以上			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した際は、市の関係部署と連携し、対応していく。	情報の確認や市の関係部署と連携を図りながら、措置に向けて支援していく。	随時			
ウ	高齢者虐待への対応	虐待が疑われる際は『高齢者虐待防止対応マニュアル』に沿って対応していく。	①通報があった際は、速やかに訪問し事実確認後、市と情報共有する。 ②必要に応じてケース会議を開催し支援方法を検討する。	①② 随時			
エ	困難事例への対応	事実確認後、問題を把握し、援助の方向性や支援策を関係者で協議する。	地域ケア個別会議を開催し、課題を整理し、支援方法を検討する。 居宅介護支援専門員の後方支援をする。	①定例7回、随時 ②月1回以上三職種会議開催 ③適時			
オ	消費者被害の防止	市民生活センターと連携し、消費者被害に関する情報を把握する。被害者が出た際は、市へ報告し再度被害に遭わないよう防止に努める。	①市民生活センターから情報を受け、地域住民へ周知を図る。 ②各種会議などで、被害事例の情報提供をし、防止を呼び掛ける。	①②適宜			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	他職種・他機関と連携を図るため、地域ケア個別会議や地域推進会議を開催する。	地域ケア会議開催 個別定例7回 推進2回			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換できる場として、定期的に連絡会を開催し、相互の連携を図る。	リーダー・サブリーダー計3名に連絡会の回数、内容など提案してもらう。介護支援専門員のニーズにあった勉強会を企画する。	連絡会年4回			
ウ	日常的個別指導・相談	圏域の介護支援専門員の相談窓口の継続と個別事例に対する相談支援。	日常的な連携に加え、定期的な連絡会の開催で相談しやすい環境を整える。	勉強会年1回(連絡会に含む)			
エ	支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①必要に応じて、地域ケア会議を開催する。 ②同行訪問などケースに応じて対応する。 ③三職種で対応できない時は専門の相談窓口へ繋ぐ。	①②③適宜			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	①認知症疾患医療センターや精神科病院、認知症サポート医、かかりつけ医と連携し、会議や研修会なども活用して関係性を築いていく。 ②認知症ケアパスや認知症初期集中支援チームについて、地域住民へ周知する。	①認知症地域支援推進員を中心に研修会などに参加する。相談者の医療機関へ情報提供をする。 ②出前講座などで市の認知症ガイドブックを地域住民へPRする。	①②適宜				
イ 認知症の人や家族への支援	①認知症の方や介護者、家族の相談に応じ、関係機関と連携を図る。 ②GHの地域貢献を目的に、社会資源との連携を図る。	①受診や介護相談の支援。認知症の人と家族のつどいへの参加。 ②圏域で活動している「弘前暮らしの保健室」(会場清水交流センター)の催事に協力する。	①随時 ②年数回				
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの増加を図る。 ②包括職員のキャラバンメイトの養成。 ③高齢者たぐいまサポート訓練を開催し、地域住民が認知症帰宅困難者に遭遇した際に協力出来るようにする。	①地域住民、企業、学生など講座の案内を行い、参加を働きかける。 ②キャラバンメイト養成講座の受講。 ③高齢者たぐいまサポート訓練の実施。	①目標年間5回、受講者80名 ②1人以上 ③年1回				

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議に住民組織の参集を図り、個別支援と地域課題の把握をする。 ②地域ケア推進会議を開催し、地域住民やサービス事業所などが課題解決に向けて話し合う機会を作る。 ③自立支援型のケア会議を開催し、本人の自立支援や重度化防止を図る。	①地域ケア個別会議開催 ②地域ケア推進会議開催 ③圏域の介護支援専門員および包括のプランナーに呼び掛ける。	①定例7回、 随時、適宜 ②年2回 ③随時				
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】							
【地域課題】							
【地域での対応方針】							
【市、関係団体への提言】							

(様式第1号)

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

職員配置 (R.2.4.1現在)	保健師	1	予防給付プラン担当	2 人	ランチ数
	社会福祉士	2	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0 人	4
	主任ケアマネ	1			

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①特に、独居高齢者や家族が疎遠の方に関して、健康であるときは生活に問題ないが、何か支援が必要となった時に、対応や支援が困難な状況となる。</p> <p>②圏域内に医療機関がなく、スーパー等も少ない。配食サービスも距離の問題(配達圏域外)からお断りされている。交通手段も不便であり、通院しづらい、買い物しづらい地域である。</p> <p>③気軽に集まれる、情報交換できる居場所がない。</p> <p>地域課題</p> <p>①日常的な支援や緊急時の対応、施設入所や入院等の支援が難しい。</p> <p>②医療機関やスーパー等の情報、それに関わる移動手段を把握し、困っている方に対しての支援が必要。</p> <p>③居場所がないことで、閉じこもりがちになり、実態把握の遅れや病状が悪化してからの相談につながる。</p> <p>目標</p> <p>①安心カード活用の推進、エンディングノート(これからノート)の活用、気軽に情報交換できる居場所づくり。</p> <p>②介護保険外サービスの把握、整理をする。</p> <p>③気軽に集まれる、情報交換できる居場所を作る(認知症カフェ・出張相談・集いの場)。</p>	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	介護予防を目的とし、総合事業、通所C、筋力向上トレーニング教室、パワリハ運動教室の活用を促し、利用に繋げる。	①相談内容に応じ、サービス内容の説明を行う。希望者には基本チェックリストの実施を行い、総合事業へ繋げる。 ②通所C、筋力向上トレーニング教室、パワリハ運動教室の周知を行う。	①随時 ②随時				

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	地域の行事、各種会議に参加したり、挨拶に回することで、地域にある関係機関と連携の取りやすい関係を作る。	下記会議等への参加と挨拶。 ①民生委員定例会。 ②町会長定例会。 ③公民館会議。 ④高杉民児協議(瞳の会)。 ⑤サンアップル在介主催地域交流会。 ⑥看護小規模サンアップル主催交流会。 ⑦グループホーム・看護小規模運営推進会議。 ⑧郵便局、農協、公民館、出張所。	①年2回(4地区) ②年2回(4地区) ③年3回 ④年3回 ⑤年4回 ⑥年2回 ⑦年36回(6カ所) ⑧随時				
イ	実態把握	在宅介護支援センターと実態把握者のリストの共有を行い、効果的に実態把握ができるようにする。	①実態把握。 ②包括・在宅介護支援センターの連携会議において実態把握者の共有を図る。	①年間 北辰50件 船沢50件 新和50件 裾野50件 包括50件 ②年7回				
ウ	総合相談	①②相談内容、対応方法についてセンター内で共有し、必要な関係機関等と連携を図る。 ③④地域包括支援センターの周知と気軽に相談できる場としての機能を目指す。 ⑤障がい福祉分野とのネットワーク構築を目指す。	①相談対応/記録。 ②包括内ミーティング会議。 ③北部圏域内での出張相談。 ④高杉地区における集いの場としての看護小規模多機能ホーム等の活用。 ⑤指定特定相談支援事業所への挨拶周りで訪問。	①随時 ②毎日 ③年4回(4地区) ④年3回 ⑤随時				

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	①成年後見制度、日常生活自立支援事業について支援を行う。 ②権利擁護の知識や理解を深めるために、リーフレット等利用し、地域交流会や会議等で普及活動をする。	①成年後見制度申し立て等支援 ②リーフレット等を使用し、交流会や会議等で説明をする。	①随時 ②随時			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	市や関係機関と連携し、措置が必要であるかどうか情報共有を図り、速やかに対応する。	措置が必要なケースについては、関係機関等と連携して対応する。	随時			
ウ	高齢者虐待への対応	①弘前市虐待マニュアルに基づき、市や関係機関と連携を図り、速やかに対応する。 ②他圏域の地域包括支援センターと高齢者虐待ケースを共有し、支援方法についての理解を深める。	①高齢者虐待相談・虐待の疑いの情報提供受けての対応。 ②他圏域の地域包括支援センターの社会福祉士連絡会での事例検討会を通じ、支援方法の理解を深める。	①随時 ②1回以上			
エ	困難事例への対応	困難事例解決に向け、センター内での協議や関係機関との情報共有を行い、支援について検討する機会を持ちながら対応する。	①困難事例について、三職種で支援方法等について検討して対応する。 ②事例検討が必要なケースにおいては、地域ケア会議を開催することで支援について検討する機会を設ける。	①随時 ②随時			
オ	消費者被害の防止	市民生活センター(消費生活相談)と連携しながら情報収集し、各会議等において情報提供していく。	市民生活センターから情報収集を行い、各種会議において情報の発信をする。	随時			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域及び圏域に関連のある居宅介護支援事業所と関係機関が連携を図りやすいよう連携体制を構築する。	多職種を参集した地域ケア会議(個別、推進)の開催。	①地域ケア個別会議(3回) ②地域ケア推進会議(1回)			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①圏域居宅、及び他町村居宅との連携体制の構築を支援する。 ②勉強会や情報交換できる場を設定し、介護支援専門員同士のネットワークを構築できるよう支援する。	①居宅ネットワーク会議の開催(勉強会、情報交換)。 ②北部圏域内のケアマネ連絡会への参加。	①年4回 ②年2回			
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員への個別指導・相談に対応し、円滑に業務が行えるよう支援する。	①個別相談 ②居宅ネットワーク会議	①随時 ②年4回			
エ	支援困難事例等への指導・助言	①支援困難事例等に対して、介護支援専門員や関係機関等と情報共有を図り、解決に向かうよう支援する。 ②三職種で協議する機会を設け、事例解決に向けた支援、助言を行う。	①同行訪問や地域ケア会議の開催、関係機関等との連携強化。 ②三職種での検討や協議の機会を持ち、実際の支援に繋げていく。	①随時 ②随時			

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	①他の認知症地域支援推進員と連携を図り、認知症介護者教室を始めとする認知症施策について取り組む。 ②認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等と連携を図る。	①認知症地域支援推進会議への参加。 ②事例についての相談や研修会への参加により連携を図る。	①随時 ②随時				
イ 認知症の人や家族への支援	認知症の当事者や家族が、認知症に関する相談や情報収集ができる場を提供し、必要に応じて受診やサービス利用に繋げていく。	①認知症関連の相談を受ける。 ②認知症の人と家族の会に参加する。 ③認知症カフェ(あつぷるカフェ)への参加する。 ④認知症カフェ(北部圏域内)の企画、開催。	①随時 ②7月及び1月(市内包括輪番) ③月2回 ④4回/年				
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座を実施する。	認知症サポーター養成講座の開催	年2回(年間目標人数20名)				

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	個別のケースを始めとした地域ケア個別会議、実態把握や相談支援、困難事例等を通して、地域課題の抽出、共有、検討を多職種間で行う。	①地域ケア会議(個別) ②地域ケア会議(推進) ③実態把握・相談支援・困難事例等を通じて地域課題の検討を行う。	①3回 ②1回 ③随時				
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】							
【地域課題】							
【地域での対応方針】							
【市、関係団体への提言】							

平成31(令和元)年度地域包括支援センターの事業評価(実地調査結果)

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
1-1. 組織・運営体制								
(1)事業を適切に運営するための体制を構築していますか。(平成31年度実績)								
Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. 示された方針に沿って事業計画を策定していない							
	3. 示された方針の内容を理解できなかった							
	4. 市町村から方針が示されていない							
Q11-1	【Q11で「はい」の場合のみ】 令和2年度の事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q13	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回出席していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. 設置されているが、出席しないことがある							
	3. 定期的な連絡会合が設置されていない							
(2)担当圏域の現状・ニーズに応じた取組を行っていますか。								
Q14	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報について、Q14-1の1~7のうち、3つ以上提供を受けていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q14-1	【Q14で「はい」の場合のみ】 どのような情報の提供を受けていますか。当てはまるものに「1」を入力(いくつでも選択)							
	1. 担当圏域の65歳以上の高齢者の人口	1	1	1	1	1	1	1
	2. 担当圏域の65歳以上高齢者のみの世帯数	1	1	1	1	1	1	1
	3. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査等の各種住民対象のアンケート結果							
	4. 要支援・要介護認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報	1	1	1	1	1	1	1
	5. 民生委員や地域のサロン運営者などの地域の関係団体情報	1	1	1	1	1	1	1
	6. 地域の社会資源に関する情報	1	1	1	1	1	1	1
	7. その他ニーズ把握にとって必要な情報	1	1	1	1	1	1	1
Q15	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点目標を設定していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(3)職員の確保・育成を図っていますか。								
Q16	3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)について、必要数を配置していますか。(令和2年4月末時点)	1	1	1	2	2	2	2
	1. 3職種とも、「準ずる者」を除いた状態で必要数を配置できている							
	2. いいえ							
Q17	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(4)利用者が相談しやすい相談体制を構築できていますか。(平成31年度実績)								
Q19	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、周知している							
	2. 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置しているが、周知していない							
	3. 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置していない							
Q20	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. 平日以外の窓口(連絡先)を設置し、周知している							
	2. 平日以外の窓口(連絡先)を設置しているが、周知していない							
	3. 平日以外の窓口(連絡先)を設置していない							
Q21	パンフレットの配布など、センターの周知を行っていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
1-2. 個人情報の保護(平成31年度実績)								
(1)個人情報保護を徹底していますか。								
Q22	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. 方針に従って、整備している							
	2. いいえ							
Q23	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知していますか。	2	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q24	個人情報の保護に関する責任者(常勤)を配置していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q25	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っていますか。	2	1	1	1	1	2	1
	1. はい							
	2. いいえ							
1-3. 利用者満足の向上(平成31年度実績)								
(1)利用者の満足度向上のために、相談・苦情対応体制を整備していますか。								
Q26	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(2)安心して相談できるよう、プライバシーの確保を図っていますか。								
Q28	相談者のプライバシーの確保に関する市町村の方針に沿って、プライバシーが確保される環境を整備していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
2-1. 総合相談支援(平成31年度実績)								
(1)地域における関係機関・関係者のネットワークを構築していますか。								
Q29	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(2)相談事例の解決のために、必要な対応を行っていますか。								
Q30	相談事例の終結条件を、市町村と共有していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q32	前年度1年間の相談件数を市町村に報告していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q33	前年度1年間に、相談事例解決のために市町村へ支援を要請し、その要請に対し市町村から支援がありましたか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(3)総合相談支援の中で、家族介護者や複合的な課題を持つ世帯等への支援を推進していますか。								
Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残留して取りまとめていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q35	介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行っていますか。あてはまるものに「1」を入力(いくつでも選択)	1	1	1	1	1	1	1
	1. 市町村や他分野の相談機関と協議しつつ、対応している							
	2. 相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容を把握するようにしている							
	3. その他							
	4. 特に対応していない							
2-2. 権利擁護(平成31年度実績)								
(1)成年後見制度の活用を図るための取組を行っていますか。								
Q36	成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準が、市町村から共有されていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q37	前年度1年間において、成年後見制度の市町村長申立て及び本人・親族申立ての支援を行った事例は何件ですか。(実数)	2	4	13	6	1	5	2
(2)高齢者虐待に対して迅速に対応していますか。								
Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい 2. いいえ							
(3)消費者被害の防止の取組を行っていますか。								
Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応していますか。	1	1	1	2	2	1	1
	1. はい 2. いいえ							
Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っていますか。	2	1	1	1	1	1	1
	1. はい 2. いいえ							
2-3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援(平成31年度実績)								
(1)介護支援専門員を支援するための体制が構築できていますか。								
Q42	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい 2. いいえ							
Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会の開催計画(令和2年度分)を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい 2. いいえ							
Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい 2. いいえ							
Q45	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けていますか。	2	1	1	1	1	1	1
	1. はい 2. いいえ							
Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい 2. いいえ							
(2)介護支援専門員に対して効果的な相談対応を行っていますか。								
Q47	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握していますか。(経年的とは概ね3年程度)	2	2	1	1	2	2	2
	1. はい 2. いいえ							
2-4. 地域ケア会議(平成31年度実績)								
(1)個別課題や地域課題の解決のために、関係者との連携の下で地域ケア会議を開催していますか。								
Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されていますか。(令和2年4月末時点)	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい 2. いいえ							

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知していますか。							
	1. はい	2	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q50	センターの主催の地域ケア会議において、個別事例について検討していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q50-1	【Q50で「はい」の場合のみ】 個別事例について検討する地域ケア会議の開催回数は何回でしたか。	5	5	16	5	4	13	4
Q50-2	【Q50で「はい」の場合のみ】 地域ケア会議で検討した個別ケースの実件数は何件ですか。	5	5	16	4	4	12	4
Q51	センターの主催の地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域課題に関して検討していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q52	センターの主催により、地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ、地域課題を検討する地域ケア会議を開催していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	2
	2. いいえ							
Q52-1	Q【52で「はい」の場合のみ】 地域課題を検討する地域ケア会議の開催回数は何回でしたか。	2	1	1	3	3	1	-
(2)個別事例や地域課題の解決のために、地域ケア会議を活用していますか。								
Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重症化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じていますか。							
	1. はい	2	1	1	2	1	1	2
	2. いいえ							
Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしていますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
2-5. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援(平成31年度実績)								
(1)自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント等を行っていますか。								
Q58	自立支援・重症化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知していますか。							
	1. はい	2	1	1	1	1	2	1
	2. いいえ							

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがありますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用していますか。	2	1	1	1	1	1	2
	1. はい							
	2. いいえ							
(2)介護予防ケアマネジメント等の委託を適正に行っていますか。								
Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
3-1. 在宅医療・介護連携(平成31年度実績)								
(1)在宅医療・介護連携の推進に向けた取組を行っていますか。								
Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会に参加していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っていますか。	2	1	2	2	1	2	1
	1. はい							
	2. いいえ							
3-2. 認知症高齢者支援(平成31年度実績)								
(1)認知症高齢者を支援するための取組を行っていますか。								
Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っていますか。	1	1	1	2	1	2	1
	1. はい							
	2. いいえ							
3-3. 生活支援体制整備(平成31年度実績)								
(1)生活支援コーディネーターや協議体と連携した取組を行っていますか。								
Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしていますか。	2	2	2	2	2	2	2
	1. はい							
	2. いいえ							

弘前市の地域課題について

(1)平成30年度までに把握した地域課題・取組状況

地域課題	取組状況
<p>認知症高齢者の見守り体制が不十分 (地域住民が日常生活の中で、不特定の人をさりげなく気に留める見守り)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月ただいまサポート事業開始。令和2年6月末時点で事前登録者54名・協力機関148か所。 ・平成31年度実績で認知症サポーター養成講座1,184人受講、ステップアップ講座95人受講。地域住民への認知症の理解促進や地域での見守り力を向上させるための、普及啓発を続けていく。 ・令和2年2月16日認知症介護者教室実施。今年度も実施予定。 ・民生委員児童委員協議会：認知症が軽度のうちに把握していけるよう努める。 ・薬剤師会：認知症サポーター養成講座の開催を計画中。 ・歯科医師会：会内で認知症に関する講習会を実施。令和2年7月に認知症サポーター養成講座実施予定。
<p>1人暮らし高齢者や身元保証人等がいない高齢者への支援体制が不十分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年7月弘前市これからノート(エンディングノート)配布開始。令和2年6月末時点で1,542冊配布。 ・令和元年7月弘前市安心カード(救急医療情報キット)配布開始。令和2年3月末時点で1,017枚配布。救急搬送時に活用した実績は2件あり。
<p>支援が必要と思われる人の早期発見・早期対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年8月、圏域別高齢者リストを地域包括支援センターに提供。積極的な実態把握につなげている。 ・令和元年10月、運転免許センターに地域包括支援センターのチラシを送付。気になる高齢者がいる場合に情報提供していただくよう依頼。
<p>多様な社会資源の開発 (在宅生活を継続するための服薬管理、雪かき、買い物、金銭管理等への支援)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月ゴミ出しサポート事業開始。令和2年6月20日時点で65名が利用。 ・地域一体となった除排雪体制の構築のために、町会等に報奨金を支給するなどの数種類の事業を展開中。
<p>民生委員と医療職の連携不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・包括支援センターと民生委員の連携が強化されるよう対応中。 ・民生委員と医療職が学びを深めたり交流を図ることができる機会の設定等については、これまで通り福祉総務課が相談に応じていく。
<p>高齢者虐待対応の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月、養護者による高齢者虐待対応マニュアル改訂。関係機関へ配布し、今後も早期発見と連携強化に努めていく。 ・「やむを得ない事由による措置要綱」は法改正による入所基準変更に伴い、要綱内容の精査中。 ・分離保護の受け入れ施設確保に向け、施設側との交渉を検討中。
<p>全体を通して</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士会：定例学習会や解放イベントの開催。 ・医師会：同行訪問研修を引き続き実施予定。 ・薬剤師会：地域ケア会議に積極的に参加。

(2)平成31年度に把握した地域課題・取組方針

	地域の実態	地域課題	地域での対応方針	市、関係団体への提言	市レベルの地域課題と市での取り組み方針
第一包括	①「8050」問題(子供世代の精神疾患などと親世代の高齢化)、身寄りのない方の1人暮らしが多いことで、介護保険など必要な制度の理解や申請・契約が進まない。 未治療の精神疾患が疑われる子供世代への支援は誰が行うか、担当機関が明確でない。 ②虚弱な高齢者が入院にいたらず、自宅でも1人で過ごすことができない場合の入所先がないため、緊急入院になったケースがある。 ③認知症高齢者が多く、専門医への受診・相談が多いが結び付かない。 ④介護サービスを利用しているが、虐待事案から金銭問題、認知症が起因となっていることが多かった。	①認知能力の低下・精神疾患などにより、必要なサービスの利用に時間を要する。 ②身寄りがなく、社会とのつながりが少ないために、緊急での体調不良時に支援を受けることができない。 ③認知症高齢者が多く、認知症の理解や介護力など相談支援が必要。 ④介護支援専門員を中心に、家族関係や介護負担軽減など虐待につながる要因の早期発見と包括との情報共有が必要。	①・②地域住民や民生委員などに協力していただき、情報提供・共有を図る。 ③認知症カフェを周知	①65歳未満の方の支援(精神疾患が疑われる方や、アルコール依存未治療、引きこもりの方に対し就労支援ではなく、日常生活の自立を目的とした)を行う専門機関の設置 →市課題④ ②介護保険・後見人制度は、申請から決定までに時間がかかり、緊急利用はできない。孤独死に至るようなケースもあることから、一時的に宿泊できる施設を希望。 →市への要望① ④虐待ケースの事例検討会の実施、介護支援専門員研修(市主催)での研修開催による周知・学習機会を増やしてほしい。 →市への要望② ④金銭管理・契約などを緊急的に対応する機関を作してほしい。 →市課題①	【市レベルの課題】 ①一人暮らしや身元保証人等がない高齢者への支援体制が不十分 (病院での付き添い、入院入所時書類へのサイン・物品搬送、身元引受人不在により入所拒否、金銭・貴重品の管理 など) ●入院・入所 →介護福祉課:入所先の確保に向け、施設側との交渉を検討中。 ●金銭管理・契約 →福祉総務課:参考資料参照 ②多様な社会資源の開発 ●貧困者のゴミ屋敷の片づけ →環境課、生活福祉課、福祉総務課:参考資料参照 →介護福祉課:先進事例を研究していく。 ●地域の支え合い体制 →福祉総務課、市民協働課:参考資料参照 →介護福祉課:先進事例を研究していく。 ●買い物支援 →商工労政課:参考資料参照。 ③移動支援 →地域交通課:参考資料参照 →介護福祉課:先進事例を研究していく。 ④相談支援体制の強化 →生活福祉課、障がい福祉課、福祉総務課:参考資料参照
第二包括	・閉じこもりによる活動性の低下は在宅生活の継続を困難としている。 ・孤立や支援を要する高齢者への地域でのサポートが不十分。 ・地域住民が認知症高齢者への対応方法や支援方法に困難を感じている。 ・身元保証人のいない方が金銭管理が困難となった際に緊急に対応できる社会資源がない。 ・片づける費用、能力がない人のゴミ屋敷の対応が困難となっている。	支援を要する高齢者が地域で生活するための支援体制を高める必要がある。 認知症や介護保険制度に関する住民への知識の普及が不十分である。	1.関係機関、サービス事業所、居宅介護支援事業所等多機関との連携を保ち情報共有することで見守り体制機能を高める。 2.高齢者のフレイル予防対策に配慮した健康寿命延伸の研修会等の実施。 3.地域住民を対象とした研修会や、認知症サポーター養成講座の積極的な活用を図っていく。	1.ゴミ屋敷の対応方法を検討する必要がある。 →市課題② 2.身元保証人のいない方が金銭管理が困難となった際に緊急に対応できるシステムの確立。 →市課題①	●地域の支え合い体制 →福祉総務課、市民協働課:参考資料参照 →介護福祉課:先進事例を研究していく。 ●買い物支援 →商工労政課:参考資料参照。 ③移動支援 →地域交通課:参考資料参照 →介護福祉課:先進事例を研究していく。 ④相談支援体制の強化 →生活福祉課、障がい福祉課、福祉総務課:参考資料参照
第三包括	①地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが、役割や事業内容が見えにくいとの声がある。 ②単身、高齢者のみ、家族が遠方在住、8050問題を抱えた世帯の支援が増加、背景には、家族意識の変化、家族のパワレス等の要因がある。 ③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加している。(大学・一部学校・郵便局・銀行・薬局・スーパー・町会連合会等)	①センターの活動が地域住民に見えにくい。 ②権利擁護(高齢者虐待・成年後見制度申立支援)の相談において、増加傾向にある複合的な課題を持つ世帯へのアプローチや支援の充足が必要。 ③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加しているが、リーダー的役割を担って、地域を牽引するマンパワー(若い世代・ボランティア)が不足している。	①地域包括支援センターを地域住民に知ってもらう取り組みを行う。 ②ネットワーク構築の中でセンターの対応力向上を目指す。 ③若い世代やボランティアが活躍できる地域作りを行う。	①身元保証人がいない方の施設入所。 →市課題① ②民生委員やケアマネジャーを支援する体制づくり、社会資源の開発。 →市課題②	④相談支援体制の強化 →生活福祉課、障がい福祉課、福祉総務課:参考資料参照
東部包括	①介護サービスの利用や支援者の介入に対して拒否的な態度を示す高齢者・家族が多い。 ②急変時等の備えが不十分な住民が多い。 ③一人暮らしの認知症高齢者の見守りを介護支援専門員が抱え込んでいることが多い。	①②早期に専門職と繋がるための支援が必要である。 ③認知症に対する理解・協力体制が不足している。	①②支援を要する高齢者の心身状況や家族環境等について実態把握をして、早期に必要な支援をする。 ③福祉意識を高めるために、地域住民への認知症啓発活動を強化していく。		
西部包括	1)虐待事例や困難ケースの家族等から、どこに相談していいかわからなかったという声が聞かれた。 (地域の意識は、介護が必要になった時に急遽困りごとになり、普段は包括のチラシなど見る意識もない。また、パンフレットでセンターの意味が通じない) 2)状態悪化からの新規相談が増えている。(悪性新生物、認知症の相談が全体の4割)*行方不明者の事例が発生した。 3)介護従事者が日々さまざまなストレスを感じて介護、支援している実態がある。 4)事例が少ない病気や制度について理解不足で支援や説明に困ることがある。訪問看護を上手く活用できていない。 5)民生委員より、包括や圏域事業所と交流の機会を持ち、顔の見える関係作りがしたいと意見が出ている。 6)地域のフォーマル、インフォーマルサービスの情報がわからず、支援に困難が生じている。	1)権利擁護、認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。周知不足。 2)包括、医療、介護ともに気軽に相談できる環境が整っていない。 3)民生委員の交代で連携がスムーズにいかない可能性がある。 4)地域の人達がサービス選びが難しい(どんなサービスが地域にあるかわからない)。	1)認知症サポーター養成講座を積極的に周知していく。(学校関係、企業等) 2)専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。 3)包括主任ケアマネが各居宅へ定期的なアプローチを実施。 4)権利擁護について圏域施設に対し出前講座を企画する。 5)地域への広報の仕方を検討する。(圏域公共施設や企業、病院、薬局等窓口へのパンフレット設置) 6)民生委員と圏域事業所等との交流の場の設定(勉強会実施)。 7)地域の社会資源マップの作成(地域の情報収集)。	要介護認定申請から認定調査までが長く暫定サービス等の提供に支障をきたしている。 →市への要望③ 居宅介護支援専門員より、民生委員さんと連携したいケースがあった時どこに連絡をとっていいのかわからない。 →市への要望④	【市への要望】 ①一時入所施設の確保 →介護福祉課:在宅高齢者短期入所事業における養護老人ホーム以外の入所先確保に向けて検討中。 ②高齢者虐待に関する学習会の開催 →介護福祉課:県の社会福祉士派遣事業の活用支援や包括支援センター-社会福祉士連絡会での勉強会を支援。 ③迅速な介護認定 →介護福祉課:認定調査員の増員を検討中。早く結果を出せるように努めていく。 ④民生委員との連携 →福祉総務課:参考資料参照 →介護福祉課:密な連携が必要な事例は地域ケア会議の開催や地域包括支援センターが顔つなぎのバックアップをしていく。 ⑤権利擁護に関する学習会の開催、権利擁護支援センターの周知 →福祉総務課:参考資料参照 ⑥第2層コーディネーターの設置 →介護福祉課:設置に向けて、関係機関と調整中。
南部包括	①高齢者虐待の相談件数が、増加傾向にある。認知症、家族が精神疾患、老老介護が背景にある。 ②金銭管理が必要な認知症高齢者が増え、成年後見の相談が増加している。 ③身元引受人不在などで、独居高齢者の入院、入所の支援が難しい。 ④バス路線の廃止(薬師堂、乳井地区)や距離的な問題(相馬地区)で受診や買い物に困っている高齢者が増えている。	①高齢者虐待相談の増加に伴い、迅速な対応ができるようチーム作りや支援体制を強化する必要がある。 ②成年後見制度や日常生活自立支援事業(あつぱるハート)がスムーズに利用できるような取り組みや他の支援策を検討する必要がある。 ③身元引受人がいない高齢者の入院や施設の受け入れができるよう協力体制を作る必要がある。 ④閉じこもりや病気の重症化を防ぐために、買い物支援や通院手段を整える必要がある。	①②地域住民や福祉関係者が高齢者虐待の対応や成年後見制度など知識を得る機会を作る。関係機関や地区の民生委員などとのネットワークを強化する。 ③困難事例に対して、地域関係者や医療機関、障がい機関などと連携を図り、相談しやすい環境や支援の方向性を確認できる体制を構築する。 ④地域住民や福祉関係者等で高齢者の移動支援について検討する。	①②地域住民向けの権利擁護についての講習会の開催。弘前圏域権利擁護支援センターのPR。日常生活自立支援事業の活用がスムーズにできるようにする。 →市課題① →市への要望⑤ ③身元引受人のいない高齢者の支援体制を医療や福祉共通で作る。第二層生活支援コーディネーターの配置。 →市課題① →市への要望⑥ ④高齢者の移動支援を公共交通機関や介護サービス事業所等に協力要請する。 →市課題③	⑤権利擁護に関する学習会の開催、権利擁護支援センターの周知 →福祉総務課:参考資料参照 ⑥第2層コーディネーターの設置 →介護福祉課:設置に向けて、関係機関と調整中。
北部包括	①特に、独居高齢者や家族との関係が疎遠となっている方について、健康であるときは生活に問題はないが、何かしらの支援が必要となった際に、対応や支援が困難な状況となる。 ②圏域内に医療機関がなく、スーパー等も少ない。配達サービスも距離的問題(配達圏域外)という理由から断られている。交通手段も不便であり、通院や買い物に困難が生じている地域である。 ③気軽に集まれる、情報交換できる居場所がない。	①日常的な支援や緊急時の対応、施設入所や入院等の支援が難しい。 ②医療機関やスーパー等の情報、それに関わる移動手段を把握し、困っている方に対する支援が必要。 ③居場所がないことで、閉じこもりがちになり、実態把握の遅れや病状が悪化してからの相談につながる。	①安心カード活用の推進、エンディングノート(これからノート)の活用、気軽に情報交換できる居場所づくり。 ②介護保険外サービスの把握、整理をする。 ③気軽に集まれる、情報交換できる居場所を作る(認知症カフェ・出張相談)。	①日常的な支援や緊急時の対応、施設入所や入院等の支援が難しい方へのサポート体制の構築。 →市課題①② ②介護保険外サービスが充実できるような体制の構築。 →市課題②③	

地域課題	担当課	取組状況	
		現在取り組んでいるもの	今後取り組み予定のもの
市課題① 一人暮らしや身元保証人等がない高齢者への支援体制が不十分	福祉総務課	市では成年後見制度の利用にあたり、身寄りが無い等の理由により申立てする方がいない場合に、首長が申立てを行う「市長申立」により対応をしています。市長申立にあたっては、本人の状況を的確に把握する必要があり、親族調査等を行うため、成年後見人等が決まるまでには標準的に数か月を要します。また、本年4月から、弘前圏域8市町村で「弘前圏域権利擁護支援センター」を共同運営しており、成年後見制度を含めた権利擁護に関する体制を強化しています。日常生活支援事業は、社会福祉協議会で実施しているもので、調査等により一定の期間を要することとあわせて、対応できるケースに限りがあることからすぐに制度利用できない場合があると伺っています。	成年後見制度を含む権利擁護については、関係機関と連携しながら着実に取り組むこととしています。また、成年後見制度の利用者がメリットを実感できる制度となるよう、市町村成年後見制度利用促進計画の策定により、成年後見制度利用促進にあたっての方向性を整理し明らかにしていくこととしています。
	環境課	「弘前市ごみ出しサポート事業」を実施しており、高齢や障がいによりごみ集積所までのごみ出しが困難な世帯には、ごみを自宅の前に出していただき、通常のごみ収集とは別に、市職員が個別に回収しています。※「弘前市空き家等の活用、適正管理に関する条例」(建設部建築指導課)では、管理不全状態の空き家の適正管理について定めており、行政による代執行ができます。	
市課題② 多様な社会資源の開発	生活福祉課	借家等に居住していた被保護者が、入所等により家財等の処分が必要な場合は家財処分料の支給が可能です。	
	福祉総務課	認知症等により判断能力に不安がある方については、成年後見制度の利用を含めた相談支援を行っています。支援を必要とする方で、身寄りが無い方については、「市長申立」による成年後見制度の利用に向けた対応をとっています。	成年後見制度は認知症等により物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで法律的に支援する制度です。弘前圏域権利擁護支援センターでの相談支援とあわせて、市長申立による申立て手続きなど、これまでと同様に対応します。
	福祉総務課	民生委員・児童委員(主任児童委員)は地域で課題を抱えた人の相談にのり、相談機関等へつなぐ橋渡し役として活動しています。市独自の取り組みとしては、民生委員協力員制度を創設しています。国は社会福祉法を改正し、多機関の協働による包括的支援体制の構築を市町村に求めています。この体制は、いわゆる断らない相談窓口の構築であり、複合化・複雑化した課題に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートしながら、チームとして行う包括的・総合的な相談体制です。市では、事業化に向け、国の動向や先行自治体の状況を情報収集するとともに、県のアドバイザー派遣事業を活用して勉強会を実施しています。	市では、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進するために平成30年度に「弘前市地域福祉計画」を策定しました。この計画において、「地域福祉を支える担い手の育成・確保」を基本目標のひとつに掲げて取り組むこととしています。また、本計画では地域福祉の推進に向けて地域住民・事業者・行政がそれぞれ役割を分担するとともに、互いに協働しながら一体となって取り組んでいくことが必要と考えています。福祉の計画だから福祉のことだけというのではなく、地域に興味をもってもらうことから始めたいと考えていますので、出前講座等の機会を活用しながら広く周知してまいります。また、左記の取り組みを踏まえ、相談機能を有する関係課と連携を図りながら、事業実施に向けより具体的な検討を進めることとしています。
	市民協働課	町会においても、役員の高齢化や、活動参加者の減少などの課題を捉えており、町会役員の担い手を育成するため、平成29年度から「町会担い手育成塾」を開催し、参加者によるワークショップや意見交換会を通じて町会担い手育成のあり方を考えています。	令和2年度は、小比内町会をモデルとして「子どもの活動を通じて子育て世代を町会に巻き込む」事業実施や体制づくりを目指します。町会役員や住民に対するアンケート調査、ワークショップを実施予定。
商工労政課	・現在、買物弱者対策としての取組みは実施しておりません。 ・セブンイレブンが市内で移動販売車輦を2台稼働中とのこと。 ・県(商工政策課)が今年度、「宅配業者と商店街の連携による買物サービスモデル事業運営業務」を実施します(これまでも買物弱者対策となる事業を継続実施)	・具体的取組みは予定していません。 ・県がモデル事業の構築に取り組んでいるので、その結果により検討します。	
市課題③ 相談支援体制の強化	生活福祉課	・自立相談支援事業 ・生活困窮者無料職業紹介事業 ・生活困窮者就労準備支援事業 ・「弘前市就労自立支援相談の手引き」による案件に応じた窓口の周知 ・生活保護世帯の場合は、担当CWIによるケース訪問や病院を含めた様々な関係機関と連携し、受診指導等を行っています。	・家計改善支援事業 ・生活困窮者訪問相談支援事業 ・支援会議の創設 ・「弘前市就労自立支援相談の手引き」のリバイス及び関係機関への共有
	障がい福祉課	・個別訪問の実施(相談支援事業所に同行依頼) ・健康増進課、保健所での相談受付 ・高齢者虐待ケースの場合は、虐待している養護者に精神疾患が疑われる場合、情報提供しています。	・高齢者虐待のケースについては、必要に応じて訪問時同行します。
	福祉総務課	国は社会福祉法を改正し、多機関の協働による包括的支援体制の構築を市町村に求めています。この体制は、いわゆる断らない相談窓口の構築であり、複合化・複雑化した課題に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートしながら、チームとして行う包括的・総合的な相談体制です。市では、事業化に向け、国の動向や先行自治体の状況を情報収集するとともに、県のアドバイザー派遣事業を活用して勉強会を実施しています。	左記の取り組みを踏まえ、相談機能を有する関係課と連携を図りながら、事業実施に向けより具体的な検討を進めることとしています。地域共生社会の実現は、市の最上位計画である弘前市総合計画の政策方針のひとつであり、弘前市地域福祉計画においても地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進していくこととしています。この実現にあたっては、新たな取組を行うということではなく、相談体制を含めた既存事業を有機的に連携させながら深化させていくとするものです。今般の社会福祉法改正を受け、ワンストップ相談窓口の設置については、相談機能を有する関係課と連携を図りながら、事業実施に向けてより具体的な検討を進めることとしています。
市課題④ 移動支援	地域交通課	当課では70才以上の高齢者500名を対象とした「お出かけシニアバス」の事業を行っており、市内を走る路線バスや弘南鉄道大鶴線、乗合タクシーへの運賃を軽減する取り組みを行っています。乗合タクシーが走る地区は、バス路線が廃止された地区も含まれており、高齢者にとって重要な移動手段となっております。当課では「お出かけシニアバス」の効果により、高齢者の方が乗合タクシーを利用しやすいものになっていると考えております。	市と交通事業者が連携し、利便性がさらに向上するようバス路線の見直し等に取り組んでいきたいと考えています。また、乗合タクシーが新規で運行される路線については、これまでに地元への説明会や乗車体験会を行っておりますが、高齢者の方がさらに利用しやすい仕組みについて、交通事業者と検討していきたいと考えております。
市への要望③ 民生委員と医療・介護関係者との連携強化	福祉総務課	関係機関との連携が重要視される中において、民生委員はこれまでの活動に加え、地域ケア会議や要保護児童ケース会議といった個別事案の検討会議への出席を依頼され、対応していると伺っています。ケアマネジャーが民生委員と連絡を取りたくても担当民生委員がわからない場合は、福祉総務課にお問い合わせくださるようお願いいたします。	
市への要望④ 権利擁護への取り組み強化	福祉総務課	本年4月から弘前圏域8市町村で「弘前圏域権利擁護支援センター」を共同で運営しています。	要望にあります弘前圏域権利擁護支援センターについては、新型コロナウイルス感染症の影響で当初予定よりも遅い開催となりましたが、事業者向けの研修会を7/2、7/8に開催しました。また、弘前圏域構成市町村の住民を対象にした研修会を8月から4回実施するほか、本年10月から市民後見人養成研修を実施する予定です。このような各種研修については、次年度以降も継続して取り組んでいく予定です。

社会構造の変化

◎高齢者の増加、人口減少による担い手不足
2025年 団塊世代が全て後期高齢者へ
2040年 高齢者人口がピーク
現役世代の急減
高齢者、単身世帯の増加

◎社会保障費の増加

2040年 医療費約1.7倍 66兆7千億円
介護費約2.4倍 25兆8千億円

Table with 4 columns: Category, H12年, H30年, Ratio. Rows include 後期高齢者医療 (Total cost, Insured, Per capita) and 介護保険サービス (Total cost, Certified, Per capita).

Table with 4 columns: Insurance Type, Rate, Ratio. Rows include 医療保険料率 (協会けんぽ, 健保組合) and 介護保険料 (1号, 2号).

Table with 4 columns: Category, National, Prefecture, City/Town/Village. Rows include 後期高齢者医療 (Public, Insurance, Support) and 介護保険 (Insurance, Support).

後期高齢者支援金 被用者保険の事業主負担1/2
2号被保険者介護保険料(介護納付金) 被用者保険の事業主負担1/2

首相官邸 経済財政諮問会議 2018骨太 介護予防、生活習慣病等の重症化予防を市町村が一体的に実施する仕組みの検討
2019骨太 疾病・介護予防の促進のための予防・健康インセンティブを強化

15 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する有識者会議報告書 H30.12(H30.9～座長:遠藤久雄)
保険局、老健局合同

『我が事、丸ごと』地域共生社会実現本部 H28.7 厚生労働省

D 高齢者の医療の確保に関する法律 (H18成立、H20施行) 医療費の適正化を推進
医療保険制度改革関連法(H27.5公布、H28.4施行)
高齢者の特性に応じた保健事業の実施位置づけ

F 介護保険法(H12施行)
H17改正 介護予防重視 (地域支援事業開始)
地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正法 (H29.6公布、H30.4施行)

H 社会福祉法 (S26施行、H30改正)
地域福祉の推進、社会福祉事業の適正実施
障害者総合支援法、児童福祉法、生活困窮者自立支援法も合わせて改正

E 健康保険法等一部改正法 (R元.5公布、R2.4施行) 健保法、国保法、高確法、介護保険法等改正、一体的実施を位置づけ

13 後期広域連合に対するインセンティブ措置 (H28～特別調整交付金に反映)
予防・健康づくり、医療費適正化の取組を促す

H26年介護保険法改正
住民主体の通い場を中心とした一般介護予防事業創設
要支援者に対する訪問介護、通所介護を住民主体の支援、地域の支え合いへ

27 改正社会福祉法 (H29改正、H30施行)
◎地域共生社会の実現
制度・分野ごとの縦割りから丸ごとへ

高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン
高齢者の保健事業あり方WG(H28.7～座長:津下一代)
H28～29 モデル事業実施
H30.4 高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン R元.9 プログラム検討の実務検討班報告書

Table with 3 columns: Category, Content, Target. Rows include 包括的支援事業, 一般介護予防事業, 介護予防・生活支援サービス, 予防給付, 介護給付.

◎包括的支援体制整備
「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち支え合う
◎地域福祉計画の策定
都道府県、市町村の努力義務
高齢・障害・児童・その他福祉の上位計画に位置づけ

ガイドライン第2版(R1.10)
【高齢者の特性・課題】
複数の疾患の合併、加齢に伴う臓器の機能低下(生活習慣病、フレイル、サルコペニア、認知症)
個別医療機関では一元管理できない
保険者が健康・医療情報を包括的に把握可能
保険者機能を発揮した保健事業の展開

H29介護法改正 地域包括ケアシステムの深化・推進
・自立支援・重度化防止に向けた保険者機能強化
・データに基づく分析、評価、インセンティブ
・地域共生社会に向けた取り組み推進

28 地域づくりに関する事業の一体的実施について (H29.3 健康局健康課長、老健局振興課長、児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害福祉課連名通知)

【ガイドラインの内容】
①高齢者の特性を踏まえた保健事業
・保健事業の内容・手順を科学的知見を踏まえて提示
・生活習慣病の発症予防から重症化予防へ
・フレイル状態に着目した疾病予防(重症化、再発入院防止)
②高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
医療専門職がデータ分析、事業全体をコーディネート
・疾病予防・重症化予防と併せて介護予防も行う

科学的裏づけに基づく介護検討会取りまとめ(R1.7)
エビデンスに基づいた自立支援・重度化防止のためのシステム構築(CHSEの運用)

地域共生社会実現に向けた取組 (H29～国補3/4 28億円)
○地域力強化推進事業
○多機関協働による包括的支援体制構築事業

特別調整交付金交付基準(省令R2.3.27)
高確法に基づく保健事業実施指針全部改正(R2.3.27)
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を位置づけ

24 一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会とりまとめ 2019.12 (R1.5～座長:遠藤久夫)
・社協等多様な主体と連携、役割がある形での参加等
・専門職の効果的・効率的関与、PDCAサイクルに沿った推進方策
社会保障審議会 介護保険部会 (H15～座長:遠藤久夫)
◎介護保険制度の見直しに関する意見 R1.12.27
地域共生社会実現に向けた介護保険制度の見直し
・介護予防・健康づくりの推進(医療専門職の効果的・効率的関与)
・保険者機能の強化(PDCA、データ活用推進)
保険者機能強化推進交付金抜本強化(400億円に倍増)
・地域包括ケアの推進・持続可能な制度構築 → 2020年法改正

29 地域共生社会推進検討会とりまとめ(R1.12)
(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 R1.5～座長:宮本太郎)
市町村の包括的支援体制の構築
断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援
高齢・障害・子ども、生活困窮者の相談支援に係る事業を一体的に行う
※実施主体は市町村だが社協等民間団体へ委託可能

データに基づく科学的・効果的な介護予防(重症化予防・再発予防) 地域共生社会(地域づくり)

1 企画・調整等を担当する医療専門職

業務内容	1 KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握
	(1) KDBシステムから被保険者一人ひとりの医療レセプトや健診に係るデータ(質問票を含む)、介護レセプト、要介護認定情報等を把握し、市町村全体や地域単位などの集計データをもとに、 <u>全国・県平均、同規模市町村平均等との比較、経年変化などから、重点課題を明確化</u> すること。
	(2) KDBシステムのデータに加え、 <u>圏域の高齢者の疾病構造や生活習慣、要介護、受診状況等</u> を活用して、地域の健康課題の整理・分析を行うこと。
	(3) 新たに作成された高齢者の <u>質問票</u> を活用
	(4) 高齢者のフレイル状態等に関する情報も分析し、 <u>フレイル状態にある高齢者やフレイルのおそれのある高齢者</u> など、一体的実施において支援すべき対象者を抽出すること。
	(5) <u>医療・介護双方</u> の視点から高齢者の状態をスクリーニングし、フレイル予防等の一体的な取組につなげる
	2 事業の企画・調整等
	(1) KDBシステムを活用した分析を行い、その結果に基づいて健康課題の明確化を行うこと。
	(2) 市町村国保の保健事業と連携可能な取組国保の保健事業で実施する <u>糖尿病性腎症重症化予防事業</u> に対する支援が <u>75歳以上も途切れない</u> よう、高齢者保健事業においても同様の支援を実施すること。 <u>高血圧予防教室等、生活習慣病対策と連携した事業</u> を実施すること。
	3 医療関係団体等との連絡調整

2 地域を担当する医療専門職

生活圏域毎にハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの双方実施

業務内容	4 高齢者に対する支援内容
	(1) 高齢者に対する個別支援(ハイリスクアプローチ) 【ア～ウいずれか実施】
	低栄養防止・重症化予防の取組 後期高齢者の大半が医療機関を受診しており、 <u>レセプト情報</u> を活用することで対象者把握や健康状態に応じた支援につなげることも容易になると考える。 特に <u>治療中断者や未受診者等</u> については、医療機関での対応が難しい場合もあるため、レセプト等の情報が集約される <u>保険者による取り組み</u> として実施することも重要である。
	イ 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組
	ウ 健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続
	(2) 通いの場等への積極的な関与等 (ポピュレーションアプローチ) 【ア～ウすべて実施】 KDBにより把握した地域の健康課題をもとに、医療専門職が健康教育、健康相談等を実施する。
	ア <u>フレイル予防などの健康教育・健康相談</u> を実施する。
	イ <u>フレイル状態にある高齢者等</u> を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導等の支援
	ウ 取組において把握された高齢者の状況に応じて、 <u>医療受診勧奨・介護</u> につなげる。